

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

令和 7 年度定時総会資料

日 時 令和 7 年 6 月 6 日（金） 13：30～15：30

会 場 東京ガーデンパレス
東京都文京区湯島 1－7－5
TEL. 03－3813－6211

目 次

令和7年度定時総会開催要綱	1
入会校の紹介	3
会員介護福祉士養成施設数・入学定員	4
審議事項	
第1号議案 令和5年度決算の修正について	7
第2号議案 令和6年度事業報告（案）について	15
第3号議案 令和6年度決算（案）並びに監査報告について	27
第4号議案 定款の改正（案）について	45
第5号議案 役員報酬等規程の改正（案）について	51
第6号議案 任期満了に伴う役員の選任（案）について	61
報告事項	
ア 令和7年度事業計画及び令和7年度予算について	73
イ 介護福祉士修学資金保証制度について	84
資料編	
1. 各種委員会報告	97
総務・政策委員会	97
教育力向上委員会	106
外国人留学生支援委員会	108
介護福祉士養成のあり方検討委員会	117
2. ブロック活動報告	133
3. 日本介護福祉教育学会 会員数	154
4. 学生事故補償制度	155
5. 都道府県代表校名簿	156
6. 全国都道府県介護福祉士会一覧	157
7. 介護福祉士登録者数集計表	158

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 令和7年度定時総会開催要綱

I 日 時 令和7年6月6日（金） 13：30～15：30

II 会 場 東京ガーデンパレス
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5
TEL 03-3813-6211

III 議 事

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
吉 田 昌 司 室長

4 入会校の紹介

5 議長選出 議長選出・就任
議事録署名人選任

6 審議事項

第1号議案 令和5年度決算の修正について

第2号議案 令和6年度事業報告（案）について

第3号議案 令和6年度決算（案）並びに監査報告について

第4号議案 定款の改正（案）について

第5号議案 役員報酬等規程の改正（案）について

第6号議案 任期満了に伴う役員の選任（案）について

7 報告事項

ア 令和7年度事業計画及び令和7年度予算について

イ 介護福祉士修学資金保証制度について

8 閉 会

入会校の紹介

◎:新設 ○:学科増

区分	所在地	養成施設名	学科名	修業年限	入学定員
◎	岡山県 瀬戸内市	日本ITビジネスカレッジ	介護福祉学科	2年	36名
◎	神奈川県 藤沢市	湘南医療大学	介護福祉別科	2年	40名
◎	新潟県 新潟市	日本こども福祉専門学校	介護福祉学科	2年	60名
◎	千葉県 佐倉市	ユーカリが丘国際福祉専門学校	介護福祉学科	2年	40名
○	新潟県 新潟市	新潟医療福祉カレッジ	国際介護科	2年	60名

(参考)退会養成施設

●:学校・学科減 ※学科減

区分	所在地	養成施設名	学科名	修業年限	入学定員
●	北海道 札幌市	せいとく介護こども福祉専門学校	介護福祉科	2年	80名
●	青森県 青森市	青森中央短期大学	専攻科福祉専攻	1年	25名
●	宮城県 仙台市	東北文化学園専門学校	介護福祉科	2年	40名
●	山形県 天童市	羽陽学園短期大学	専攻科福祉専攻	1年	25名
●	群馬県 前橋市	群馬社会福祉専門学校	介護福祉専攻科	1年	40名
●	千葉県 千葉市	京葉介護福祉専門学校	介護福祉学科	2年	40名
●	東京都 文京区	彰栄保育福祉専門学校	介護福祉専攻科	1年	40名
●	東京都 文京区	東京医療秘書福祉&IT専門学校	介護福祉科	2年	40名
●	新潟県 新潟市	新潟青陵大学短期大学部	人間総合学科介護福祉コース	2年	40名
●	滋賀県 東近江市	びわこ学院大学短期大学部	ライフデザイン学科介護福祉コース	2年	30名
●	大阪府 箕面市	箕面学園福祉保育専門学校	介護福祉科	2年	30名
●	大阪府 大阪市	大阪国際福祉専門学校	介護福祉科	2年	40名
●	兵庫県 西宮市	甲子園短期大学	生活環境学科介護福祉フィールド	2年	20名
●	兵庫県 三田市	湊川短期大学	幼児教育保育学科専攻科生活福祉専攻	2年	10名
●	宮崎県 延岡市	九州医療科学大学	臨床福祉学科介護福祉コース	4年	0名
●	沖縄県 豊見城市	沖縄アカデミー専門学校	介護福祉学科	2年	80名

会員介護福祉士養成校数・入学定員

〔令和7年5月13日現在暫定版〕

ブロック	令和6年4月			令和7年4月					計		
	学校	学科	定員	開設△廃止			定員増△減		学校	学科	定員
				学校	学科	定員	学科	定員			
北 海 道	15	16	585	△ 1	△ 1	△ 80	2	△ 30	14	15	475
東 北	24	24	913	△ 3	△ 3	△ 90	1	△ 60	21	21	763
関 東 信 越	87	88	3,972	3	4	200	2	45	85	87	3,947
				△ 5	△ 5	△ 200	2	△ 70			
東 海 北 陸	31	31	1,352				1	△ 16	31	31	1,336
近 畿	43	43	2,003	△ 5	△ 5	△ 130	2	△ 130	38	38	1,743
中 国 四 国	38	39	1,437	1	1	36	2	20	39	40	1,473
							2	△ 20			
九 州	37	37	1,312	△ 2	△ 2	△ 80	1	△ 5	35	35	1,227
〔修業年限〕											
1年コース	12	12	375	△ 4	△ 4	△ 130			8	8	245
2年コース	205	207	9,349	4	5	236	4	65	198	201	8,879
				△ 11	△ 11	△ 450	10	△ 321			
3年コース	5	5	200						5	5	200
4年コース	53	54	1,650	△ 1	△ 1		1	△ 10	52	53	1,640
合 計	275	278	11,574	4	5	236	4	65	263	267	10,964
				△ 16	△ 16	△ 580	11	△ 331			

※ 学科数の増△減、定員の増△減は、学科の開設△廃止に伴うもののほか、修業年限の変更による増減も含まれます。

審 議 事 項

第 1 号議案

令和 5 年度決算の修正について

令和 5 年度決算の修正について

令和 5 年度財務諸表のうち、「外国人留学生支援事業資金」を「外国人介護人材受入支援事業資金」に修正する。

【理由】

（外国人留学生支援事業資金の計上）

外国人留学生支援事業資金については、日本語学校学生と会員校及び介護施設のマッチングを行う外国人留学生支援事業の費用にあてるため、特定費用準備資金として保有を承認いただき、令和 5 年度貸借対照表の「2 固定資産」「(1) 特定資産」の「外国人留学生支援事業資金」として 2,000 万円を計上し、その決算書類については、昨年度の定時総会でご承認をいただきました。

本資金を新たに保有することの検討に当たっては、事務局から内閣府担当者に新事業の経費に充てることの説明を口頭で行いましたが、当時の内閣府担当者からは保有する時期の指導はありませんでした。

（外国人留学生支援事業資金についての内閣府の指導）

内閣府に提出した令和 5 年度事業報告に関して、昨年 11 月に、内閣府担当者から、内閣府による新規事業承認の前に新規事業のための特定費用準備資金を積み立てることは認められない。については「外国人留学生支援事業資金」については次のように処理されたいとの指導がありました。

- 1 令和 5 年度に保有した「外国人留学生支援事業資金」は、他の既存事業の仮の事業資金として遡及して決算修正すること
- 2 内閣府の事業変更認定承認後、改めて理事会で「外国人留学生支援事業資金」の保有の承認を得ること

（内閣府指導の法令上の根拠）

事務局から内閣府担当者に、内閣府の事業変更認定前に特別費用準備資金を保有してはいいけないとする法的根拠を問い合わせたところ、法令上の明文の規定はなく、内閣府担当部門の法令解釈の回答文を示されました。

この回答によれば、特定費用準備資金の保有は、費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要すると解釈しているので、内閣府の認定前に新規事業に対して保有するのは不適切とのことです。

(指導によるこれまでの対応及び今後の対応)
これまでの対応及び今後の対応は次のとおりです。

1 特定費用準備資金の積み立て内容変更

令和5年度に積み立てたのは特定費用準備資金「外国人留学生支援事業資金」でなく、新規事業ではない「外国人介護人材受入支援事業資金」であったとし、「外国人介護人材受入支援事業資金」は当協会が平成30年に発刊した「外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き」の改訂版製作及び「外国人介護人材を受け入れる介護施設職員のためのハンドブック」の改訂版製作のための事業の特別費用準備資金とする。

このことに伴い、令和5年度決算を修正することについて、本定時総会で承認いただきたい。

2 令和6年度決算では「外国人介護人材受入支援事業資金」のままとする。

3 定時総会後に内閣府に対して外国人留学生支援事業の事業変更認定申請を行う

4 外国人留学生支援事業の内閣府による認定後に、「外国人介護人材受入支援事業資金」を「外国人留学生支援事業資金」へ変更することの理事会承認を得る。

(外国人留学生支援事業の開始時期)

外国人留学生支援事業の実施は、内閣府の承認後になることから、令和7年7月に申請したとしても、認定に最低4か月を要するとみられることから、この事業を本格的に開始できるのは、早くて11月頃になると想定します。

実施できるまでの間、事業内容について日本語学校団体、介護施設団体等と検討を行い、一部事業内容を見直す作業を実施します。

以上

【仮】貸 借 対 照 表

令和6年3月末日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	38,201,613	17,878,337	20,323,276
未収金	623,500	3,149,277	△ 2,525,777
流動資産合計	38,825,113	21,027,614	17,797,499
2 固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	17,888,000	15,474,000	2,414,000
介護教育研究・研修 センター（仮称）	0	61,000,000	△ 61,000,000
設立準備資金			
入会金積立基金資産	107,800,000	106,600,000	1,200,000
介護福祉士養成のあり方検討事業資金	20,000,000	0	20,000,000
外国人介護人材受入支援事業資金	20,000,000	0	20,000,000
特定資産合計	165,688,000	183,074,000	△ 17,386,000
(2)その他固定資産			
什器備品	1	1	0
敷金	1,320,000	1,320,000	0
その他固定資産合計	1,320,001	1,320,001	0
固定資産合計	167,008,001	184,394,001	△ 17,386,000
資産合計	205,833,114	205,421,615	411,499
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	463,951	292,985	170,966
短期借入金	0	12,000,000	△ 12,000,000
前受金	300,000	0	300,000
賞与引当金	1,920,000	1,821,000	99,000
流動負債合計	2,683,951	14,113,985	△ 11,430,034
2 固定負債			
退職給付引当金	17,888,000	15,474,000	2,414,000
固定負債合計	17,888,000	15,474,000	2,414,000
負債合計	20,571,951	29,587,985	△ 9,016,034
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	185,261,163	175,833,630	9,427,533
（うち特定資産への充当額）	(165,688,000)	(183,074,000)	17,386,000
正味財産合計	185,261,163	175,833,630	9,427,533
負債及び正味財産合計	205,833,114	205,421,615	411,499

【仮】財務諸表に対する注記

1.重要な会計方針

この財務諸表は、平成20年4月11日内閣府公表の「公益法人会計基準」に準拠して作成しております。

(1)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。

(2)引当金の計上基準

賞与引当金 職員の賞与支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を期末退職給付債務とみなして計上しております。

(3)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、重要でないものを除き、売買取引に準じた会計処理によることとしております。但し、平成20年3月以前に契約した上記リース契約は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。尚、令和6年3月31日現在では売買取引処理した契約はありません。また、個別リース契約または合計リース契約残高に重要性がないため、賃貸借処理に係る注記は省略しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

介護教育研究・研修センター（仮称）設立準備資金（特定費用準備資金）6,100万円は令和5年度定時総会の決議により全額取崩処理し、取崩額のうち介護福祉士養成のあり方検討事業資金（特定費用準備資金）として2,000万円、外国人介護人材受入支援事業資金（特定費用準備資金）として2,000万円を積立し、残額2,100万円は一般会計へ組入れました。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	15,474,000	2,414,000	0	17,888,000
介護教育研究・研修センター （仮称）設立準備資金	61,000,000	0	61,000,000	0
入会金積立基金資産	106,600,000	1,200,000	0	107,800,000
介護福祉士養成のあり方検討 事業資金	0	20,000,000	0	20,000,000
外国人介護人材受入支援事業資金	0	20,000,000	0	20,000,000
合 計	183,074,000	43,614,000	61,000,000	165,688,000

3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味財産 からの充当額）	（うち一般正味財産 からの充当額）	（うち負債に対応する 額）
特定資産				
退職給付引当資産	17,888,000	—	—	(17,888,000)
入会金積立基金資産	107,800,000	—	(107,800,000)	—
介護福祉士養成のあり方検討 事業資金	20,000,000	—	(20,000,000)	—
外国人介護人材受入支援事業資金	20,000,000	—	(20,000,000)	—
合 計	165,688,000	—	(147,800,000)	(17,888,000)

4.担保に供している資産

該当なし

5.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,512,000	1,511,999	1
合 計	1,512,000	1,511,999	1

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
敷金	1,320,000	0	0	1,320,000
合 計	1,320,000	0	0	1,320,000

6.補助金等の内訳並びに交付者、当期の計上額

(単位：円)

補助金の名称	交付者	当期計上額	正味財産増減計算書 記載区分
補助金 ・介護福祉士養成施設学生の 途中退学の防止等に関する調査 研究事業補助金	厚生労働省	13,800,000	一般正味財産
助成金 ・全国教職員研修会補助金	公益財団法人JKA	499,000	一般正味財産
合 計		14,299,000	

7.関連当事者との取引

該当なし

8.表示の変更

令和4年度までは、当協会会費規程に定める正会員からの年額の会費等（消費税非課税）及び学力評価試験加算額等（消費税課税）の合計額を「受取正会員会費」として計上していましたが、適格請求書発行事業者として消費税の課税区分を明確にするため、令和5年度から年額の会費等は「受取正会員会費」、学力評価試験加算額等の額は「受取学力評価試験等加算会費」として表示いたしました。

【仮】 附 属 明 細 書

1.基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	15,474,000	2,414,000	0	17,888,000
	介護教育研究・研修センター（仮称）	61,000,000	0	61,000,000	0
	設立準備資金				
	入会金積立基金資産	106,600,000	1,200,000	0	107,800,000
	介護福祉士養成のあり方検討事業資金	0	20,000,000	0	20,000,000
	外国人介護人材受入支援事業資金	0	20,000,000	0	20,000,000
	特定資産計	183,074,000	43,614,000	61,000,000	165,688,000

2.引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,821,000	1,920,000	1,821,000	0	1,920,000
退職給付引当金	15,474,000	2,414,000	0	0	17,888,000

【仮】財 産 目 録
令和 6 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科目		摘要		金額
(流動資産)				
	預金	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6478316 No.6607045 No.6478413 ゆうちょ銀行 No.00170-9-667894	一般口座 一般口座 日本介護福祉教育学会口座	13,426,302 11,000,000 13,186,226
	未収金			589,085 623,500
流動資産合計				38,825,113
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6583566	退職金に充当	17,888,000
	入会金積立基金資産	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6583370	2号財産(注)	107,800,000
	介護福祉士養成のあり方検討事業資金	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6607045		5,000,000
		定期預金 三井住友銀行霞が関支店 No.118519		15,000,000
	<u>外国人介護人材受入支援事業資金</u>	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6607045		5,000,000
		定期預金 三井住友銀行霞が関支店 No.118519		15,000,000
その他固定資産	什器備品	文京区本郷3-3-10	学力評価試験事業用マークシート読取機であり、公益目的保有財産	1
	敷金	株式会社辰栄興発 (御茶ノ水ビル)	共有財産であり、うち90%は公益目的財産として公1事業の用に供し、10%は管理運営の用に供している	1,320,000
固定資産合計				167,008,001
資産合計				205,833,114
(流動負債)				
	預り金	源泉所得税等		463,951
	前受金	令和6年度新規入会校		300,000
	賞与引当金			1,920,000
流動負債合計				2,683,951
(固定負債)				
	退職給付引当金			17,888,000
固定負債合計				17,888,000
負債合計				20,571,951
正味財産				185,261,163

注) 2号財産とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項2号に規定される財産であって、公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

第2号議案

令和6年度事業報告（案）について

令和6年度事業報告（案）

I. 法人関係

1. 総会

《定時総会》

日 時 令和6年6月11日（火）13：30～15：30

場 所 東京都文京区 東京ガーデンパレス

議 事 ①令和5年度事業報告（案）について ②令和5年度決算（案）並びに監査報告について ③定款の改正（案）について ④役員の選任（案）について

2. 理事会

〈第1回〉

日 時 令和6年5月20日（月）13：30～15：30

場 所 オンライン（ZOOM）

議 事 ①令和5年度事業報告（案） ②令和5年度決算（案）及び監事監査報告 ③新規開設校の入会及び会員資格の喪失について ④定款の変更（案）について ⑤役員等の選任（案）について ⑥令和6年度定時総会開催（案）について ⑦北京西山会社との協定（案）について ⑧外国人留学生支援事業について ⑨令和6年度の介護福祉士養成のあり方検討委員会について

〈第2回〉

日 時 令和6年6月27日（木）13：30～14：30

場 所 オンライン（ZOOM）

議 事 ①新規開設校の入会について ②福祉人材確保対策室長あて要望書の提出について ③介護福祉士国家試験パート合格の導入について

〈第3回〉

日 時 令和6年9月26日（木）10：00～11：00

場 所 オンライン（ZOOM）

議 事 ①非常勤職員等の採用、勤務及び給与等に関する規程の制定について ②今後の介護福祉士養成のあり方検討委員会について

〈第4回〉

日 時 令和6年10月21日（月）14：00～16：00

場 所 オンライン（ZOOM）

議 事 ①介護福祉士修学資金保証制度について ②外国人留学生支援事業について ③職業紹介事業について

〈第5回〉

日 時 令和6年12月10日（火）13：30～16：00

場 所 オンライン（ZOOM）

議 事 ①介護福祉士修学資金保証制度について ②令和5年度に保有した外国人留学生支援事業資金の変更手続きについて ③内閣府への変更認定申請書の提出について ④令和6年度事業計画の変更について ⑤令和6年度予算の変更について ⑥諸規程の制定等について ⑦厚生労働大臣等への要望事項について ⑧介養協テキストの中国語版の発行について

〈第6回〉

日 時 令和7年3月19日（水）13：30～16：00

場 所 オンライン（ZOOM）

議 事 ①令和7年度事業計画（案） ②令和7年度予算（案） ③特定費用準備資金の取り崩しについて ④特別委員会の設置について ⑤役員等の選任についての基準（内規）の改正について

上記理事会の他、正副会長会議を4回開催した。

Ⅱ．事業関係

1．協会の既存事業の見直し・協会財政の健全化等の確保

（1）令和4年度に財政健全化を図るための既存事業の見直しなどを行う特別委員会を設置し、同委員会の作成した「事業見直し等の検討結果」を5年度に引き続き6年度も実施することとした。

（2）事業見直し等の検討結果の概要及び5年度以降の実施内容

（総論）

協会の各事業は当面次の方針により行い、令和8年度末までに改めて協会財政健全化に向けて再度の事業等の見直しを行う。

（個別事業等の検討結果）

1 事務局体制の見直し

原則として現在の人員は維持するが、新規事業を行うために必要となる事務局員については、その分の非常勤職員等の増員を行う。

（5年度以降の実施内容）

4 年度中の事務局人員を 6 年度も維持し、新規事業を行うために必要となる非常勤職員増員を行った。

2 会費の値上げ

年会費及び定員加算の値上げは行わない。ただし、学力評価試験事業の収支赤字を解消するため、受験者 1 名あたりの会費加算額を、現行 2,000 円から、在学生 3,000 円、在学生以外の者を 4,000 円に改定する。（在学生には養成校で実務者研修を受講している者及び卒業生を含む）

（5 年度以降の実施内容）

令和 5 年度定時総会において上記のとりの会費値上げを内容とする会費規程が改正され、5 年度から学力評価試験の会費加算額の改定が実施された。

3 全国教職員研修会及び教育学会のブロック持ち回り方法

- ・全国教職員研修会と教育学会の合同又は同時期の開催とする
- ・北海道ブロック及び東北ブロックを一つと考える
- ・移行期間を考慮してこれらの持ち回り方法は令和 7 年度から実施する

（5 年度以降の実施内容）

ブロック持ち回りについては令和 7 年度から北海道ブロック及び東北ブロックを一つと考えることが理事会で合意された。

4 会員校の実施する実務者研修の広報等の支援事業

- ・実務者研修等の広報事業を行う

（5 年度以降の実施内容）

会員校が実施する実務者研修の広報を行うべく、6 年度にホームページの改修を行った。

5 （仮称）専門介護福祉士の創設について

介護福祉士養成のあり方検討委員会での検討結果を踏まえて、令和 5 年度以降、創設に向けて実施するのに必要な額（予算額）を理事会で決定

（5 年度以降の実施内容）

5 年度に介護福祉士養成のあり方検討事業資金として 2,000 万円を特定費用準備資金として積み立て、6 年度中の実施額を取り崩した。

6 新規事業

（1）外国人留学生支援事業

外国人留学生支援事業を次の目的のもとに令和 5 年度以降実施する。ただし、本事業の実施内容は令和 8 年度までに見直すこととする。

- ①介護留学生受け入れの好循環を生み出す
- ②日本の介護教育のブランド力を向上させる
- ③国境を超える福祉文化の構築に貢献する

（5 年度以降の実施内容）

外国人留学生支援事業を実施することとして、6 年度に定款に事業項目を追加する手続きを行うとともに、実施に向けて内閣府に事業変更認定申請を行おうとしたが、本事業の経費財源となる外国人留学生支援事業資金の保有に関連し、遡及して「外国人介護人材受入事業資金」として保有することとしたため、7 年度に改めて本事業の事業変更認定申請をおこなうべく本事業の本格実施に向けた検討を行った。

（2）外国人留学生卒業生学習支援事業

国家試験に合格していない外国人留学生卒業生を対象としたオンライン研修会（有料）を実施する学習支援事業を行う。

(5 年度以降の実施内容)

外国人留学生支援委員会において、6 年度に実施することとし、受講生の募集を行ったが、応募者がいなかったため、中止した。

(3) 賛助会員募集事業

事業内容を検討し、収入確保を図る。

(5 年度以降の実施内容)

賛助会員を募集し、5 年度は 1 賛助会員が入会した。6 年度の事業計画でも引き続き賛助会員を募集したが入会申込者はなかった。

7 上記以外の事業についての見直し

上記以外の事業については、別添「既存事業の見直し結果とその実施状況」の「基本方針」を継続して実施する。

(5 年度以降の実施内容)

引き続き「既存事業の見直し結果とその実施状況」を実施した。

8 基金の取り崩し

今後の金利状況を考慮して、8 年度末までに銀行借入れ（利息の支払い）を行わずに済むよう、次の項目の合計額について入会金積立基金を取り崩す。

(1) 令和 8 年度末の推定銀行借入額

(2) 留学生支援事業が黒字化するまでに必要となる想定額

(3) 介護福祉士養成のあり方検討委員会で検討されている方策を実施するのに必要であると理事会が認めた額

(5 年度以降の実施内容)

令和 5 年度定時総会において事業運営基金資産を取り崩すこととなった。この取崩し額を上記 3 項目に使用するため 5 年度中に上記の (2) 及び (3) について特定費用準備資金として積み立てを行い、(1) については一般口座で保有した。

2. 厚生労働大臣、厚生労働省人材開発統括官への要望並びに都道府県議会議長への請願等の活動

(1) 厚生労働大臣への要望

令和 6 年 12 月 23 日、厚生労働大臣に対する要望書を提出した。なお、要望事項は次のとおりである。

【厚生労働大臣への要望事項】

1. 養成校の卒業生に係る介護福祉士資格取得の経過措置延長について
2. 新たな上位資格創設の支援について
3. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について
4. 外国人留学生の受入れに対する支援について
5. 養成校への財政的支援について
6. デジタル化に対応した教育の基盤整備について
7. 介護福祉士の処遇改善について

【厚生労働省人材開発統括官への要望事項】

1. 離職者訓練制度の継続・恒久化について
2. 平成 31 年 1 月改正の「委託訓練実施要領」に基づく強力な養成校への入学の奨励について

(2) 都道府県における請願等

令和 6 年 12 月 25 日、各養成校に対して、厚生労働大臣等へ要望書を提出したこと、及び要望事項について周知し、各都道府県における請願等に使用していた。

3. 常設委員会の活動

(1) 総務・政策委員会

①令和 6 年 10 月 4 日（金）第 1 回委員会

[議事内容]

- ・介護福祉士修学資金保証制度について
- ・外国人留学生支援事業について
- ・職業紹介事業について
- ・介護福祉士養成課程の経営に関するアンケート

②令和 7 年 2 月 28 日（金）第 2 回委員会

[議事内容]

- ・令和 7 年度事業計画（案）
- ・令和 7 年度予算（案）
- ・卒業生進路状況調査について
- ・入学定員充足状況調査について

報告事項・令和 5 年度に保有した外国人留学生支援事業資金の変更手続きについて
・内閣府への変更認定申請書の提出について
・令和 6 年度事業計画の変更について
・令和 6 年度予算の変更について

(2) 教育力向上委員会

①令和 6 年 7 月 2 日（火）第 1 回委員会

[議事内容]

- ・介護教員講習会の開催について
- ・全国教職員研修会の開催について
- ・学力評価試験の実施について
- ・日本介護福祉教育学会との連携について

②介護教員講習会履修認定審査（書類審査）

- ・令和 6 年 12 月 9 日 第 1 回審査

令和 7 年度放送大学開講の介護教員講習会対応科目、審査：6 科目、認定 4 科目

③学力評価試験ワーキンググループ

協会の実施する学力評価試験について出題の妥当性の検証や、養成校教育との整合性など様々な視点の評価を行った。

- ・令和 7 年 2 月 19 日（水） 第 1 回領域別リーダー会議
- ・令和 7 年 3 月 6 日（木） 全体会議
- ・令和 7 年 3 月 18 日（火） 領域別会議「介護」

- ・令和7年3月18日（火） 領域別会議「こころとからだのしくみ・医療的ケア」
- ・令和7年3月21日（金） 領域別会議「人間と社会」
- ・令和7年3月31日（月） 第2回領域別リーダー会議

④今後の全国教職員研修会並びに日本介護福祉教育学会の担当ブロック

区分	2024年度 30回	2025年度 31回	2026年度 32回	2027年度 33回	2028年度 34回
全国教職員 研修会	東北 (山形県)	近畿 (京都府)	九州	北海道 ・東北	中国四国
日本介護福祉 教育学会	東海北陸 (静岡県)	関東信越 (千葉県)	北海道 ・東北	近畿	九州

※1 2024・2025年度の（ ）書きは開催県を示す

(3) 外国人留学生支援委員会

①令和6年7月10日（水）第1回委員会

[議事内容]

- ・外国人留学生卒業生学習支援事業の実施について ・外国人留学生支援事業について

②令和6年9月30日（月）第2回委員会

- ・介護福祉士修学資金保証制度について ・外国人留学生支援事業について

③令和7年3月3日（月）第3回委員会

- ・外国人留学生支援事業の中断について ・令和7年度事業計画（案）について

④「外国人留学生定着支援事業（スキルアップ研修事業）」研修会開催支援

- ・会場：神戸リハビリテーション福祉専門学校、オンライン併用
 - ・日程：令和7年2月18日（火） 13：00 から 17：00 まで、オンライン配信
令和7年2月27日（木） 13：00 から 17：00 まで、オンライン配信
 - ・参加者：延べ194名
 - ・内容：「介護福祉士養成施設学生の途中退学の防止等に関する調査研究事業 報告書」の調査報告及び関連事例について解説、外国人留学生への学習支援調査研究事業等の結果を踏まえた養成校における国家試験対策での具体的なポイントについて解説する研修会
- ※この研修会は神戸リハビリテーション衛生専門学校が令和3年度から実施している外国人留学生への指導についての研修会と同様に、同校が兵庫県委託事業により実施するものを、外国人留学生支援委員会の要請に

より、全国の教職員も参画できるよう、会場参加・WEB 配信のハイブリッド型での研修として実施することについて、協会として支援した。

4. 研修会・講習会

(1) 全国教職員研修会

(※ J K A 補助事業)

- ・日時：令和 6 年 10 月 24 日（木）・25 日（金）
- ・場所：山形県山形市（ハイフレックス型）
- ・参加者：218 名
- ・テーマ：「介護福祉士養成施設の未来像 ～介護福祉士の人間力の涵養と養成教育の価値～」
- ・内容：講演、分科会、研修プログラム

(2) ブロック別教員研修会

令和 6 年度実績

- ・開催時期：全国 7 つのブロックにおいて令和 6 年 9 月～令和 7 年 3 月に実施

ブロック	開催期日	開催地	主管校
北海道	令和 7 年 2 月 20 日	オンライン	日本医療大学
東北	令和 6 年度全国職員研修会開催のため、ブロック教員研修会と兼ねることとした。	山形テルサ（山形県）	東北文教大学短期大学部
関東信越	令和 6 年 9 月 24 日	コンセーレ（栃木県）	栃木介護福祉士専門学校
東海北陸	令和 6 年度第 30 回日本介護福祉教育学会を主管したため、ブロック独自の研修会を実施しなかった。		
近畿	令和 7 年 3 月 1 日	オンライン	近畿社会福祉専門学校
中国四国	令和 7 年 2 月 11 日	オンライン	平成福祉専門学校
九州	令和 6 年 9 月 7 日	西九州大学佐賀キャンパス（佐賀県）	西九州大学短期大学部

(3) 介護教員講習会

- ・会場：オンライン開催
- ・日程：令和 6 年 8 月 19 日（月）～令和 7 年 3 月 23 日（日）

- ・開講科目の分野：基礎分野、専門基礎分野、専門分野

介護教員講習会 科目別修了者・修了者

分野 (時間数)	開講科目名 (時間数)	科目別 修了者	修了者 (純計)
基 礎 分 野	社会福祉学(30)	29	79
	心理学(30)	31	
専 門 基 礎 分 野	教育学 (30)	42	
	教育方法 (15)	52	
	教育心理 (30)	40	
	教育評価 (15)	52	
専 門 分 野	介護福祉学(30)	53	
	介護教育方法(30)	50	
	学生指導・カウンセリング(15)	51	
	実習指導方法(15)	49	
	介護過程の展開方法(15)	54	
	コミュニケーション技術 (15)	55	
	研究方法 (30)	48	

5. 日本介護福祉教育学会活動

(1) 第30回日本介護福祉教育学会

- ・主管：日本介護福祉士養成施設協会東海北陸ブロック会（第30回日本介護福祉教育学会実行委員会）
- ・開催日：令和7年2月15日（土）
- ・会場：オンライン
- ・参加者：104名
- ・テーマ：「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」

(2) 学会誌

- ・No. 56（令和6年7月20日発行）：「第29回日本介護福祉教育学会報告」等
- ・No. 57（令和7年1月30日発行）：座談会「介護福祉士養成における災害支援教育のあり方を考える」、他原著論文4本等

(3) 日本介護福祉教育学会幹事会

- ・令和6年度第1回幹事会

日時 令和6年6月27日（木）・15:30～17:00

場所 オンライン開催（Zoomを使用）

[議事内容]

- ・令和6年度収支予算（案） ・会員入会審査 ・退会報告
- ・年会費の納入方法の変更について ・会員番号付与方法の変更について
- ・令和6年度総会の開催について ・倫理綱領の作成について

- ・書面による入会審査及び退会報告

第1回 令和6年11月15日

第2回 令和7年1月14日

6. 会長表彰

- ・申請校：261 学科 被表彰者：261 名

7. 学生実習事故補償制度

- ・加入状況 60 学科、3,870 名
- ・補償状況 8 件、197 千円

8. 学力評価試験

- ・実施期間：令和6年11月25日（月）から12月1日（日）まで
- ・実施校：219 学科 受験者数：4,381 名

9. （公社）日本介護福祉士会への協力

- ・卒業時に（公社）日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会への入会勧奨

10. 他団体への役員派遣の協力

- ・（公財）社会福祉振興・試験センター

11. 介護福祉士養成のあり方検討委員会

「自立支援・重度化防止」「LIFEに対応した可視化・デジタル化」「介護保険制度を十分理解したマネジメント」「感染症予防や災害」に対応できる人材が必要で

あり、これを想定してさらなる専門性の高い介護の教育ができることを目指して、その仕組み等を検討するため「介護福祉士養成のあり方検討委員会」を設置することとして、委員選定及び就任依頼をおこなった。

1 2. 能登半島地震の発生に伴う 1. 5 次避難所への教員派遣協力

令和 6 年 2 月 2 0 日に厚生労働省より、石川県の設置する 1. 5 次避難所での介護の業務を担う者の確保・派遣に協力を依頼され、会員校へ派遣の募集を行った。

令和 5 年度中（6 年 3 月まで）に延べ 30 名からの参加を受け付けるとともに、6 年度（6 年 6 月まで）は延べ 14 名からの参加を受け付け、厚生労働省に応募内容を登録し、応募者は 1. 5 次避難所等へ派遣された。

以上

第3号議案

令和6年度決算（案）並びに監査報告について

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

令和 6 年度財務諸表（案）

令和 7 年 3 月 3 1 日

貸 借 対 照 表
令和 7 年 3 月末日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	35,437,663	38,201,613	-2,763,950
未収金	610,000	623,500	-13,500
流動資産合計	36,047,663	38,825,113	-2,777,450
2 固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	19,573,000	17,888,000	1,685,000
入会金積立基金資産	108,200,000	107,800,000	400,000
介護福祉士養成のあり方検討事業資金	18,877,270	20,000,000	-1,122,730
外国人介護人材受入支援事業資金	20,000,000	20,000,000	0
特定資産合計	166,650,270	165,688,000	962,270
(2)その他固定資産			
什器備品	1	1	0
敷金	1,320,000	1,320,000	0
その他固定資産合計	1,320,001	1,320,001	0
固定資産合計	167,970,271	167,008,001	962,270
資産合計	204,017,934	205,833,114	-1,815,180
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	252,213	463,951	-211,738
前受金	0	300,000	-300,000
賞与引当金	2,027,000	1,920,000	107,000
流動負債合計	2,279,213	2,683,951	-404,738
2 固定負債			
退職給付引当金	19,573,000	17,888,000	1,685,000
固定負債合計	19,573,000	17,888,000	1,685,000
負債合計	21,852,213	20,571,951	1,280,262
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	182,165,721	185,261,163	-3,095,442
(うち特定資産への充当額)	(166,650,270)	(165,688,000)	-962,270
正味財産合計	182,165,721	185,261,163	-3,095,442
負債及び正味財産合計	204,017,934	205,833,114	-1,815,180

正 味 財 産 増 減 計 算 書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息	17,498	295	17,203
受取入会金			
受取入会金	600,000	1,000,000	-400,000
受取会費			
受取正会員会費	35,766,200	37,660,800	-1,894,600
受取学力評価試験等加算会費	13,407,000	15,136,000	-1,729,000
受取賛助会員会費	450,000	500,000	-50,000
受取学会会費	2,926,000	3,288,000	-362,000
事業収益			
受取受講料	13,290,000	13,080,000	210,000
受取事業収益	2,206,318	1,963,717	242,601
受取補助金等			
受取国庫補助金	0	13,800,000	-13,800,000
受取民間補助金	354,000	499,000	-145,000
受取参加費			
受取参加費	1,582,000	740,000	842,000
雑収益			
受取利息	34,105	1,089	33,016
雑収益	428,150	397,313	30,837
経常収益計	71,061,271	88,066,214	-17,004,943

科 目	当年度	前年度	増減
(2)経常費用			
事業費			
給料手当	24,838,216	20,432,751	4,405,465
賃金	0	2,193,360	-2,193,360
賞与引当金繰入	1,824,300	1,728,000	96,300
退職給付費用	1,517,000	2,173,000	-656,000
法定福利費	3,825,472	3,409,094	416,378
会議費	145,556	118,920	26,636
旅費交通費	1,235,596	1,299,725	-64,129
通信運搬費	3,715,913	3,621,178	94,735
消耗品費	91,736	187,045	-95,309
広告宣伝費	2,184,646	288,376	1,896,270
新聞図書費	29,480	22,770	6,710
印刷製本費	4,090,794	3,303,124	787,670
光熱水料	470,924	413,597	57,327
地代家賃	3,920,400	3,920,400	0
賃借料	59,527	26,804	32,723
支払リース料	629,358	477,477	151,881
諸謝金	3,825,000	3,935,000	-110,000
委託費	13,599,944	22,360,979	-8,761,035
租税公課	1,000	0	1,000
雑費	83,696	619,608	-535,912
管理費			
給料手当	2,305,566	2,214,210	91,356
賞与引当金繰入	202,700	192,000	10,700
退職給付費用	168,000	241,000	-73,000
法定福利費	425,052	379,714	45,338
会議費	56,510	20,446	36,064
旅費交通費	272,300	713,348	-441,048
通信運搬費	427,313	434,237	-6,924
消耗品費	79,763	70,225	9,538
印刷製本費	482,320	518,456	-36,136
光熱水料	52,326	45,958	6,368
地代家賃	435,600	435,600	0
賃借料	461,600	628,430	-166,830
支払リース料	69,930	53,053	16,877
委託費	332,095	537,212	-205,117
諸会費	307,750	110,000	197,750
租税公課	1,667,860	1,311,780	356,080
雑費	321,470	201,804	119,666
経常費用計	74,156,713	78,638,681	-4,481,968
当該経常増減額	-3,095,442	9,427,533	-12,522,975
当期一般正味財産増減額	-3,095,442	9,427,533	-12,522,975
一般正味財産期首残高	185,261,163	175,833,630	9,427,533
一般正味財産期末残高	182,165,721	185,261,163	-3,095,442
Ⅱ 正味財産期末残高	182,165,721	185,261,163	-3,095,442

正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 公 1 普及啓発	収益事業等会計 他 1 会員相互扶助	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益				
特定資産受取利息			17,498	17,498
受取入会金				
受取入会金	600,000			600,000
受取会費				
受取正会員会費	14,306,480		21,459,720	35,766,200
受取学力評価試験等加算会費	13,407,000			13,407,000
受取賛助会員会費	450,000			450,000
受取学会会費	2,926,000			2,926,000
事業収益				
受取受講料	13,290,000			13,290,000
受取事業収益	2,206,318			2,206,318
受取補助金等				
受取民間補助金	354,000			354,000
受取参加費				
受取参加費	1,582,000			1,582,000
雑収益				
受取利息			34,105	34,105
雑収益	370,863	42,570	14,717	428,150
経常収益計	49,492,661	42,570	21,526,040	71,061,271

科 目	公益目的事業会計 公 1 普及啓発	収益事業等会計 他 1 会員相互扶助	法人会計	合 計
(2)経常費用				
事業費				
給料手当	24,838,216			24,838,216
賞与引当金繰入	1,824,300			1,824,300
退職給付費用	1,517,000			1,517,000
法定福利費	3,825,472			3,825,472
会議費	145,556			145,556
旅費交通費	1,235,596			1,235,596
通信運搬費	3,714,114	1,799		3,715,913
消耗品費	51,152	40,584		91,736
広告宣伝費	2,184,646			2,184,646
新聞図書費	29,480			29,480
印刷製本費	4,075,944	14,850		4,090,794
光熱水料	470,924			470,924
地代家賃	3,920,400			3,920,400
賃借料	59,527			59,527
支払リース料	629,358			629,358
諸謝金	3,825,000			3,825,000
委託費	13,599,944			13,599,944
支払利息	0			0
租税公課	1,000			1,000
雑費	83,448	248		83,696
管理費				
給料手当			2,305,566	2,305,566
賞与引当金繰入			202,700	202,700
退職給付費用			168,000	168,000
法定福利費			425,052	425,052
会議費			56,510	56,510
旅費交通費			272,300	272,300
通信運搬費			427,313	427,313
消耗品費			79,763	79,763
印刷製本費			482,320	482,320
光熱水料			52,326	52,326
地代家賃			435,600	435,600
賃借料			461,600	461,600
支払リース料			69,930	69,930
委託費			332,095	332,095
諸会費			307,750	307,750
租税公課			1,667,860	1,667,860
雑費			321,470	321,470
経常費用計	66,031,077	57,481	8,068,155	74,156,713
当該経常増減額	-16,538,416	-14,911	13,457,885	-3,095,442
当期一般正味財産増減額	-16,538,416	-14,911	13,457,885	-3,095,442
一般正味財産期首残高	114,803,368	873,874	69,583,921	185,261,163
一般正味財産期末残高	98,264,952	858,963	83,041,806	182,165,721
Ⅱ 正味財産期末残高	98,264,952	858,963	83,041,806	182,165,721

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1.重要な会計方針

この財務諸表は、平成20年4月11日内閣府公表の「公益法人会計基準」に準拠して作成しております。

(1)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。

(2)引当金の計上基準

賞与引当金 職員の賞与支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を期末退職給付債務とみなして計上しております。

(3)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、重要でないものを除き、売買取引に準じた会計処理によることとしております。但し、平成20年3月以前に契約した上記リース契約は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。尚、令和7年3月31日現在では売買取引処理した契約はありませんし、個別リース契約または合計リース契約残高に重要性がないため、賃貸借処理に係る注記は省略しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	17,888,000	1,685,000	0	19,573,000
入会金積立基金資産	107,800,000	400,000	0	108,200,000
介護福祉士養成のあり方検討事業資金	20,000,000	0	1,122,730	18,877,270
外国人介護人材受入支援事業資金	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	165,688,000	2,085,000	1,122,730	166,650,270

3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	19,573,000	—	—	(19,573,000)
入会金積立基金資産	108,200,000	—	(108,200,000)	—
介護福祉士養成のあり方検討事業資金	18,877,270	—	(18,877,270)	—
外国人介護人材受入支援事業資金	20,000,000	—	(20,000,000)	—
合 計	166,650,270	—	(147,077,270)	(19,573,000)

4.担保に供している資産

該当なし

5.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,512,000	1,511,999	1
合 計	1,512,000	1,511,999	1

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
敷金	1,320,000	0	0	1,320,000
合 計	1,320,000	0	0	1,320,000

6.補助金等の内訳並びに交付者、当期の計上額

(単位：円)

補助金の名称	交付者	当期計上額	正味財産増減計算書 記載区分
助成金 ・全国教職員研修会補助金	公益財団法人JKA	354,000	一般正味財産
合計		354,000	

7.関連当事者との取引

該当なし

附 属 明 細 書

1.基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	17,888,000	1,685,000	0	19,573,000
	入会金積立基金資産	107,800,000	400,000		108,200,000
	介護福祉士養成の あり方検討事業資金	20,000,000	0	1,122,730	18,877,270
	外国人介護人材受入 支援事業資金	20,000,000	0	0	20,000,000
	特定資産計	165,688,000	2,085,000	1,122,730	166,650,270

2.引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,920,000	2,027,000	1,920,000	0	2,027,000
退職給付引当金	17,888,000	1,685,000	0	0	19,573,000

財 産 目 録
令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科目		摘要		金額
(流動資産)				
	預金	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6478316 No.6478413 ゆうちょ銀行 No.00170-9-667894	一般口座 日本介護福祉教育学会口座	21,409,843 13,882,585
	未収金			145,235 610,000
流動資産合計				36,047,663
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6583566	退職金に充当	19,573,000
	入会金積立基金資産	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6583370	2号財産(注)	108,200,000
	介護福祉士養成のあり方検討事業資金	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6607045		3,877,270
		定期預金 三井住友銀行霞が関支店 No.118519		15,000,000
	外国人介護人材受入支援事業資金	普通預金 三井住友銀行霞が関支店 No.6825698		5,000,000
		定期預金 三井住友銀行霞が関支店 No.118519		15,000,000
その他固定資産	什器備品	文京区本郷3-3-10	学力評価試験事業用マーケット読取機であり、公益目的保有財産	1
	敷金	株式会社辰栄興発 (御茶ノ水ビル)	共有財産であり、うち90%は公益目的財産として公1事業の用に供し、10%は管理運営の用に供している	1,320,000
固定資産合計				167,970,271
資産合計				204,017,934
(流動負債)				
	預り金	源泉所得税		252,213
	賞与引当金			2,027,000
流動負債合計				2,279,213
(固定負債)				
	退職給付引当金			19,573,000
固定負債合計				19,573,000
負債合計				21,852,213
正味財産				182,165,721

注) 2号財産とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項2号に規定される財産であって、公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

監査報告書



公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会長 澤田 豊 殿

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその重要な職務の執行状況について報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計に関する重要な資料を閲覧し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、下記事項が適切に執行されることを条件として、特段の指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

記

1. 令和5年度定時総会で取崩しが承認された「介護教育研究・研修センター（仮称）設立準備資金」の用途については、令和6年度以降、介護福祉士養成のあり方検討事業に使用するなどとされた。これら事業の執行等に当たっては、会員数が低減している状況等を踏まえ、本資金に安易に依存することなく経費節減に努めること。
2. 昨年度の総会で承認された令和5年度決算を本年度の総会で修正を行うこととなったことについて、特定費用準備資金の法令上の明文の根拠規定がなく内閣府の指導によることであるが、今後このような決算修正をすることのないよう内閣府と十分な連絡ができる運営に努めること。

以上

令和7年5月8日

監事

野村 久夫



監事

栗原 美幸



監事

平野 毅



(参考資料) 正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計				
	公1 普及啓発	全国教職員・ブロッ ク別教員研修会	介護教員講習会	日本介護福祉教育 学会活動	会長表彰
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益					
特定資産受取利息					
受取入会金					
受取入会金	600,000				
受取会費					
受取正会員会費	14,306,480				
受取学力評価試験等加算会費	13,407,000			28,000	
受取賛助会員会費	450,000				
受取学会会費	2,926,000			2,926,000	
事業収益					
受取受講料	13,290,000		13,290,000		
受取事業収益	2,206,318				
受取補助金等					
受取民間補助金	354,000	354,000			
受取参加費					
受取参加費	1,582,000	1,378,000		204,000	
雑収益					
受取利息					
雑収益	370,863	20,000		4,400	1,000
経常収益計	49,492,661	1,752,000	13,290,000	3,162,400	1,000
(2) 経常費用					
給料手当	24,838,216			252,000	
賃金					
賞与引当金繰入	1,824,300				
退職給付費用	1,517,000				
法定福利費	3,825,472				
会議費	145,556	105,840		39,716	
旅費交通費	1,235,596	569,340		252,476	
通信運搬費	3,714,114	383,166	1,842,020	557,183	129,000
消耗品費	51,152	7,000			
広告宣伝費	2,184,646	33,000			
新聞図書費	29,480				
印刷製本費	4,075,944	770,000		1,531,376	250,470
光熱水料	470,924				
地代家賃	3,920,400			48,000	
賃借料	59,527		38,527	21,000	
支払リース料	629,358				
諸謝金	3,825,000	410,000	3,000,000	175,000	
委託費	13,599,944			3,850	
諸会費					
租税公課	1,000				
雑費	83,448	18,675	4,620	29,290	330
経常費用計	66,031,077	2,297,021	4,885,167	2,909,891	379,800
当該経常増減額	-16,538,416	-545,021	8,404,833	252,509	-378,800

(参考資料) 正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目					
	広報活動	総務・政策委員会	教育力向上委員会	外国人留学生支援委員会	学力評価試験事業
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1)経常収益					
特定資産運用益					
特定資産受取利息					
受取入会金					
受取入会金					
受取会費					
受取正会員会費					
受取学力評価試験等加算会費					
受取賛助会員会費					
受取学会会費					
事業収益					
受取受講料					
受取事業収益					
受取補助金等					
受取民間補助金					
受取参加費					
受取参加費					
雑収益					
受取利息					
雑収益					
経常収益計	0	0	0	0	13,379,000
(2)経常費用					
給料手当					
賃金					
賞与引当金繰入					
退職給付費用					
法定福利費					
会議費					
旅費交通費				164,140	
通信運搬費	50,090	7,740		93,174	61,236
消耗品費				2,838	
広告宣伝費	2,151,646				
新聞図書費				7,040	
印刷製本費				119,350	
光熱水料					
地代家賃					
賃借料					
支払リース料					
諸謝金					240,000
委託費			8,360	6,039	12,526,475
諸会費					
租税公課	1,000				
雑費	1,485			1,320	3,220
経常費用計	2,204,221	7,740	8,360	393,901	12,830,931
当該経常増減額	-2,204,221	-7,740	-8,360	-393,901	548,069

(参考資料) 正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目					収益事業等会計 他1 会員相互扶助
	外国人留学生等の 相談支援事業	他社テキスト改訂 支援事業	特別委員会（介護 福祉士養成のあり 方検討）	左記以外の公益目 的事業経費	
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益					
特定資産受取利息					
受取入会金					
受取入会金				600,000	
受取会費					
受取正会員会費				14,306,480	
受取学力評価試験等加算会費					
受取賛助会員会費				450,000	
受取学会会費					
事業収益					
受取受講料					
受取事業収益		2,206,318			
受取補助金等					
受取民間補助金					
受取参加費					
受取参加費					
雑収益					
受取利息					
雑収益				345,463	42,570
経常収益計	0	2,206,318	0	15,701,943	42,570
(2) 経常費用					
給料手当				24,586,216	
賃金					
賞与引当金繰入				1,824,300	
退職給付費用				1,517,000	
法定福利費				3,825,472	
会議費					
旅費交通費			247,340	2,300	
通信運搬費	197,368		4,883	388,254	1,799
消耗品費				41,314	40,584
広告宣伝費					
新聞図書費				22,440	
印刷製本費			859,980	544,768	14,850
光熱水料				470,924	
地代家賃				3,872,400	
賃借料					
支払リース料				629,358	
諸謝金					
委託費			8,877	1,046,343	
諸会費					
租税公課					
雑費			1,650	22,858	248
経常費用計	197,368	0	1,122,730	38,793,947	57,481
当該経常増減額	-197,368	2,206,318	-1,122,730	-23,092,004	-14,911

(参考資料) 正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1)経常収益		
特定資産運用益		
特定資産受取利息	17,498	17,498
受取入会金		
受取入会金		600,000
受取会費		
受取正会員会費	21,459,720	35,766,200
受取学力評価試験等加算会費		13,407,000
受取賛助会員会費		450,000
受取学会会費		2,926,000
事業収益		
受取受講料		13,290,000
受取事業収益		2,206,318
受取補助金等		
受取民間補助金		354,000
受取参加費		
受取参加費		1,582,000
雑収益		
受取利息	34,105	34,105
雑収益	14,717	428,150
経常収益計	21,526,040	71,061,271
(2)経常費用		
給料手当	2,305,566	27,143,782
賃金		0
賞与引当金繰入	202,700	2,027,000
退職給付費用	168,000	1,685,000
法定福利費	425,052	4,250,524
会議費	56,510	202,066
旅費交通費	272,300	1,507,896
通信運搬費	427,313	4,143,226
消耗品費	79,763	171,499
広告宣伝費		2,184,646
新聞図書費		29,480
印刷製本費	482,320	4,573,114
光熱水料	52,326	523,250
地代家賃	435,600	4,356,000
賃借料	461,600	521,127
支払リース料	69,930	699,288
諸謝金		3,825,000
委託費	332,095	13,932,039
諸会費	307,750	307,750
租税公課	1,667,860	1,668,860
雑費	321,470	405,166
経常費用計	8,068,155	74,156,713
当該経常増減額	13,457,885	-3,095,442

第 4 号議案

定款の改正（案）について

定款の改正（案）

【改正案】

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会定款を次のように変更する。

定款第 12 条第一号、第 38 条第一項第四号及び第五号の「（正味財産増減計算書）」を削除する。

同第 19 条第 1 項第二号の「14 名以内」を「15 名以内」とする。

同第 25 条第 1 項の「理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の」を削除。

同第 34 条第 4 項の「は、無報酬とする。ただし、そ」を削除。

同第 38 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の「（正味財産増減計算書）」を削除。

同第 42 条及び第 43 条の公益認定法第 5 条 17 号を同条 20 号に変更。

変更後の定款を令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

【変更案の新旧対照】

新	旧
（権限） 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。 一 貸借対照表及び損益計算書の承認 二から八（省略） （役員の設置） 第 19 条 本協会に、次の役員を置く。 一 理事 8 名以上 <u>15 名</u> 以内 二 監事 3 名以内 2 （同右） 3 （同右） 4 （同右） （報酬等）	（権限） 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。 一 貸借対照表及び損益計算書 <u>（正味財産増減計算書）</u> の承認 二から八（省略） （役員の設置） 第 19 条 本協会に、次の役員を置く。 一 理事 8 名以上 <u>14 名</u> 以内 二 監事 3 名以内 2 理事のうち、1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。 4 理事は、ブロック理事として別に定めるブロックごとに選任するほか、学識理事として学識経験者の中から選任する。 （報酬等）

第25条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 (同右) 3 (同右) (参与) 第34条 (同右) 2 (同右) 3 (同右) 4 参与の職務を行うために要する費用については本協会が弁償する。 (事業報告及び決算) 第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 一 事業報告 二 事業報告の附属明細書 三 貸借対照表 四 損益計算書 五 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書 六 財産目録 (公益認定の取消し等に伴う贈与)	第25条 <u>理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の</u>理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が理事会の承認を得て別に定める。 (参与) 第34条 本協会に、参与を若干名置くことができる。 2 参与は、本協会に功労がある者又は学識経験がある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。 3 参与は、会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。 4 参与は、<u>無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については本協会が弁償する。</u> (事業報告及び決算) 第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 一 事業報告 二 事業報告の附属明細書 三 貸借対照表 四 損益計算書 <u>(正味財産増減計算書)</u> 五 貸借対照表及び損益計算書 <u>(正味財産増減計算書)</u>の附属明細書 六 財産目録 (公益認定の取消し等に伴う贈与)
---	---

第42条（前文省略）第5条第<u>20</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 （残余財産の帰属） 第43条（前文省略）公益認定法第5条第<u>20</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 <u>附 則</u> 1 この定款は、令和7年6月6日から施行する。	第42条（前文省略）第5条第<u>17</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 （残余財産の帰属） 第43条（前文省略）公益認定法第5条第<u>17</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
--	---

なお、定款の変更は定款第17条において、総会の決議で「総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う」ことが定められている。

【参考】

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会定款（抜粋）

（決議）

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

【理由】

1. 全国組織を持つ団体の推薦役員1名の増を図る

令和7年3月開催の理事会において、新たに公益社団法人日本認知症グループホーム協会からも当協会の役員として迎えることの方針が合意された。このため理事の定員を1名増員して

15名としたい。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会の概要

目的 認知症グループホーム相互の連携を密にし、認知症ケアに関する調査研究、普及啓発等の各種事業を行い、認知症の人の尊厳の保持のもとに、住み慣れた地域で安心できる長寿社会の実現に向けて、グループホーム事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与すること

正会員数 1502人（令和6年3月現在）

2. 外部役員の必須化に伴い外部役員の確保の確実化、及び報酬を支払うことにより介養協役員としての活動を行いやすくするため

令和6年度の公益法人法の改正により、法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から自律的ガバナンスを充実することとして次のとおり外部理事を必須とすることとされた。

- ・理事のうち一人以上が外部理事であること
- ・監事（複数ある場合は監事のうち一人以上）が外部監事であること

現在、外部役員を含む役員及び参与の報酬は無償としている。しかし、無償とした場合に介護福祉士養成施設ではない法人の役員及び参与が無報酬で当協会の職務を行うということの所属法人内での説明が困難となってきたことから、役員の確保を確実化するため役員に報酬を支給することとしたい。

このため、役員及び参与は原則として無報酬としている定款の規定を削除するなどしたい。また、理事会には、参与も出席していることから、参与にも報酬を支給することとしたい。

3. 公益認定法の改正に伴う定款条文の改正

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第29号）の成立を受け、損益計算書である「正味財産増減計算書」が「活動計算書」へ見直されたため。これに伴い定款の「正味財産増減計算書」についての記述を削除し、単に「損益計算書」と記述することとしたい。加えて、令和7年4月1日施行公益認定法条文の号数変更に連動した修正を実施したい。

なお、財務諸表の改正実施については、令和9年度までは従前どおり正味財産増減計算書を作成できるなどの経過措置が設けられている。

以上

第 5 号議案

役員報酬等規程の改正（案）について

役員報酬等規程の改正（案）

【理由】

- 外部役員の必須化に伴い外部役員の確保の確実化、及び報酬を支払うことにより介護協役員としての活動を行いやすくするため

令和 6 年度の公益法人法の改正により、法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から自律的ガバナンスを充実することとして次のとおり外部理事を必須とすることとされた。

- ・理事のうち一人以上が外部理事であること
- ・監事（複数ある場合は監事のうち一人以上）が外部監事であること

現在、外部役員を含む役員及び参与の報酬は無償としている。しかし、無償とした場合に介護福祉士養成施設ではない法人の役員及び参与が無報酬で当協会の職務を行うということの所属法人内での説明が困難となってきたことから、役員の確保を確実化するため役員に報酬を支給することとしたい。

【改正案】

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会役員報酬等規程を次のように改正する。

- 1 第 2 条第 3 号の次に「四 内部役員とは、会員校の役職員である当協会役員をいう。」
「五 外部役員とは、前項以外の当協会役員をいう。」を加え、第四号を第六号、第五号を第七号とする。
- 2 第 3 条第 2 項 「非常勤の役員の報酬等は無報酬とする。」を「本協会の非常勤の役員の報酬は、その役職等に応じ、下表に定める額とする。ただし、当該額の合計額は年額 100 万円を上限とする。」に修正し、下表として次の表を加える。

役職等 職務	内部役員	外部役員
総会、理事会	—	15,000 円
役員等のみで構成する会議	—	15,000 円
内部委員会等	—	15,000 円

- 3 この規程は令和 7 年 6 月 6 日より施行する。

【改正案の新旧対照】

新	旧												
(定義等) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 役員とは、理事及び監事をいう。 二 常勤の役員とは、総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。 三 非常勤の役員とは、前項以外の役員をいう。 <u>四 内部役員とは、会員校の役職員である当協会役員をいう。</u> <u>五 外部役員とは、前項以外の当協会役員をいう。</u> <u>六 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</u> <u>七 費用とは職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。</u>	(定義等) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 役員とは、理事及び監事をいう。 二 常勤の役員とは、総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。 三 非常勤の役員とは、前項以外の役員をいう。 (新設) (新設) <u>四 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</u> <u>五 費用とは職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。</u>												
(報酬等) 第3条 (同右) 2 <u>本協会の非常勤の役員の報酬は、その役職等に応じ、下表に定める額とする。ただし、当該額の合計額は年額100万円を上限とする。</u> <table><tr><th>役職等</th><th>内部役員</th><th>外部役員</th></tr><tr><td>総会、理事会</td><td>—</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>役員等のみで構成する会議</td><td>—</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>内部委員会等</td><td>—</td><td>15,000 円</td></tr></table>	役職等	内部役員	外部役員	総会、理事会	—	15,000 円	役員等のみで構成する会議	—	15,000 円	内部委員会等	—	15,000 円	(報酬等) 第3条 本協会の常勤の役員のうち理事の報酬等の月額は、1人当月たり額60万円の範囲内、賞与として年間250万円の範囲内で、理事会において決定し、常勤役員のうち監事の報酬等の月額は総会において決定するものとする。 2 <u>非常勤の役員等の報酬は、無報酬とする。</u>
役職等	内部役員	外部役員											
総会、理事会	—	15,000 円											
役員等のみで構成する会議	—	15,000 円											
内部委員会等	—	15,000 円											

以上

(参考資料)

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会役員報酬等規程 (改正案)

制定 平成25年4月1日

最終改正 令和7年 月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下「本協会」という。）
定款第25条（報酬等）に基づき役員の勤務時間、報酬及び退職金について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 役員とは、理事及び監事をいう。

二 常勤の役員とは、総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

三 非常勤の役員とは、前項以外の役員をいう。

四 内部役員とは、会員校の役職員である当協会役員をいう。

五 外部役員とは、前項以外の当協会役員をいう。

四六 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

五七 費用とは職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 本協会の常勤の役員のうち理事の報酬等の月額、1人当月たり額60万円の範囲内、賞与として年間250万円の範囲内で、理事会において決定し、常勤役員のうち監事の報酬等の月額は総会において決定するものとする。

2 ~~非常勤の役員の報酬等は、無報酬とする。~~本協会の非常勤の役員の報酬は、その役職等に応じ、下表に定める額とする。ただし、当該額の合計額は年額100万円を上限とする。

<u>職務</u> \ <u>役職等</u>	<u>内部役員</u>	<u>外部役員</u>
<u>総会、理事会</u>	＝	<u>15,000 円</u>
<u>役員等のみで構成する会議</u>	＝	<u>15,000 円</u>
<u>内部委員会等</u>	＝	<u>15,000 円</u>

(退職金)

第4条 常勤の役員の退職金に関する手続きについては、本協会職員退職手当支給規程を準用する。

2 退職手当の額は、在職期間1年につき、その者の退職の日における報酬等の月額に100分の120の割合を乗じて得た額とする。

3 在職期間は、月数で計算し、常勤の役員に就任した日の属する月から常勤の役員を退任した日の属する月までとする。ただし、1年未満の端数があるときは、その端数となる月数が6月以上は切り上げ、6月未満は切り捨てる。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第2項に基づき、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会としての登記の日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、(附属規程5-1)常勤の役員報酬等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年 月 日より施行する。

(参考資料)

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
研修等費用弁償規程

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会定款第 4 条（事業）及び第 4 7 条（委任）の規程に基づく事業のうち研修会等に出席する来賓、講師、会員等（以下「関係者」という）に支給する諸謝金、旅費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(諸謝金の支給)

第 2 条 第 1 条の趣旨により関係者が出席する場合は、当該関係者に謝金を支給する。

2 謝金の額は、下記のを基準とする。

学識経験者 1 回につき 50,000 円以上 200,000 円以内

本協会員 1 回につき 10,000 円以上 100,000 円以内

その他特別の場合については、その額を役員会で協議して会長が決定する。

3 資料作成費として、必要な額を別途支給することができる。

(旅費の支給)

第 3 条 第 1 条の趣旨により関係者が出席する場合は、当該関係者に旅費を支給することができる。

(出張命令)

第 4 条 出張命令は、会長が発する命令による。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費の種類は、交通費及び宿泊料とする。

(交通費)

第 6 条 交通費は、J R 普通旅客運賃及び急行料金又は特急料金を算定の基礎とする。但し、片道 1,000 km を越える場合には航空機を利用したものとして計算する。また、バス等を利用することができる。

2 交通費は、J R 新幹線、在来線特急料金（指定席料は年間通常料金とし、来賓、講師はグリーン料金を利用したものとして計算する。この計算による額が 5,000 円以下の

ときは5,000円とする。但し、会員については最低額を3,000円とする。バスについてもこれを準用する。)

3 交通不便の場合には、タクシー等の借り上げ賃を支給できる。

(宿泊料)

第7条 宿泊料の額は、宿舍の規定する宿泊料とするが、特に定めのない場合は、役員等の費用弁償規程を適用すること、または、役員会でその額を決定することができる。

(日当)

第8条 (削除)

(会場費等)

第9条 会場等の借り上げ費用、会議費等については、役員会及び借用会場等と協議し、妥当な範囲で費用弁償する。

(その他)

第10条 研修会等の開催について、前条までに規定のない事項については、役員会でその都度協議、決定する。

第11条 費用の支出等については、予算の範囲内で計画、実施する。

第12条 この規程は、役員等費用弁償規程と併用することができる。

附 則

1 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会としての登記の日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、(附属規程7-1) 研修会等の費用弁償規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
介護福祉士等養成施設の職員研修事業謝金及び旅費等に係る基準表

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

1. 謝金

(1) 委員会等謝金

全国区委員	1 回	1 5, 0 0 0 円
委員会世話人	1 回	1 5, 0 0 0 円
ブロック委員	1 回	1 5, 0 0 0 円

*委員会等への出席旅費は実費を支給する。

(2) 研究協力者等謝金

① 医師、大学教授等級	1 時間	5 0, 0 0 0 円
② 医療系技師、薬剤師、大学助教授等級	1 時間	2 5, 0 0 0 円
③ 介護福祉士、看護師、保健師、大学講師、介護福祉士養成施設専任教員、 助手等級	1 時間	1 0, 0 0 0 円
④ 実験、研究調査等協力者等級	1 時間	5 0, 0 0 0 円

(3) 研修会講師等謝金

① 特別講師（学識経験者、大学教授、介護福祉士養成施設及び福祉施設 並びに関係機関の長等級）	1 回	5 0, 0 0 0 円 (但し、会長が認めたときは 1 0 0, 0 0 0 円までとする。)
② 講師、助言者等級	1 回	1 5, 0 0 0 円 (但し、会長が認めたときは 5 0, 0 0 0 円までとする。)

2. 旅費

研究会、研修会等の打合せ、調査、結果報告等旅費

- (1) 交通費 実費支給（委員会交通費もこの項による。）
- (2) (削除)
- (3) 宿泊費 1 泊 1 5, 0 0 0 円（但し、これを上回る場合は別途協議する。）

3. その他

- (1) 費用の支弁については、いずれも予算の範囲内で執行するものとする。
- (2) この基準表は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会としての登記の日から施行する。なお、この基準表の施行に伴い、(附属規程 7－2) 介護福祉士等養成施設の職員研修事業謝金及び旅費等に係わる基準表は、廃止する。

附 則

この基準表は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第6号議案

任期满了に伴う役員の選任（案）について

任期満了に伴う役員の選任（案）

区分	選出範囲	現 在	選 任（案）
理事	北海道	志 水 幸 (北海道医療大学 教授)	再 任
	東北	下 田 肇 (弘前医療福祉大学短期大学部 理事長)	堀 江 竜 弥 (仙台大学 准教授)
	関東信越	鈴 木 利 定 (群馬医療福祉大学短期大学部 理事長)	再 任
	東海北陸	吉 川 杉 生 (中部学院大学短期大学部 教授)	下 山 久 之 (同朋大学 教授)
	近畿	井之上 芳 雄 (和歌山 YMCA 国際福祉専門学校 理事)	再 任
	中国四国	小 林 達 広 (鳥取社会福祉専門学校 理事長)	秋 山 祐 治 (川崎医療短期大学 学長)
	九州 (ブロック代表 定数7)	小笠原 靖 治 (福岡介護福祉専門学校 学校長)	再 任
	中央団体代表 及び学識経験者	澤 田 豊 (北海道福祉教育専門学校 理事長) 塚 田 典 子 (日本大学商学部 教授) 野 田 由佳里 (聖隷クリストファー大学 教授)	再 任 再 任
		大 山 知 子 (全国老人福祉施設協議会 会長) 小 泉 隆一郎 (全国社会福祉法人経営者協議会 副会長) 小 川 勝 (全国老人保健施設協会 常務理事)	田 中 博 一 (群馬医療福祉大学大学院 教授) 全国老人福祉施設協議会の推薦者 全国社会福祉法人経営者協議会の推薦者
	(定数7)	(空席) (日本介護福祉士養成施設協会 常務理事)	再 任

監事	東日本地区	野 村 久 夫 (埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 顧問)	再 任 (群馬社会福祉専門学校 顧問)
	西日本地区	栗 原 美 幸 (福井県医療福祉専門学校 学校長)	再 任
	(定数3)	平 野 毅 (公認会計士)	岩 楯 高 行 (税理士)

(参考)

○任期満了による参与の委嘱について

選出範囲	現 在	選 任 (案)
関東信越地区	黒 澤 貞 夫 (浦和大学 名誉教授)	任期満了後の新参与 については、新理事に よる理事会で選任の 予定です
近畿地区	渡 邊 忠 (リリー文化学園 本部長)	
	幸 島 淳 (元大阪障害者自立支援協会大阪ワークセンター 所長)	

(参考資料)
役員選任の関係規程

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会定款（抜粋）

第4章 総会

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 理事及び監事の報酬の額
- 五 会員資格の得喪並びに会費に関する事項
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 本協会に、次の役員を置く。

- 一 理事 8名以上14名以内
- 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事は、ブロック理事として別に定めるブロックごとに選任するほか、学識理事として学識経験者の中から選任する。

(役員の選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第6章 理事会

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

第7章 名誉会長、参与

(参与)

第34条 本協会に、参与を若干名置くことができる。

2 参与は、本協会に功労がある者又は学識経験がある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。

3 参与は、会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については本協会が弁償する。

第8章 ブロック会等

(ブロック会及びブロック会代表)

第35条 本協会に別に定める都道府県を区域とするブロック会を置き、ブロック会ごとにブロック会代表を置く。

2 ブロック会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

3 ブロック会代表は、ブロック理事候補者を理事会に推薦することができる。

(参考資料)

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
役員等の選任についての基準（内規）

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 3 月 19 日

役員等の選任については、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会定款第 20 条（役員等の選任等）及び定款第 34 条（参与）の規定によるほか、役員等の選任等の基準を次のとおり定める。

第 1 役員等の選任に当たっては、役員等の選任を必要とするときに、現役員による選考委員会を設け、役員候補者を選考して理事会に諮り、その結果を会長が総会に提案する。

第 2 役員等の選任に当たっては、次の各項を参考にして選任する。

- 2 理事の定数は、ブロックを基盤とした者、全国的組織を持つ団体からの推薦による者、学識経験者である者により組織する。
- 3 監事は、東日本、西日本から各 1 名及び公認会計士または税理士 1 名を選任選考することが望ましい。
- 4 理事はブロックを基盤とする者 7 名、全国組織を持つ団体の推薦による者 3 名、学識経験者である者 4 名とする。

※-1 ブロックを基盤とする者は、ブロックから選出されたブロック代表又はブロック代表からブロック理事候補者として推薦された者とする。

※-2 全国組織を持つ団体の推薦による者は、学生の実習先や就職先、介護福祉士の処遇改善等について団体との連携した行動等の必要性から、意思の疎通等緊密性を確保するため全国団体の 公益社団法人 日本介護福祉士会、 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、 公益社団法人 全国老人保健施設協会、公益社団法人 全国老人福祉施設協議会等の代表者又は代表者から推薦された者とする。

※-3 学識経験者である者は、学術・学問的立場から教授等の専門的知識を有する者、会長又は会長に選任されようとする者、常務理事又は常務理事に選任されようとする者とする。

※-4 上記の全国組織を持つ団体の推薦による者及び学術・学問的立場から教授等の専門的知識を有する者を継続して理事候補者にしようとする期間は、原則として 3 期以内とする。会長及び常務理事を、継続して 3 期を超えて当該役職の候補者にしようとする場合は、選考委員会において慎重に検討し、その内容を理事会に報告する。

第 3 参与の選任に当たっては、次の各項を参考にして選任する。

- 2 参与は若干名とし、退任役員及び学識経験者のうちから候補者を選考して理事会に諮り、その結果を会長が総会に報告する。
- 3 参与は、必要があるときは、理事会に出席し意見を述べたり、重要事項について会長に意見を具申したりすることができる。
- 4 参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 参与には、役員等の費用弁償規程により費用弁償することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会としての登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、(附属規程内規－1)役員等の選任についての基準(内規)は、廃止する。

附 則

この規程(内規)は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この規程(内規)は、令和3年5月11日から施行する。

附 則

この規程(内規)は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この規程(内規)は、令和7年3月19日から施行する。

(参考資料)

役員候補者選定の経緯

令和7年1月16日 令和6年度第4回正副会長会議 役員選考委員会委員を選任

2月18日 役員選考委員会を開催

役員候補者を選考し、候補者リスト、並びに、現会長を候補者にしようとするので、その検討内容を報告するための「澤田現会長を4期を超えた会長候補者とすることについて」（次ページ参照）を理事会へ提出することとした。

2月26日 介養協事務局より各ブロックにブロック理事候補者の選任を依頼

3月5日 全国組織を持つ団体へ、介養協理事候補者の推薦を依頼

5月13日 令和7年度第1回理事会を開催

選考委員会が先行した候補者リスト及び「澤田現会長を4期を超えた会長候補者とすることについて」等を参考して、総会に提案する理事候補者、監事候補者を決定、参与を承認

令和 7 年 2 月 18 日

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

役員選考委員会

鈴木 利 定

下 田 肇

井之上 芳 雄

志 水 幸

吉 川 杉 生

小 林 達 広

小笠原 靖 治

澤田現会長を 4 期を超えた会長候補者とするについて

澤田現会長は平成 29 年 6 月 26 日開催の理事会で会長に選任され、以来第 15 期から 18 期まで 4 期 8 年に渡り当協会会長に就任いただいている。

当協会が定める「役員等の選任についての基準（内規）」では、会長を継続して 3 期を超えて当該役職の候補者にしようとする場合は、選考委員会において慎重に検討し、その内容を理事会に報告することとされている。

今回、選考委員会は全会一致で澤田現会長を、5 期目も会長候補者として選考したことについてその内容を以下のとおり報告する。

記

介護協理事会においては、逼迫する協会の財政状況を改革し、介護福祉士の資質向上と社会的要請に応えることが喫緊の課題であるとの認識に立ち、現会長主導により特別委員会を設置して事業見直しを行うとともに、さらに検討委員会を立ち上げて上位資格の検討を行ってきているところである。しかしながら、依然として会員の減少が続くなど、今後も樂觀できない状況である。当委員会としては、このような困難な状況に対処していただくためには、引き続き現会長のリーダーシップが重要と考え、会長候補者として選任を行った。

今回選任した役員候補者の中でも澤田現会長は、教育分野において培った経験と学校経営者としての豊富な知識を有しており、平成 9 年 5 月に当協会理事に就任されて以降、理事・副会長・会長として当協会をけん引され長年にわたる役員としての実績を有している。

また、去年の定時総会では、出席者・委任状提出者 208 名のうち、澤田会長への委任者が 125 名となっており多くの会員からの信任がある。

以上のとおり、同氏は役員候補者の中では、最も豊富な経験を有しており、多くの会員の信任があることから、選考委員会委員は同氏を会長として最も適任であるとの結論に至り、澤田現会長を次期会長の候補者として選任した。

以上

報 告 事 項

ア 令和 7 年度事業計画及び令和 7 年度予算について

令和 7 年度事業計画

I. 介護福祉士養成教育を取り巻く状況

協会は設立以来、社会に対する使命感を持って介護福祉士養成教育に全力を注いできている。介護福祉士養成の教育は、支援関係を重視するため、サービス利用者との信頼関係を築き、支援する側として人権に対する真摯な姿勢や対象者の願いに沿う支援の大切さを育んできた人間教育である。これは協会において今後も重視して取り組んでいく養成教育の基本である。

しかし、少子化や社会状況の変動により、養成校への入学者は低い水準で推移している状況にある。協会の調査によると、令和 6 年 4 月の養成校の入学者数は 6,546 人で、平成 18 年度ピーク時と比較すると、入学者数は約 3 分の 1 に減少している。また、入学者数の減少により、養成校が経営難に陥り、介護福祉士養成課程の廃止や募集停止など、養成校を取りまく状況は一層厳しいものになってきている。

介護福祉士養成校は入学者数減少の中でも、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を社会に送り出してきた。他方、協会の財政は厳しい状況で推移しているため、協会は既存事業の徹底した見直しを行い、協会財政の健全化を図るとともに、社会の情勢や施策の動向に的確に対応できる協会事業の更なる展開を推進していく。

厚生労働省は、令和 6 年度より第 9 期介護保険事業計画を開始しており、自立支援、介護予防・重度化防止などが推進されている。

一方、平成 28 年 3 月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正等により、養成校卒業生は平成 29 年度（第 30 回）国家試験から受験しており、令和 9 年度以降全ての者の国家試験受験による資格取得が開始されようとしている。

また、「介護」の在留資格に関する出入国管理法の改正により、特定技能に「介護」も加わるなど社会の情勢が大きく変化している。

協会事業は、こうした社会の情勢や施策の動向に即した柔軟でかつ強力な対応が要請されている。

上記の状況を踏まえ、以下の基本方針と施策を定める。

1. 協会の既存事業の見直し・協会財政の健全化等の確保について

令和 4 年度に設置した特別委員会による事業等の見直し結果を今後も実施するとともに、令和 7 年度も既存事業の検討を行うことにより協会財政の健全化を図る。

2. 入学生の確保について

(1) 方針

入学生の確保のため、養成校を取り巻く現状を踏まえ、主として次の事項に重点を置いた施策を実施する

(2) 施策

- ①介護福祉に係る人材の社会的評価の向上を図る。
- ②地方行政や教育委員会との連携、小中学生向けの介護教育、高校における進路指導教育への協力依頼などを行うことにより、家庭や高校の進路指導、教育委員会における介護福祉士に対する職業認識の理解と普及に努め状況の改善を図る。
- ③修学資金貸付制度や奨学金制度の充実と効果に結びつけるための検討を行い、所得制限を撤廃することなど施策の拡充と支援を国に対し引き続き要請する。
- ④離職者訓練委託による入学者確保のため、各養成校において都道府県・ハローワークとの情報交換に努めるとともに、国に対し介護人材確保としての重要な位置付けを求める。

3. 外国人留学生受入対応について

(1) 方針

介護福祉士の資格取得の経過措置が延長された経緯を踏まえて、外国人留学生の介護福祉士国家試験合格率を日本人と遜色ないレベルに引き上げる施策を行う。

また、外国人留学生のスムーズな受入の支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した留学生対応などによる施策の実効性を喚起する。

(2) 施策

- ①「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」の成果物活用を検討するなど、外国人留学生に関する学力を向上させるための施策を実施する。
- ②外国人留学生の日本への入国前、日本への入国時及び入国直後のサポートなどスムーズな受入を支援する。
- ③外国人留学生の卒業後の試験対策等のフォローアップを行う。
- ④留学生の受入れ・支援を実施・検討する法人団体等と適正な支援内容を協議検討する活動に取り組む。
- ⑤介護福祉士を目指す留学生のためのホームページを運用する。また、電話やメール等の相談に対応する。
- ⑥外国人留学生に対する修学資金貸付制度や各種の奨学金制度に関する情報提供と積極的な活用を推進し、国に対し制度拡充の要望を行う。
- ⑦地域医療介護総合確保基金を活用した留学生に対する教育、生活支援など施策の実行が図られるよう国に対し要望を行う。

4. 国家試験への対応について

(1) 方針

令和7年度国家試験からパート合格方式の導入が予定されているが、1回での国家試験100%合格達成に向けて養成校卒業生の学力を担保するためにも、学力評価試験（協会実施）の受験を促し、養成校で行われる取り組みを支援する。

(2) 施策

- ①国家試験が完全実施されるまでは、養成校卒業生には学力評価試験が求められているため、卒業年次の全ての学生が学力評価試験を受験するよう奨励する。
- ②卒業年次生以外の在校生、実務者研修受講生にも受験を促す。
- ③留学生に対する国家試験受験の支援が求められているため、各養成校からの要望や試験対策等の情報を収集し、留学生が自信を持って国家試験に臨めるような対策について検討する。
- ④国家試験に合格していない卒業生に対する国家試験合格のための支援策について検討する。

5. 現行カリキュラムへの対応について

(1) 方針

現行カリキュラムの教育内容や実践をするための事例等を含む「教育方法の手引き」等を活用し、現行カリキュラムによる教育内容の標準化と教員の質の向上を図る。

(2) 施策

- ①社会状況の変化と施策の動向を見極める情報収集力や情報を活用し高度化に対応するための教育内容の深化を検討する。
- ②地域包括ケアシステムでの多職種連携や提供する介護の質の管理と向上を目指し、各養成校が取り組む中での問題提起など国に対し行っていく。

6. 日本介護福祉教育学会について

(1) 方針

会員を広く一般から募るなど拡大と体制の強化を図る。

(2) 施策

- ①協会ホームページによる学会の内容・活動状況の周知を図るとともに、会員申請手続きなどの簡便化を検討する。
- ②教育学会の開催の模様や雑誌の刊行状況などの情報発信を図る。
- ③倫理規程など各種規程の策定を目指す。

7. 国の施策に関する要望について

(1) 方針

介護福祉士資格取得の経過措置等の国の施策に関する事項について令和 6 年度、国（厚生労働大臣）へ要望したところであり、7 年度においても、同様の要望を行っていく。

(2) 施策

①令和 8 年度に経過措置が終了した後は、多数の外国人留学生が介護福祉士資格を取得できないこととなり、この結果、養成校の入学希望者には資格を取得できない場合の次の 2 つの障害があると想定するため養成校への入学者が激減し介護施設に送れなくなると推定している。

(1) 養成校で学び、介護の業務に従事したとしても、養成校で学んでいない「技能実習」や「特定技能」の者と同等の待遇となる可能性が高いこと

(2) 卒業後に介護の業務に従事したとしても、介護福祉士等修学資金貸付金を返済することとなる可能性が高いこと

こうした現状に鑑み、多くの外国人留学生の入国を促進することにより、外国人介護人材を確保して介護人材不足を解消するため、当該経過措置について 5 年程度の間、更に延長されるよう国に要請する。

②近年、外国人留学生の増加に伴い、都道府県において修学資金貸付制度利用の要望に十分に対応できない事態が発生していることから、外国人留学生を含む利用希望者への要望に十分に対応できるよう原資の確保について都道府県への助言の徹底をするよう、国に要請する。また、外国人留学生が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を予定する外国人留学生に対する日本語学習の支援や相談支援等の実施等による教育環境の整備を推進するため、人件費等の経費に対する支援等の助成金の措置を国に要請する。

③学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定されている学校以外の養成校は、文部科学省所管の私立大学等経常費補助金等の交付対象ではなく、同省から財政的支援を得られないことから、厚生労働省は、養成校に対して、文部科学省が交付している補助金相当額の財政的支援を速やかに図られるよう国に要請する。

④近年、介護施設では ICT 活用が図られてきており、養成校においてもこれを前提とした教育が必要になってきている。このためデジタル化に対応した教育の基盤整備にかかる費用の助成を国に要請する。

8. 他団体との協力について

(1) 方針

職能団体や施設・事業所等の団体と協力して介護福祉士の地位向上と処遇改善のための活動に取り組む。

(2) 施策

(公社)日本介護福祉士会、(公社)全国老人保健施設協会、(公社)全国老人福祉施設協議会、全国社会福祉法人経営者協議会等と連携して介護福祉士の地位向上や処遇改善に向けた取組みを行う。

Ⅱ. 法人運営関係

1. 定時総会の開催

全ての正会員をもって構成し、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- ・ 日 時 令和7年6月6日(金) 13:30～15:30
- ・ 会 場 東京ガーデンパレス

2. 理事会の開催

- ・ 原則、年3回開催することとし、協会の業務執行を決定する等のため開催し、必要に応じて臨時理事会を開催する。

3. 正副会長会議の開催

- ・ 原則隔月1回開催とし、協会の運営について必要な事項を協議する。

Ⅲ. 事業関係

1. 研修会の開催

(1) 全国教職員研修会(JKA 補助事業) (所管:教育力向上委員会)

- ・ 日 時 令和7年10月31日(金)～11月1日(土)
- ・ 場 所 私学会館(京都府京都市)
- ・ テーマ 未定

(2) 介護教員講習会(所管:教育力向上委員会)

①介護教員講習会

- ・ 新たに介護福祉士養成施設の専任教員等となる者に対して300時間の研修、科目別受講希望者に対する再研修を実施する。
- ・ 日 時 令和7年8月から令和8年3月
- ・ 場 所 基礎分野及び専門基礎分野(150時間):オンライン
専門分野(150時間):東京23区内

②医療的ケア教員講習会

- ・休止とする。

(3) ブロック別教員研修会

7ブロックで開催する（協会による補助はなし）。

(4) 外国人留学生卒業生学習支援講習会（所管：外国人留学生支援委員会）

国家試験に合格していない外国人留学生卒業生を対象としたオンライン講習会（有料）を実施する学習支援事業を行う。

2. 各委員会の活動

(1) 総務・政策委員会

①委員会の構成

- ・構成員は7ブロックから1名及び専門委員1～2名とする。

②所管事業

政策的な調査並びに政策立案等を所管する。具体的な所管事業は以下のとおりである。

- ・養成校への入学者の増加をはじめ地位向上を目指し、組織、事業・予算、経営問題、広報・渉外を含め養成校を取り巻く諸課題について幅広く検討する。
- ・広報活動の充実・強化（メール配信、新聞・テレビの活用検討、協会ホームページの充実等）
- ・養成校が抱える諸課題のための関係団体等との連携強化
- ・介護に関する総合研究機関設置のための活動の実施
- ・介護福祉士等修学資金貸付制度の充実等に係る要望活動の実施
- ・養成校や介護福祉士に必要な学術調査、教育内容の開発・研究、教材等の発行等を行う。
- ・養成校における定員充足状況等に係る調査
- ・卒業生に関する進路調査
- ・自然災害等による被災地等への地域支援を行う。

(2) 教育力向上委員会

①委員会の構成

- ・構成は7ブロックから1名、専門委員1～2名とする。

②所管事業

全国教職員研修会及び国家試験対策等を所管する。具体的な所管事業は以下のとおりである。

- ・介護福祉士養成教育の質の維持・向上及び教員のレベルアップを図るため卒業年次生を対象に学力評価試験を行い、学習到達度の評価、分析を行う。併せて卒業年次以外の在校生、及び実務者研修受講生等にも周知し受験を促す。
(学力評価試験日は令和7年11月24日(月)から11月30日(日)までの期間中、実施校の定める日)
- ・学力評価試験について作問等を委託する民間業者と連携して効果的・効率的な実施を図る。また、学力評価試験の質を担保するために、作問者選定委員会の設置、出題内容の検証をする仕組み作りを行う。
- ・外国人留学生を含めた国家試験実施に向けた受験対応の検討
- ・養成校教員の資質向上を目指し、全国教職員研修会及び教員講習会の企画、運営、調整及び協力等を行う。
- ・養成校は社会的資源であり存続させていくことが必要であり、養成教育の質の確保のため5年に1回、再教育の実施を検討する。
- ・日本介護福祉教育学会の運営等の検討
- ・研修会、講習会の内容と実施方法(期間・場所等)の検討
- ・令和7年度全国教職員研修会の実施及び日本介護福祉教育学会との連携
- ・令和7年度介護教員講習会を開催する。講師の見直しを行う講師選定委員会を開催する。

(3) 外国人留学生支援委員会

①委員会の構成

- ・構成は7ブロックから1名及び専門委員1~2名とする。

②所管事業

今後拡大する外国人留学生に対する安心安全をベースにした各種支援などを所管する。具体的な所管事業は以下のとおりである。

- ・日本の介護福祉士養成教育の海外への周知と普及、外国人留学生の円滑な受入施策の検討
- ・外国人留学生卒業生学習支援事業の実施
- ・東南アジア諸国への日本の介護福祉教育に関する情報発信の検討
- ・日本語学校、施設等との情報交換・連携等の検討
- ・外国人留学生にかかる各関係者の賛助会員としての募集
- ・外国人留学生に関する学力を向上させる施策の検討
- ・外国人留学生支援事業の実施(内閣府による認定後)

3. 入学生確保のための対策(所管:総務・政策委員会)

地域医療介護総合確保基金の活用による若年世代の参入促進、外国人留学生の受入環境等体制整備、各種奨学金等施策情報の発信など、入学生確保に資すると考えられる各分野における課題発掘と対応の検討を行い実効ある施策の展開を促進する。

4. 賛助会員募集事業（所管：総務・政策委員会）

介護職の中核的人材育成を担っている養成校が専門的知識と技能を身につけて卒業させる体制をより充実させていくために福祉施設や事業所から賛助会員を募る。

5. 国への要請（所管：総務・政策委員会）

関係団体と協働するなどして国及び各都道府県等に対する介護福祉士養成教育に対する支援を要望する。

- ・養成校への経常経費に係る財政的支援について
- ・介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化・早期貸付決定などについて
- ・介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（2年課程）の継続実施等について
- ・介護福祉士の処遇改善について（必置義務化などを含む）
- ・上位の介護福祉士（仮称・管理介護福祉士）養成教育への政策的支援について
- ・養成校での日本語教育に係る財政的支援について
- ・その他

6. 他団体との連携・協力（所管：総務・政策委員会）

（公社）日本介護福祉士会、（公社）全国老人保健施設協会、（公社）全国老人福祉施設協議会、（社福）全国社会福祉協議会（全国社会福祉法人経営者協議会・中央福祉人材センター等）、（公財）社会福祉振興・試験センター、日本語学校関係団体等

7. 会長表彰事業など（所管：総務・政策委員会）

- ・会長表彰（学生、役員、職員など）
- ・学生事故補償制度への加入促進

8. 日本介護福祉教育学会活動の充実（所管：教育力向上委員会）

第31回日本介護福祉教育学会（学会総会を含む）の開催

- ・日時：令和7年9月12日（金） 9時30分から16時00分
- ・会場：国際医療福祉大学（成田キャンパス）（千葉県成田市）

- ・テーマ：「学生の多様性に応じた介護福祉士養成教育の実践と今後の教育のあり方とは」～多様化する学生やDX化が進む介護現場に即した養成教育の将来像～

9. 養成校教員の再教育事業（所管：教育力向上委員会）

- ・旧カリキュラムに基づく介護教員講習会修了者に向けた再教育の機会を提供する。

10. 報告書等の作成、配布（所管：研修会開催ブロック、各種委員会）

- ・養成教育水準の向上及び各養成施設の運営に資するため、各種委員会等における研究成果等の普及を図る。
- ・全国教職員研修会、各種調査研究の報告等

11. 外国人留学生対応のための検討等（所管：外国人留学生支援委員会）

- ・日本の介護福祉士養成教育の周知のための情報を発信し、養成校への留学を志す者の発掘と養成校における留学生受入のための方途を検討する。

12. 介護福祉士養成のあり方検討委員会の開催

「自立支援・重度化防止」「LIFEに対応した可視化・デジタル化」「介護保険制度を十分理解したマネジメント」「感染症予防や災害」「職業倫理教育の充実」などに対応できる人材が必要であり、これを想定してさらなる専門性の高い介護の教育ができることを目指して、その仕組み等を検討するための委員会を引き続き開催する。

13. 介護福祉士修学資金保証制度の実施

介護福祉士修学資金貸付契約の連帯保証人となっている介護施設、養成校等が代位弁済請求された場合の経済的リスクを取り除くため、介護福祉士修学資金保証制度を実施する。

14. 職業紹介事業の実施（内閣府による認定後）

養成校からの求人情報、介護教員講習会修了者（予定者を含む）等からの求職情報をホームページに掲載し、必要に応じてマッチングする職業紹介事業を実施する。

以上

科 目	公益目的事業会計 公1 普及啓発	収益事業等会計 他1 会員相互扶助	法人会計	内部取引消去	合計	前年度予算額	増減額
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益	5,000				5,000	0	5,000
特定資産受取利息	5,000				5,000	0	5,000
受取入会金	600,000				600,000	800,000	△ 200,000
受取入会金	600,000				600,000	800,000	△ 200,000
受取会費	41,970,000		8,480,000		50,450,000	52,200,000	△ 1,750,000
受取正会員年会費	25,320,000		8,480,000		33,800,000	34,000,000	△ 200,000
受取学力評価試験等加算会費	13,000,000				13,000,000	15,000,000	△ 2,000,000
受取賛助会員会費	450,000				450,000	500,000	△ 50,000
受取学会会費	3,200,000				3,200,000	2,700,000	500,000
事業収益	12,900,000	1,042,000			13,942,000	14,200,000	△ 258,000
受取受講料	11,000,000				11,000,000	12,000,000	△ 1,000,000
受取事業協力料	1,900,000				1,900,000	2,200,000	△ 300,000
受取手数料		1,042,000			1,042,000		1,042,000
受取補助金等	354,000				354,000	499,000	△ 145,000
受取民間補助金	354,000				354,000	499,000	△ 145,000
受取参加費	1,700,000				1,700,000	3,400,000	△ 1,700,000
受取参加費	1,700,000				1,700,000	3,400,000	△ 1,700,000
受取寄附金	0				0	0	0
受取寄附金	0				0	0	0
雑収益	320,000		60,000		380,000	419,000	△ 39,000
受取利息	0		10,000		10,000	1,000	9,000
雑収益	320,000		50,000		370,000	418,000	△ 48,000
経常収益計	57,849,000	1,042,000	8,540,000	0	67,431,000	71,518,000	△ 4,087,000

科 目	公益目的事業会計 公1 普及啓発	収益事業等会計 他1 会員相互扶助	法人会計	内部取引消去	合計	前年度予算額	増減額
(2) 経常費用							
事業費	79,200,000	954,000			80,154,000	77,039,000	3,115,000
役員報酬	2,700,000				2,700,000	0	2,700,000
給料手当	25,800,000	400,000			26,200,000	25,953,000	247,000
賞与引当金繰入	1,830,000				1,830,000	1,728,000	102,000
退職給付費用	1,090,000				1,090,000	999,000	91,000
法定福利費	3,960,000				3,960,000	3,600,000	360,000
会議費	250,000				250,000	350,000	△ 100,000
旅費交通費	2,500,000	100,000			2,600,000	2,150,000	450,000
通信運搬費	4,000,000	130,000			4,130,000	4,362,000	△ 232,000
消耗品費	150,000	44,000			194,000	426,000	△ 232,000
広告宣伝費	550,000	200,000			750,000	2,550,000	△ 1,800,000
新聞図書費	30,000				30,000	1,000	29,000
印刷製本費	3,800,000	80,000			3,880,000	4,650,000	△ 770,000
光熱水料費	500,000				500,000	450,000	50,000
地代家賃	3,920,000				3,920,000	3,920,000	0
賃借料	6,800,000				6,800,000	2,500,000	4,300,000
支払リース料	620,000				620,000	620,000	0
諸謝金	5,100,000				5,100,000	4,500,000	600,000
委託費	15,500,000				15,500,000	18,000,000	△ 2,500,000
諸会費	0				0	50,000	△ 50,000
雑費	100,000				100,000	230,000	△ 130,000
管理費	0		9,980,000		9,980,000	8,999,000	981,000
役員報酬	0		300,000		300,000	0	300,000
給料手当	0		2,370,000		2,370,000	2,495,000	△ 125,000
賞与引当金繰入	0		202,000		202,000	192,000	10,000
退職給付費用	0		120,000		120,000	111,000	9,000
法定福利費	0		440,000		440,000	420,000	20,000
会議費	0		50,000		50,000	50,000	0
旅費交通費	0		400,000		400,000	1,100,000	△ 700,000
通信運搬費	0		580,000		580,000	450,000	130,000
消耗品費	0		100,000		100,000	100,000	0
広告宣伝費	0		500,000		500,000	0	500,000
印刷製本費	0		680,000		680,000	600,000	80,000
光熱水料費	0		50,000		50,000	50,000	0
地代家賃	0		436,000		436,000	436,000	0
賃借料	0		900,000		900,000	200,000	700,000
支払リース料	0		65,000		65,000	60,000	5,000
租税公課	0		1,700,000		1,700,000	1,300,000	400,000
委託費	0		400,000		400,000	805,000	△ 405,000
諸会費	0		287,000		287,000	230,000	57,000
雑費	0		400,000		400,000	400,000	0
経常費用計	79,200,000	954,000	9,980,000	0	90,134,000	86,038,000	4,096,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 21,351,000	88,000	△ 1,440,000	0	△ 22,703,000	△ 14,520,000	△ 8,183,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 21,351,000	88,000	△ 1,440,000	0	△ 22,703,000	△ 14,520,000	△ 8,183,000
2 経常外増減の部	0						
(1) 経常外収益	0						
経常外収益計(注1)	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0		
当期一般正味財産増減額	△ 21,351,000	88,000	△ 1,440,000	0	△ 22,703,000	△ 14,520,000	△ 8,183,000
一般正味財産期首残高				0	0		
一般正味財産期末残高				0	0		
II 正味財産期末残高				0	0		

イ 介護福祉士修学資金保証制度について

1 事業開始までの委員会での検討経緯（保険会社との検討状況を含む）

- （１）令和４年度第２回外国人留学生支援委員会（R4.11.7）での新規事業（外国人留学生支援事業）の検討
- （２）令和４年度第３回外国人留学生支援委員会（R5.1.27）で、外国人留学生支援事業検討の中で、修学資金貸付金の保証人となった介護施設に、学生が返済できなくなった場合の損害保険を紹介することを検討。
 - ・損害保険ジャパンに損害保険の検討を依頼するが、同社が想定する事故率により否定的回答あり（R5.3）
- （３）令和４年度第４回外国人留学生支援委員会（R5.3.7）で、介養協自体が修学資金貸付金の保証人となることの意見が出される。
- （４）令和５年度第１回外国人留学生支援委員会（R5.11.20）で、留学生への貸付金が返済されなかった場合の債権回収会社への債権譲渡は現実的ではないことから債権回収会社は使わないことで検討していることの説明を行なった。
 - ・三井住友海上火災と修学資金貸付金の保険制度創設の打ち合わせ（R5.12）
- （５）令和５年度第２回外国人留学生支援委員会（R6.3.11）で、日振協・老施協など各団体への説明（修学資金保証については動きなし）
 - ・三井住友海上火災から保証会社による保証制度の提案（R6.4）
- （６）令和６年度第１回外国人留学生支援委員会（R6.7.10）で、外国人留学生支援事業の中での「修学資金再保証制度」の検討内容について説明
- （７）令和６年度第２回外国人留学生支援委員会（R6.9.30）で、外国人留学生支援事業の留学生以外の学生も使用できることで検討
- （８）令和６年度第１回総務・政策委員会（R6.10.4）で、検討。

2 理事会での検討

- （１）令和６年度第４回理事会で、保証期間中（特に卒業時、就職後）の連帯保証人変更、検討。次回の理事会の際に保証会社の方へ出席いただき、説明をお願いすることとして、継続審議。
- （２）令和６年度第５回理事会（R6.12.10）で、三井住友海上火災保険株式会社及び株式会社イントラスト担当者が出席し、質疑応答。介養協として本制度を進めていくことが合意された。

3 内閣府への事業認定申請

- （１）内閣府に対して本事業についての事業認定申請（R7.1.9）を行った。最終的

に、R7 年 3 月 31 日付で承認された。

4 本保証制度の説明会

- (1) 養成校・介護施設等向けの説明会を R7 年 3 月 5, 6, 7 日に開催した。
- (2) 都道府県社会福祉協議会等向けの説明会を R7 年 3 月 14 日に開催した。

5 本保証制度の実施

- (1) R7.4.14 より、保証制度のホームページを公開し、申込受付を開始した。

介護協の 介護福祉士 修学資金 保証制度

介護福祉士修学資金貸付制度の
法人保証を担う方への保証制度です。

施設の経済的リスクを取り除いて、
介護人材育成を支える。

施設

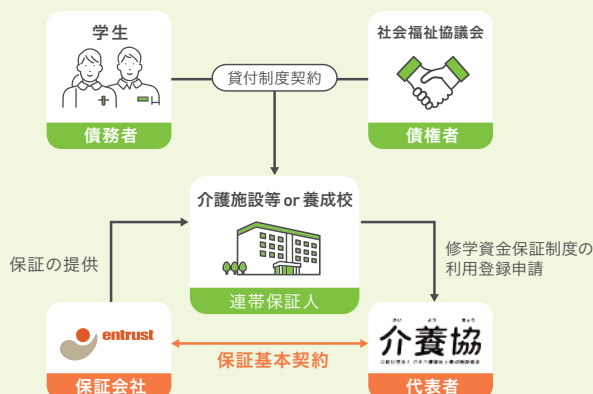
経済的リスクを
取り除く

学生

学費の心配が
なくなる

養成校

学生募集の幅が
広がる



貸付制度における契約関係及び法人保証の手続きは現状と同様です。修学資金保証制度を利用することによる契約関係の変更等はありません。これまでどおり、社会福祉協議会(債権者)・学生(債務者)・介護施設等or養成校(連帯保証人)の三者で介護福祉士修学資金貸付契約を締結いただきます。

貸付制度で法人保証を行う連帯保証人(介護施設等or養成校。以下、連帯保証人といいます)が保証制度を利用したい場合は、公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会(介護協)へ修学資金保証制度の利用登録申請を行います(介護施設の場合は養成校経由で申請してください)。登録が済みますと貸付制度の連帯保証人となる際に修学資金保証制度の利用が可能です。

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会(介護協)は、複数の連帯保証人の代理として、イントラストと保証契約を締結いたします。

保証内容について

対象	貸付制度利用者全て ※外国籍の方を含みます。 ※反社会勢力に該当した場合は免責です。	代位弁済	代位弁済金請求期日(連帯保証人⇒イントラスト) 社会福祉協議会より代位弁済請求を求められたら速やかにイントラストへ代位弁済金請求をしてください。 代位弁済金支払期日(イントラスト⇒連帯保証人) 代位弁済金請求後、1ヶ月程度で送金します。
保証期間	貸付制度契約日(保証開始日)～返還免除対象業務完了日(保証終了日) ※原則、7年契約(養成校2年間+施設5年間)	書類審査	学生に対して審査を実施します。審査方法等は、弊社規定によります。 ※審査期間は1日程度かかります。 ※審査可否の詳細についてのお問合せには回答致しかねます。
保証範囲	貸付制度における、以下の費用 ・学費分・入学準備金・就職準備金・受験対策費	保証料	保証料 : 27,000円/年・人 初年度 : 請求書を受領した日が属する月の翌月末日までに支払い 2年目以降 : 4月末日までに支払い
保証限度	170万円/人	その他	連帯保証人毎に全件申請を条件とする

お問合せ・お申込みはこちら >>>

<https://kaiyokyo.net/guarantee/>



この資料は抜粋版です。
全体版は次のURL（介護協ホームページの保証制度のページ）からご覧いただけます
https://public-mmyg.movabletype.biz/files/250411_goannai.pdf

介護福祉士修学資金保証制度のご案内

Ver.20250522

1. はじめに

Confidential

弊社は2006年に家賃債務保証会社として創業いたしました。
家賃債務保証については、大手賃貸不動産管理会社様をメインクライアントとし業容を拡大してまいりました。その後、保証ノウハウを生かし、総合保証会社として医療費用保証・介護費用保証・養育費保証を手掛けております。

弊社のもう一つの事業として、ソリューション事業があり、クライアント企業様の業務上の課題を解決するサービスを提供しております。

この度弊社は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、介護協）と協業のうえ、介護福祉士等修学資金貸付制度（以下、貸付制度）における保証制度を構築いたしました。

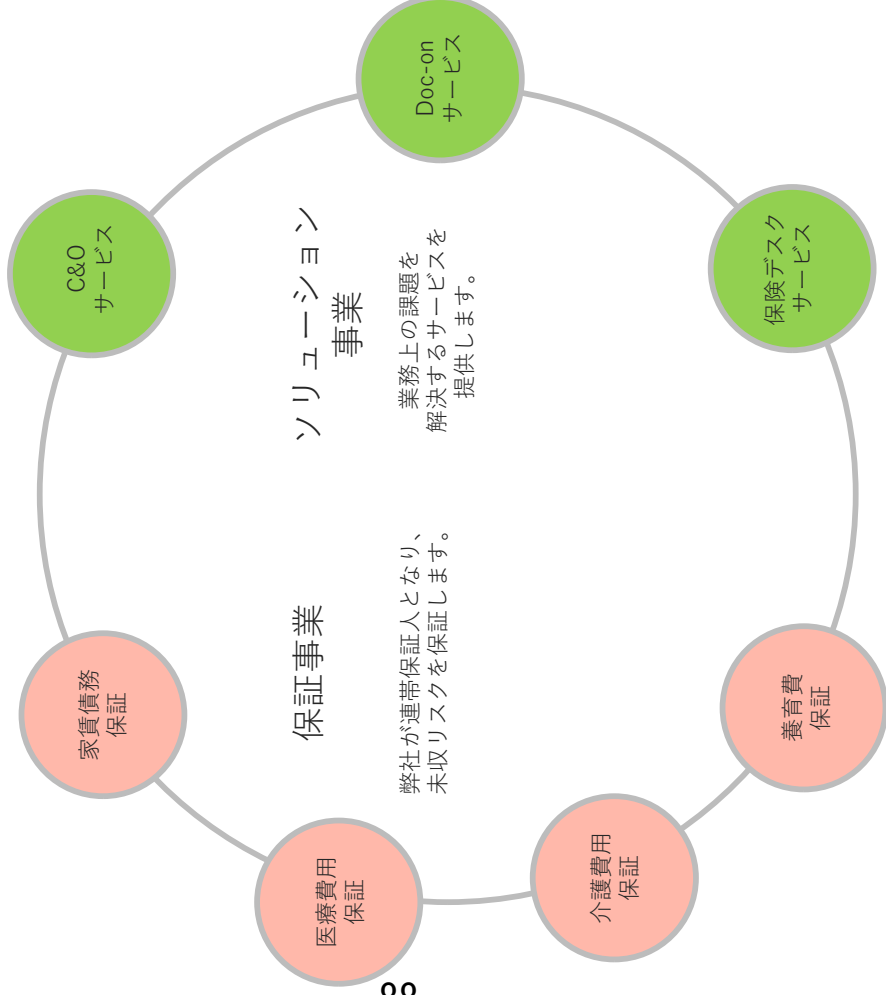
人手不足は社会全体の問題でもあります。介護業界は慢性的な人手不足といわれております。

厚労省が発表した「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要性について」によれば、

- ・2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））
 - ※（）内は2022年度（215万人）比
- の介護職員を確保する必要があると推計されています。

また、介護福祉の専門職である介護福祉士の養成も喫緊の課題であるといえます。

弊社は保証制度を通じ介護福祉士養成の一助になることで、介護業界の発展に寄与したいと存じます。



2. 介護福祉士修学資金保証制度とは

連帯保証契約の現状

貸借契約において、債権者が債務者に対して連帯保証を求めることは従来からよくあることです。旧来の連帯保証は債務者の親族等となる人的保証が一般的でしたが、現在は多くの貸借契約において機関保証が活用されております。

特に改正民法の施行（2020年4月）後は、人的保証を廃止し機関保証へ全面切替えする傾向が顕著です。

【連帯保証が求められる主な貸借契約】

- ・ 賃貸不動産の賃貸借契約
- ・ 住宅ローンの金銭消費貸借契約
- ・ 奨学金の返還誓約書

いずれも機関保証が主流

介護福祉士等修学資金貸付制度の課題

介護福祉士等修学資金等貸付制度（以下、貸付制度）を利用するにあたり、連帯保証人は必須となっています。

貸付制度においても人的連帯保証人以外の法人保証（機関保証）を導入しています。特に外国人留學生の場合、日本国内に在住する人的な連帯保証人を見つけることが困難なため法人保証制度が利用されています。一方で法人保証の引受企業（主に介護施設）には債務リスク等の大きな負担があり、経済的な制限もあるため連帯保証がでる件数にも限度があり、貸付制度の利用が進まないネックになっています。

介護人材の確保は社会的な課題であり、特に外国人材の受入れは必須事項であることから貸付制度の利用促進をすることが重要です。

□ 介護協専用 介護福祉士修学資金保証制度とは

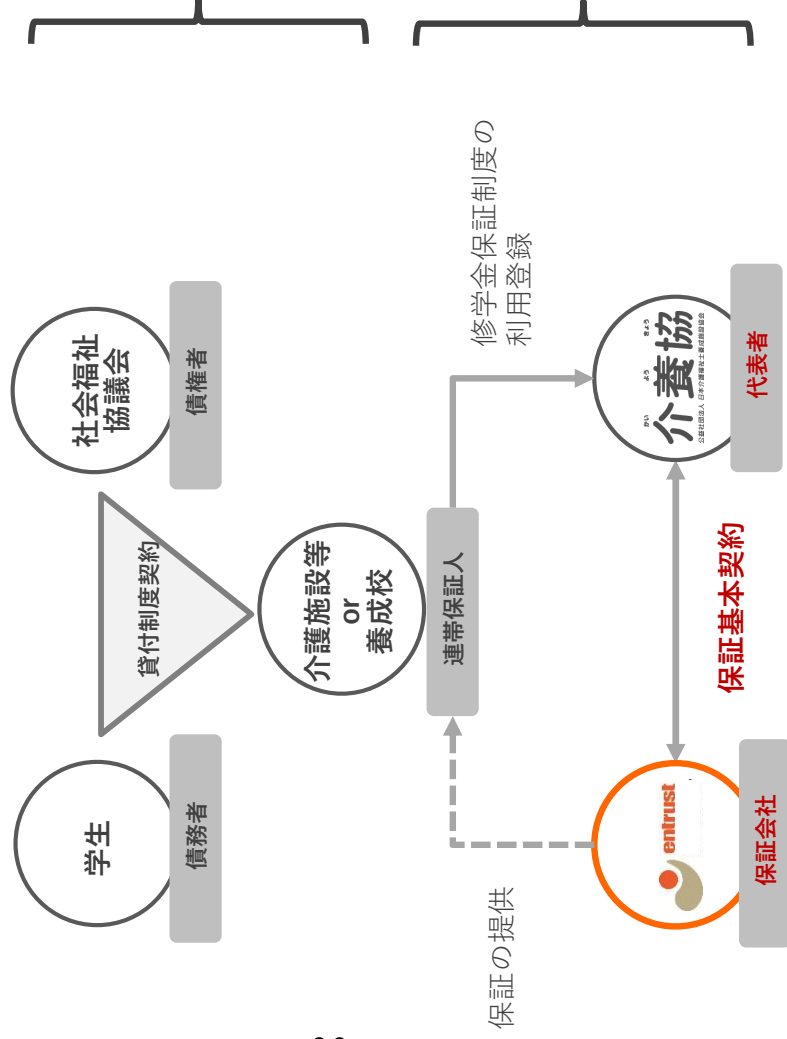
貸借契約等において連帯保証を人的保証から機関保証に切り替えることは自然な流れであり、上記のとおり実際に多くの貸借契約等で機関保証が活用されております。

貸付制度においても機関保証（法人保証）を認めておりますが、介護施設様等が学生（債務者）の連帯保証を行い経済的なリスクを一手に引き受けることは、介護施設様等の大きな負担であるといえます。

介護福祉士修学資金保証制度（以下、修学資金保証制度といいます）とは、介護施設様の経済的リスクを取り除き、貸付制度の利用を促進させるものです。

3. スキーム概要について

スキーム図



補足説明

貸付制度における契約関係及び法人保証の手続きは現状と同様です。修学資金保証制度を利用することによる契約関係の変更等はありません。

これまで通り、社会福祉協議会（債権者）・学生（債務者）・介護施設等or養成校（連帯保証人）の三者で介護福祉士修学資金借用証書を締結いただきます。

貸付制度の連帯保証人（介護施設等or養成校。以下、連帯保証人といいます）は、介養協へ修学資金保証制度の利用登録申請を行います（介養協等の場合は養成校経由で申請してください）。登録が済みますと貸付制度の連帯保証人となる際に修学資金保証制度の利用が可能です。なお、利用登録することで介養協が連帯保証人の代理として、イントラストと保証基本契約を締結することになりま

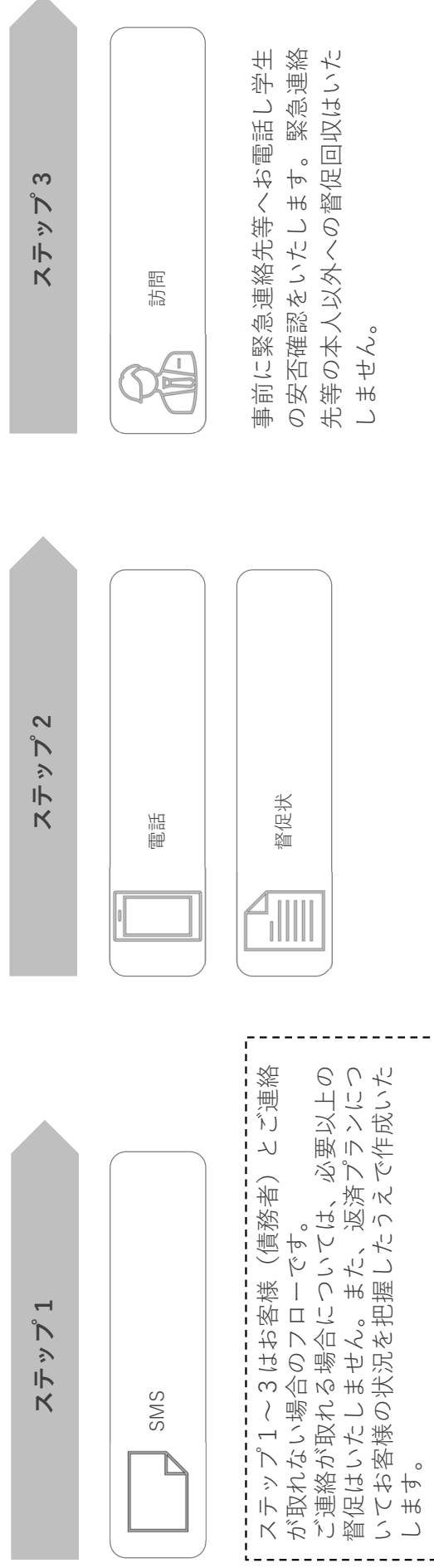
介養協は複数の連帯保証人の代理として、イントラストと保証基本契約を締結いたします。

4. 保証内容について

Confidential

対象	審査	学生に対して審査を実施します。 審査方法は、弊社規定によりります。 ※審査時間は1日程度かかります。 ※審査可否の詳細についてのお問合せにはご回答できません。
保証期間	保証料	貸付制度契約日（保証開始日）～返還免除対象業務完了日（保証終了日） ※返還免除対象業務とは、養成校卒業後5年間継続して所定の都道府県内で介護福祉士または社会福祉士として従事すること貸付制度の返済が全額免除される業務をいいます。 貸付制度における、以下の費用 ・学費分 ・入学準備金 ・就職準備金 ・介護福祉士国家試験受験対策費 保証料総額 保証料/年 ：189,000円（通常7年間の分割払い） ：27,000円 初年度 ：イントラストから請求書を受領した月の翌月末までに支払い 2年目以降 ：4月末までに支払い 返還免除対象業務の期間は5年を基準としております。 貸付事業規則や貸付契約の定めに基づき、貸付金返還債務が免除され、返還免除対象業務期間が短縮される場合は、イントラストへ通知していただきます。 この通知を受けて、イントラストは、貸付金返還債務が免除された月が属する年より後の年に請求予定の分割払い保証料を請求免除いたします。 なお、次年度以降の保証料の請求免除に關して、返還免除が決定した日から90日以内にイントラストに通知をいただけない場合は、返金及び請求除外をすることは致しかねます。
保証範囲	その他	170万円／人 修学資金保証制度を利用するにあたり ・利用を希望する場合は、利用登録申請をします。 介護施設等が連帯保証人になる場合は、養成校経由で介護協へ修学資金保証制度登録申請書を提出してください。 ・養成校が連帯保証人になる場合は、自ら介護協へ修学資金保証制度登録申請書を提出してください。 ・修学資金保証制度の申込をする場合は、年度単位で全ての新規法人保証案件について修学資金保証制度へ申込し、イントラストが引受承認にした案件については修学資金保証制度を利用していただきます。
保証限度	代位弁済	代位弁済金請求期日（連帯保証人⇒イントラスト） 社会福祉協議会より代位弁済請求を求められてから10日以内にイントラストへ代位弁済請求をしてください。 代位弁済金支払期日（イントラスト⇒連帯保証人） 代位弁済金請求後、1ヶ月程度で送金します。

6. 督促・回収方法について

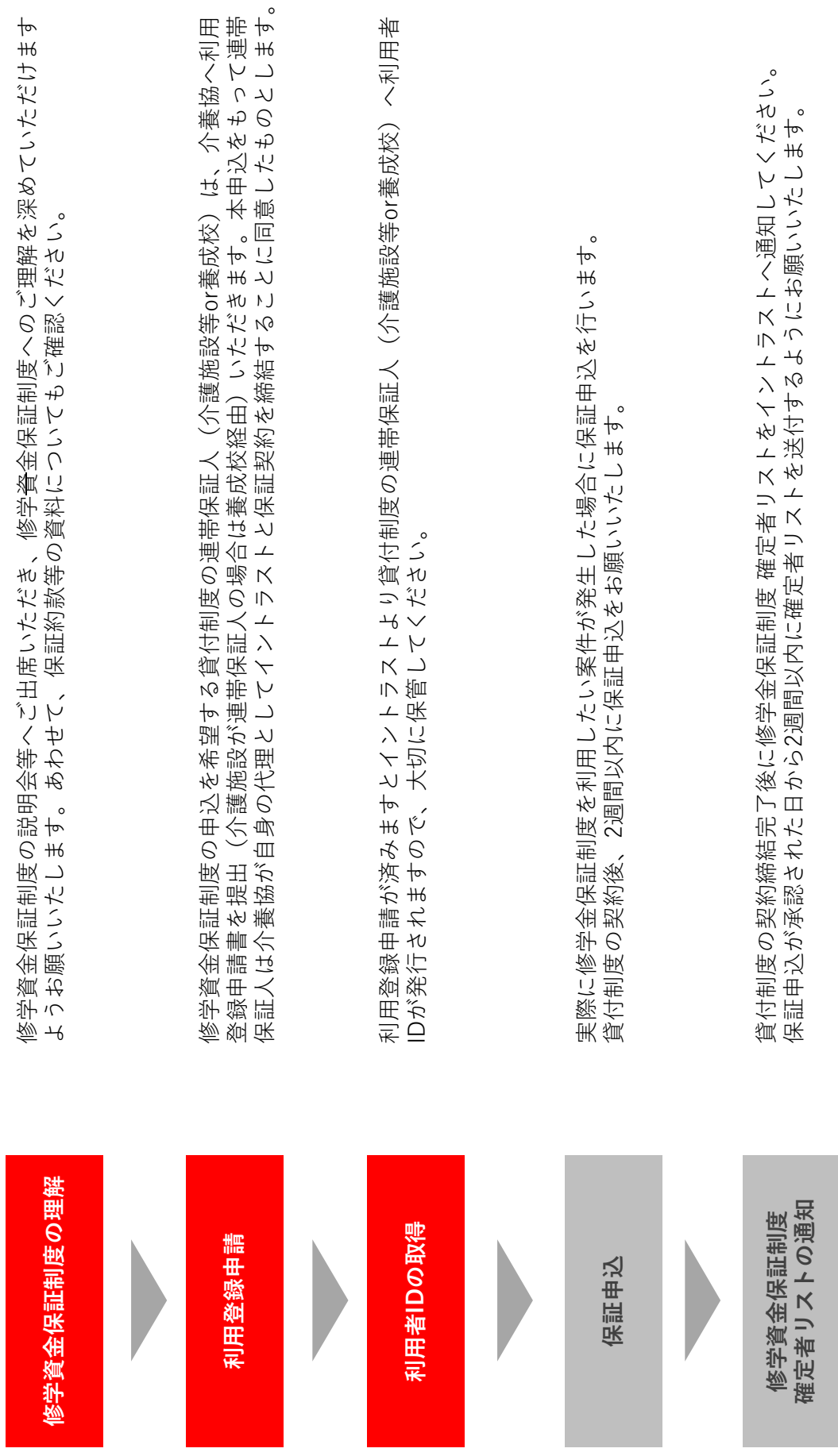


□ 督促・回収方針について

弊社は創業以来コンプライアンスを徹底しております。上記は一例であり、ご連絡が取れる場合は訪問等は実施しません。
 現在、「家賃債務保証・医療費用保証・介護費用保証・養育費保証」を営んでおり、いずれの事業においても大きな事故を起こすことなく継続しております。**介護施設等・養成校・介護協のイメージを損なわないきめ細やかな督促回収を実施**いたします。

- 親身になって返済プラン（**分割返済可能**）を提示いたします。
- 督促回収については弊社で実施いたしますが、必要に応じて介護協・養成校・介護施設（連帯保証人）に相談のうえ進めます。
- **督促回収履歴はシステムログ及び録音**をしております。万が一トラブルが発生した場合は、**介護協・介護施設等・養成校へ開示可能**です。

7. 導入フロー



8. 会社概要／お問い合わせ先

最後までご覧いただきまして、誠に有難うございました。
ご不明な点などがございました際には、お気軽にお問い合わせください。

株式会社イントラスト

上場市場	東京証券取引所 スタンダード市場 (7191)
本社所在地	東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル2階
設立	2006年3月 (3月決算)
資本金	10億45百万円
従業員数	279名 (アルバイト・パート含む)
事業内容	保証事業およびソリューション事業
主な拠点	7拠点 (東京・秋田・仙台・富山・大阪・福岡・浜松)
主要取引先	国立大学病院、公立病院、民間病院、介護施設、損害保険会社、信販会社、不動産管理会社 など
加盟団体	公益社団法人全日本病院協会賛助会員 一般社団法人東京都病院協会賛助会員

※2023年10月20日時点



お問い合わせ先



株式会社イントラスト 開発企画部

Mail : hoshio_fukushi@entrust-inc.jp

営業時間：土曜・日曜・祝祭日を除く9時から18時まで

資 料 編

1. 各種委員会報告

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

令和6年度第1回総務・政策委員会報告書

I 日時 令和6年10月4日（金）14：00～15：30

II 場所 オンライン（ZOOM）

III 出席者：委員：下田委員長、山野委員、飯塚委員、中島委員、上田委員、
志垣委員

事務局：山田事務局長、岩崎

IV 議事次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議事項

（1）介護福祉士修学資金保証制度について

（2）外国人留学生支援事業について

（3）職業紹介事業について

（4）介護福祉士養成課程の経営に関するアンケート

4. その他

5. 閉会

V 議事内容

協議事項

（1）介護福祉士修学資金保証制度について

事務局より、保証会社が作成した資料に基づいて、介護福祉士修学資金保証制度案について説明があった。

- ・留学生以外はほとんどの貸付契約は家族が連帯保証人になっている。主に留学生を対象とした制度と想定しているのか。また、利用は任意なのか。
- ・日本人が本制度を利用することは想定しておらず、主に留学生を対象に考えている。利用を希望する介護施設が契約できる。都道府県によっては、養成校が連帯保証人になっている場合もあるので、養成校も利用できる。
- ・連帯保証人が保護者の学生と保証会社を利用する学生が学内に混在してもよいのか。保証料は誰が支払うのか。

- ・同じ養成校の学生の中で制度を利用する学生、利用しない学生が混在してよい。保証料は修学資金貸付制度の連帯保証人が負担する。
 - ・介護施設側が弁済リスクを負担する場合は本制度を利用しなくてもよいのか。
 - ・介養協に関係するからといって本制度を利用する必要はない。
 - ・保証会社が破綻した場合など危機管理の観点から、㈱イントラストに決定した経緯が知りたい。
 - ・外国人留学生支援事業において、介護施設の修学資金貸付の代位弁済を保証する保険制度の検討から始まった。最初に介養協の学生事故補償制度を扱う損害保険ジャパンに相談したが、リスクが計れないことから代位弁済の金額を債権回収会社に買い取ってもらう代案を提示し、代位弁済を直接保証することからは辞退された。その後、別口で三井住友海上火災が検討し、同社が保証会社として㈱イントラストを提案してきた。再保証を提供する㈱イントラストは三井住友海上火災に保険を掛けている。
 - ・いつから開始するのか。
 - ・来年の4月入学者を対象に開始したいと考えている。
 - ・来年度の入学者には今年度中の説明が必要なので、間に合わないのではないか。実際に利用できるのは再来年入学者からになる可能性がある。
 - ・その点は懸念している。新規事業については、今月末の理事会に諮り、その後内閣府への承認申請を行う。実質的には内閣府の承認が下りない限りは始められないので、この事業の開始は来年に入ってからになってしまう。
 - ・保証限度額が170万とあるが、四年制大学だと貸付金額が200万を超える金額になるが、その点はどうなるのか。
 - ・四年制大学の場合の運用について保証会社に確認する。
 - ・本制度は1人あたり年間25,000円～30,000円の保証料を介護施設から保証会社に支払うが、介養協で契約に伴う諸手続きを行うため、保証会社から介養協に1契約あたり一定額の事務手数料を支払うという話がある。養成校側にも一部事務負担をお願いするが、現状は養成校に事務手数料をお支払いすることは予定していない。
 - ・連帯保証人が介護施設の場合には養成校の事務負担は大してないと思うが、具体的にはどのような事務負担が想定されるのか。
 - ・申込書の様式を現段階で示しできず申し訳ないが、記入項目の確認などある程度養成校での事務負担が発生する。併せて介護施設への周知に関しては、養成校からお願いする予定である。
 - ・本制度の普及・周知等の広報をどこが主体的に担うのかは課題となるだろう。
- <今後の進め方>
- ・本日指摘があった点を踏まえ保証会社と確認を行い、理事会及び内閣府の承認を得る。

(2) 外国人留学生支援事業について

事務局より、外国人留学生支援事業案について、資料に基づいて説明があった。

- ・介護施設が直接介養協に人材を依頼するのか。本校では毎年留学生の定員を 20 名として独自で留学生を確保し、奨学金を受け、就職までのサポートをしている。例えば介護施設から 20 人の紹介依頼があった場合に実現可能なのか。
- ・介護施設が単独で介養協に依頼するのではなく、必ず介護施設と養成校がペアで動いていただくことを想定している。介養協には、トラブルなく確実に卒業できる人材の確保と支援体制が求められるが、現状マッチングのノウハウがないので、最初は少人数から始め、徐々に増やしていくことを考えている。
- ・今は留学生の受入れは行っていないが、例えば実習に関連している施設で担い手が欲しいという時に介養協を通して紹介することは可能か。
- ・可能であるが、そういった場合も入学予定の養成校とその介護施設がペアになっていただき、手続きをしていただく。
- ・面接などマッチングの場があると思うが、学生を選ぶ責任は養成校と介護施設にあるのか。例えば他団体からの紹介が N2 の学生で、介養協からの紹介が N4 の学生だった場合に、N4 ではあるが目的意識をしっかり持った学生であるとか、そういった質の担保のための審査を担う役割の人材はいるのか。介養協が養成校の団体である安心感や入学前のサポートをアピールするなど他団体との差別化が必要だと考える。
- ・日本語学校に学生の紹介をお願いする際に日本語能力を基準に学生を送り出していただく仕組みを考えている。最低でも N3 を基準とし、日本語学校の授業をしっかり受け理解している学生を養成校に送り出す体制にしたい。日本語学校の学生は介護のことはほとんど知らないと思うので、養成校入学前に介護に関する資料等により普及啓発を図る取り組みは必要だと考える。

<今後の進め方>

- ・本日意見があった点を事業内容に展開し、理事会及び内閣府の承認を得る。

(3) 職業紹介事業について

事務局より、職業紹介事業案について資料に基づいて説明があった。

- ・2 年に 1 回、会員校から教員採用の相談を受けていること、外国人留学生支援事業との兼ね合いを言及されていたが、それらを目的として職業紹介事業を始めるという意図が掴みにくい。
- ・ご指摘はもともとで、介養協としては職業紹介事業をする予定はなかった。外国人留学生支援事業で関係する介護施設団体から、介養協が個人情報を多く扱う人材紹介をするのにふさわしい体制を持った団体であることを示してほしいので、職業紹

介事業の認可を厚生労働省から得られないかという要望があった。職業紹介事業の費用については、初年度は登録免許税や職員の講習会受講により、数十万円の支出があるが、2年度以降については、5年おきの講習会受講料以外に、ほぼ費用の発生はないと考える。

- ・ 社養協も職員の公募を行っていると思う。介養協が職業紹介を始めれば、相談件数も増える可能性があるので、体制整備が必要である。
- ・ 職業紹介事業が介養協の質の担保の一つになると考える。

＜今後の進め方＞

- ・ 協会が実施する職業紹介事業の概要について理事会及び内閣府の承認を得る。

（４）介護福祉士養成課程の経営に関するアンケートについて

事務局より、9月26日の理事会で介護福祉士資格の経過措置が今後の養成校の入学数等に大きな影響を及ぼすことから養成校の経営に関するアンケートの提案があったこと、事務局で作成したアンケート案について説明があった。

- ・ 法人理事長、役員等に経営状況を聞くのであれば、目的を問われるだろう。養成課程の分類によっても赤字、黒字の基準が異なると思う。
- ・ 介養協から厚生労働省に毎年提出している要望書の中で、養成校の経営状況を踏まえた財政的支援をお願いしているが、厚生労働省からの期待できる反応は得られていない。アンケート結果をもとに数値的な裏付けとして赤字、黒字の学校数を厚生労働省に示すことも考えたが、ご指摘のとおり赤字、黒字の基準が不明確である。
- ・ アンケートの趣旨を説明しないと大半の養成校が疑問に思うだろう。厚生労働省に養成校の現状を示すのであれば、このデータでは説得力に欠ける。
- ・ 養成校の団体なので、経営者を対象としたアンケートであっても、養成校を社会の中で残していくべきという教育的な視点が欲しい。法人経営の中で赤字、黒字というのは学科の廃止を決める一つの指標になり得ると思うが、経営が赤字だとしても、例えば社会福祉士と協同した教育のために介護福祉士養成課程を残しているところもあるのではないか。
- ・ 経営者に聞くよりは、教育の現場を預かる学科長・教務主任等に現状の教育や国家試験が変わることをどう捉えているのか、質の担保のためにどのような工夫をし、それらを強化するための具体的な支援策というようなことを書いてもらう方がよいのではないか。
- ・ 今回のアンケートの目的は国家試験資格取得の経過措置延長を導き出すための質問だと捉えている。それであれば、経過措置に関してのアンケートという目的をはっきりと示した方がよい。
- ・ 経過措置について協会の中でも意見が二分している中で、経過措置を延長する要望に誘導するためのアンケートというのは、本末転倒である。アンケートが必要であ

れば、実施する理由を明確にするべきで、裏に隠れた意図が見える内容だと回答率を下げてしまう可能性がある。養成校という組織を何とか維持していくために経営を安定させる。そこには学生が必要であり、その学生にどのような教育をするのか。経営側と教員の進む方向性が一定化してくるような支援を介養協が担うためのアンケートであれば意味のあるものになるだろう。

- ・経過措置に関する考え方が介養協の内部で二分しているのはいつも問題になるが、介養協としては経過措置を維持したい考えである。今回のアンケートについては、練り直して趣旨・目的を明確にして作り直すことにするか、一旦白紙に戻すか。
- ・アンケートの目的を明確にし、タイトル、質問をストレートな内容にしたらどうか。
- ・本質的な問題から経過措置の賛否を問うアンケートになる可能性もある。アンケートについては事務局で作成したものを再度検討する方向でよいか。
- ・次回の理事会にはこのアンケート案は出さないということとし、もし理事会がアンケートを実施するということであれば、あらためて総務・政策委員会にお諮りすることによいか。

<今後の進め方>

今回のアンケート案については理事会に提出はせず、アンケートを実施する場合にはあらためて総務・政策委員会で協議する。

以上

令和6年度第2回総務・政策委員会報告書

I 日時 令和7年2月28日（金）13：00～14：30

II 場所 オンライン（ZOOM）

III 出席者：委 員：下田委員長、澤田委員、山野委員、飯塚委員、中島委員、
阿部委員、上田委員、志垣委員、岡田委員

事務局：山田事務局長、岩崎

IV 議事次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議事項

（1）令和7年度事業計画（案）

（2）令和7年度予算（案）

（3）卒業生進路状況調査について

（4）入学定員充足度状況調査について

4. 報告事項

（1）令和5年度に保有した外国人留学生支援事業資金の変更手続きについて

（2）内閣府への変更認定申請書の提出について

（3）令和6年度事業計画の変更について

（4）令和6年度予算の変更について

5. 閉会

V 議事内容

協議事項

（1）令和7年度事業計画（案）

令和7年度事業計画（案）について、本日出された意見をもとに一部修正し、理事会に提出することが承認された。

- ・資料50ページに関して、令和9年度から経過措置が終了し、国家試験受験による資格取得が開始されることについて、他団体の動きはどうか。
- ・全国老人保健施設協会の一部委員は延長を要望している。全国老人福祉協議会からは積極的に経過措置延長を求める声は聞こえてこない。
- ・国家試験に外国人留学生が不合格となった場合の在留資格について情報は入っているか。

- ・厚生労働省から具体的な話はない。経過措置の延長については法改正が必要となる。法改正をするのであれば、前段として厚生労働省の社会保障審議会福祉部会で検討することになる。同部会はコロナの期間は開催されていなかったが、今年4月から再開する話は聞いている。
- ・厚生労働省に対する介養協としての意見を要望として反映させてはどうか。
- ・資料 50 ページの部分は介護福祉士養成教育の現状を記載しているので、このままで良い。
- ・外国人介護人材について、養成校で体系的に介護を学んだ人材が国家試験に合格できないことで介護業界から流出してしまうのは、大きな損失である。経過措置終了後の外国人留学生の在留資格の問題と准介護福祉士になった場合の修学資金の返還についての問題がある。外国人留学生が准介護福祉士になった場合の扱いについて、介養協としての提案をきちんと入れる必要がある。
- ・資料 52 ページには国家試験への対応については、次年度からパート合格の制度が導入されるので、介養協としての対策を検討し、タイトルを立てて明確に打ち出した方がよい。介養協としてまとまった形で国や他団体にアピールするようなものが必要だろう。
- ・国家試験への対応については、パート合格制度が次年度から導入されるが、我々は養成校なので1回で合格することを全国の養成校が目指すところとし、それでも難しかった場合にはパート合格についてどうするのかを明記するのが現実的だと考える。准介護福祉士の扱いについては、資料 53 ページの国による養成校への財政的支援に盛り込むのがよいのではないか。
- ・介養協は経過措置延長を要望しており、准介護福祉士となった外国人留学生の扱い等、踏み込んだ方針が出しにくい。
- ・外国人留学生は家族などへの恩義があって日本に来ているため、そういった部分も尊重されながら、介養協としての意見を表明したい。フットワークよく機動的に所轄省庁に働きかけるための委員会を期間限定で立ち上げるのはどうか。
- ・新たに委員会を設けるには理事会で承認が必要となる。この件に大きく関係する外国人留学生支援委員会には、総務・政策委員会でこのような意見があったことを報告したい。
- ・「7. 国による養成校への財政的支援について（要望）」は財政的支援以外の要望も含まれているので、タイトルを変更したらどうか。
- ・ご指摘のとおり修正する。
- ・資料 53 ページ（2）施策の（2）に「学校経営を安定させ」とあるが、ここは経過措置終了後に多数の外国人留学生が資格取得できなくなり、介護人材の大幅な不足が予測されるというような社会全体のミッションを書いた方がよい。
- ・戦略的に考えた時に国の受け止め方として、学校経営について述べると一業界団体

の要望に過ぎないというニュアンスになるのか、逆に入れた方が効果的なのか。

- ・対外的には社会の要望に沿う内容にした方がよいので、学校経営の安定化の部分は削除したい。

(2) 令和7年度予算(案)

令和7年度予算(案)について、理事会に提出することです承された。

- ・令和7年度は収支が△2,200万円の赤字になるということだが、特別費用準備資金の取崩し等を加味すると実質的にはどのくらいになるのか。
- ・6年度の収支予算は△1,400万円の赤字だったが、特別費用準備資金の取崩し、経費削減等により最終的な赤字額は大雑把に見積もり、500万円位を見込んでいる。7年度の最終的な赤字は介護教員講習会対面実施による600万円の経費増があるため、最終的には1,100万円位の赤字を想定する。
- ・予算イコール決算になるのが望ましいが、公益社団法人なので黒字にならなくても収支が健全な方がよい。事業を増やして収入を増加させるのもしかりだが、協会の体質改善を図り、支出をコントロールする施策も必要だと考える。
- ・事業見直しのあり方検討委員会を5年おきに開催いただいている。前回の検討委員会では事業運営及び事務局体制等の大きな見直しの方針は出されず、従来の基金の取崩額のうち2,000万円を赤字に補填することとされた。来年度あるいは再来年度に取崩額がなくなると想定するので、改めて検討委員会を開催いただき、今後の収支改善等に向けたご意見を願いますこととしたい。

(3) 卒業生進路状況調査について

「令和7年3月介護福祉士養成施設卒業生の進路調査」を調査項目の追加をして実施することが承認された。また、調査結果の報告書についてグラフを追加・削除などすることが合意された。

- ・資料72ページの就職先の施設種別の棒グラフは例年殆ど動きがないため削除し、資料73ページの全就職人数の種別構成比は内訳を視覚的に示した方が分かりやすいので円グラフを追加したい。また、昨年の報告書案をご確認いただいた際に会員以外の養成校も調査対象にしたかどうかのご意見をいただいたが、調査対象数に対する回答数が相当低くなると想定するので、当面は会員養成校を対象としたい。
- ・学生の進路決定にあたり基本的には養成校が紹介していると思うが、人材紹介会社を入れるケースが一部見受けられる。介護施設からすると人材紹介会社に支払う手数料が財政的に圧迫するので、養成校としっかりと情報共有しながら優秀な人材を確保したいという話がある。本調査において人材紹介会社を経由して就職決定した人数の把握ができると注意喚起というか業界団体の支出削減の一助になると思う。
- ・派遣会社、紹介会社に流れていく状況を可視化することで養成校としても進路指導

の部分で反省に繋がる。

- ・資料 71 ページの就職先種別の合計の内訳として、紹介会社、人材派遣会社を経由した人数の内訳を集計項目として新たに二つ加えることで進める。

（４）入学定員充足度状況調査について

「令和 7 年介護福祉士養成課程入学定員充足状況調査」について実施することが承認された。

Ⅵ 報告事項

報告事項（１）から（４）について事務局より資料に基づき報告があった。

5. 閉会

以上

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
令和6年度第1回教育力向上委員会記録

- I 日 時 令和6年7月2日（火）15：00～16：00
II 会 場 オンライン会議
III 出席者 委 員：鈴木委員長、白井副委員長、志水委員、井上委員、黒澤委員、
野田委員、津田委員、溝部委員
事務局：山田事務局長、菅原主査、渡邊主査

IV 経過

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）介護教員講習会の開催について

①令和6年度介護教員講習会について

- ・事務局より配布資料に基づき説明があり、進捗状況が確認された。

②令和7年度介護教員講習会の開催予定（案）について

- ・事務局より配布資料に基づき説明があり、専門分野7科目150時間は対面で行い、基礎分野と専門基礎分野の150時間はZOOMによるオンラインで開催する方向で検討を進めることが確認された。

（2）全国教職員研修会の開催について

①令和6年度全国教職員研修会の進捗状況について

- ・事務局より配布資料に基づき説明があり、進捗状況が確認された。
- ・閉会式の次期開催地挨拶では、井之上副会長（近畿ブロック代表理事）が登壇することが確認された。

②令和6年度全国教職員研修会での研修プログラムについて

- ・協議の結果、野田委員を中心に検討を進めることが承認された。

③令和6年度全国教職員研修会での登壇者について

- ・協議の結果、北海道医療大学の池森康裕先生へ志水委員から登壇を打診することが確認された

（3）学力評価試験の実施について

①令和6年度の進捗状況及び今後の予定

- ・事務局より配布資料に基づき説明があり、原案通り承認された。

②令和7年度学力評価試験について

- ・事務局より配布資料に基づき説明があり、原案通り承認された。

③試験問題の校閲担当者について

・事務局より配布資料に基づき説明があり、鈴木委員長、白井副委員長、野田ワーキンググループ委員長の3者で検討することが承認された。

④試験問題の評価について（問題・解説についての疑問点等）

・事務局より配布資料に基づき説明があり、野田委員を委員長としたワーキンググループで検討を進めることが承認された。

⑤試験問題作成のマニュアルについて

・事務局より配布資料に基づき説明があり、現在の学力評価試験の問題作成要領等が確認された。

（４）日本介護福祉教育学会との連携について

①令和6年度（第30回）日本介護福祉教育学会の開催

・野田委員より、令和6年度日本介護福祉教育学会の検討状況が報告され実施期日、実施方法、今後の連携について承認された。

実施期日 令和7年2月15日（土）

開催方法 ZOOMを使用したオンライン

<今後の課題>

令和6年度より学力評価試験の試験問題の出題の妥当性を検証するワーキンググループを選定し、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」及び「医療的ケア」の領域ごとのグループに分かれて検討を行い、「令和6年度学力評価試験ワーキンググループ報告書」を作成し報告を行った。令和7年度以降も検証を行うとともに、各養成校にアンケートを実施し、学力評価試験の質の向上や教育力向上を図っていくことが求められている。また、近年、各ブロックから選出される教育力向上委員会の委員が固定しがちになっており、創造性のある委員会活動になっていない面がみられる。今後の養成校教育のためにも委員の刷新或いは増員など、教育力向上のための基盤整備が必要である。

令和6年度第1回外国人留学生支援委員会報告書

I 日 時 令和6年7月10日(水) 13:30～15:30

II 場 所 オンライン開催

III 出席者 委 員：井之上委員長、八子委員、榊委員、國岡委員、吉村委員、
生方委員、石岡委員
事務局：山田事務局長

IV 議事次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 外国人留学生卒業生学習支援講習会の実施について
 - (2) 外国人留学生支援事業について
- 4 報告事項
 - (1) 中国西山会社との協定について
 - (2) 令和5年度の相談支援事業の実施状況について
 - (3) 令和6年4月入学者数の暫定速報値
- 5 閉会

V 協議事項

- (1) 外国人留学生卒業生学習支援講習会の実施について

事務局より、事務局が作成した外国人留学生卒業生支援講習会の案について説明があった。

- ・科目群の分け方について、「こころとからだのしくみ」と「医療的ケア」とのセットがよい。基本的な知識が「こころとからだ」にあって、それをもとに「医療的ケア」につながる。
- ・各講師がオリジナル教材を作るということだったが、現在国試対策用に市販されている教材に手を加えたりしているので、そういう方法もあるのではないかな。
- ・教員にとって得手不得手がある。オリジナル教材は味があってよいこともあるが、あまり統一感がなさすぎるのは問題ではないかな。監修的な先生を決めてやるのがよいかもしれない。
- ・対象は養成校の卒業生に限定した方がよい。費用についてもただほど高いものはない。なるべく安くしてあげて欲しいが、ワンコインとか1000円とかに設定して、無料は避けるべき。意識の低い人が入ってきて収集がつかなくなる恐れもある。

- ・養成校である程度教育を受けて卒業した人とそうでない人の差は大きい。養成教育を受けていない人の国試対策となるとレベルを下げたりしないと難しい。
- ・教える立場ではやりたい教科とやりたくない教科がある。結構調整が難しいと思う。

<今後の進め方>

- ・科目ごとの担当講師及び科目の振り分けについては、事務局で案を作って井之上委員長に確認の上、委員会に提示する。
- ・費用については、取り敢えず一科目 1,000 円／科目とする。
- ・スケジュールは、7 月中に講師選定、8 月に養成校宛案内状発信、10 月研修スタートという目標で進める。
- ・統一的な教材案を事務局で作成する。

(2) 外国人留学生支援事業について

事務局より、外国人留学生支援事業について、マッチングプロセスや修学資金貸付保証制度などを中心に説明があった。

- ・経過措置が終了する 2026 年度（令和 8 年度）の入学者が国家試験に不合格の場合、貸付金の返済義務が生ずることを当県で確認した。その影響が既に日本語学校の募集にも出始めている。准介護福祉士でも返済を猶予するとか介護協としてアプローチできないか。
- ・東京は住宅手当とかも手厚いので募集した時に東京に集まる傾向がある。マッチングに際しては、それぞれの地域の良さを強くアプローチするとか必要であろう。
- ・マッチングは慎重に進める必要がある。

<今後の進め方>

事務局で更に実施案を詰めた上で、委員会に提示する。

VI 報告事項

(1) 中国西山会社との協定について

事務局より、北京西山との協定締結、および学生募集などの業務に関する委任状出状の準備状況について説明があった。

- ・一定の数と質が担保出来るか。質にはこだわりたいし、中国のどの地域から来るのかなどが気になる。
- ・直接養成校に来るには N 2 が必要と思うが、中国からの学生は話せない学生が多い。漢字の意味はわかるので試験はできて優秀だと思うが、一方、お金はあるようなので、貸付金の縛りがなければ学校としては楽な面もある。
- ・介護協が中国側に何か支払うことはないのか？

- ・ 本件に関して介養協として中国側に金銭を支払ったり、金銭を受領したりすることは予定していない。
- ・ 昨年中国から当校人材紹介の話が来たが、仲介業者曰く、最近の中国の子たちは親が成金的な人が多くわがまま放題で質が悪いとのこと。結局来なかったが、介護学校としては話は進めなかった。また、今いる中国の子は中国人は信用できないと言ったり、その子自身も卒業が怪しいくらい、とのことだ。
- ・ うちには、大変優秀な中国人学生がいる。本当にリーダーになってほしいと思うくらいで、ちゃんと育てたいと思っている。

(2) 令和5年度の相談支援事業の実施状況について

事務局より、次の説明があった。

相談件数が減少しているが、これには事務局側の原因がある。現行のホームページが古くて暗号化通信に対応していないため、検索しても表示されない状況。現在ホームページの改修作業を行っており、情報検索をしやすいように改善を図る。

(3) 令和6年4月入学者数の暫定速報値

事務局より、次の説明があった。

昨年の入学者数 6,197 人に対して、今年度は 6,700 人くらいになる。そのうち日本人は 3,930 人が 3,300 人くらいに落ちて、一方、外国人留学生が 1,802 人から 2,900 人位と相当な伸びがあり、過去最高。これは大学も含めた数字なので、専門学校は約半数が外国人という状況かもしれない。外国人留学生のうち、ネパール人が急増していて、昨年 367 人だったのが、今年は 1,200 人を超える状況である。

- ・ 当校も同じ状況で、ネパールの学生が昨年から急増している。外国人の半分以上はネパール人。人数も多いし元気すぎて、他の国の子と喧嘩したり、クラスコントロールが難しくなっている。

以上

令和6年度第2回外国人留学生支援委員会報告書

I 日 時 令和6年9月30日(月) 13:30～15:30

II 場 所 オンライン開催 (ZOOM)

III 出席者 委 員：井之上委員長、岡崎委員、八子委員、吉川委員、梶委員、
國岡委員、吉村委員、生方委員、石岡委員
事務局：山田事務局長

IV 議事次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 介護福祉士修学資金保証制度について
 - (2) 外国人留学生支援事業について
- 4 報告事項
 - (1) 入学定員充足度状況調査の結果について
 - (2) 卒業生進路状況調査結果報告書について
5. その他
6. 閉会

V 協議事項

(1) 介護福祉士修学資金保証制度について

事務局より、保証会社が作成した資料に基づいて、介護福祉士修学資金保証制度（案）について説明があった。

- ・全国区で始めるのでよいと思う。ニーズはある。
- ・介護施設勤務後に転職した場合、修学資金の貸付契約や保証契約はどのようなになるのか。
- ・修学資金貸付契約上で連帯保証人の変更は難しいと思われるので、転職前の介護施設が引き続き連帯保証人となり、保証契約も転職前の介護施設が保証料を支払い、事故の際は代位弁済金を受け取る事となる。修学資金貸付契約で保証人が変更できた場合の取扱いについては保証会社に問い合わせる。
- ・学生にも保証制度のことは知らせるのか。学生が連帯保証人の後ろに保証会社がいることを知って、安易にこの制度を使うケースも出てくるのではないかと考える。
- ・養成校が介護施設からの保証申込書を介養協事務局経由で保証会社へ送付する際に、介養協事務局や保証会社が学生の個人情報を扱うことから、学生の個人情報同意書（署名・捺印（サイン可）あり）をもらう必要がある。この際に連帯保証人となる介護施設（又は

学校)は、保証会社の保証が受けられることを学生には知らせることとなる。現在の法制度では、学生の個人情報同意書は必須であり、学生に保証契約の存在を知らせないようにすることはできないと考える。学生が安易に保証制度を利用する事態が発生しないように、介護施設や学校での指導をお願いしたい。

- ・県内であれば転職しても返済義務は発生しないか？
- ・貸付契約をした都道府県内の介護施設に勤務していれば、返済義務は発生しない。介護以外の会社に勤務したり、当該都道府県外の介護施設に勤務する場合は返済義務が発生する。
- ・保証制度は学校から紹介するということでもいいのか？
- ・本制度は介護施設に広報することは予定していない。学校から修学資金貸付契約の連帯保証人となる介護施設に本制度を紹介していただきたい。
- ・いつから開始するのか？
- ・本制度は、今後、総務・政策委員会で審議予定であり、本日出されたご意見や総務・政策委員会でのご意見を踏まえて資料を修正し、理事会に提出する予定である。来月の理事会での承認後に、内閣府へ事業変更の承認申請を行い、内閣府の承認は年明けになると想定している。承認後、本制度の利用申請を受け付けられることとなるので、令和7年4月入学生を対象にスタートしたいと考えている。
- ・保証契約の開始はいつになるのか。
- ・修学資金の振り込みが7月だとしても対象になる入学金や授業料の対象が4月であれば、その4月が保証契約の開始時期となる。ただし、契約の成立は、確定者リスト(社協との貸付契約が成立した学生のリスト)の送付後、介護施設が保証会社に保証料を送金した時となる。
- ・マッチングした外国人留学生支援事業の生徒だけが保証制度を使うのか。
- ・外国人留学生支援事業と今回の保証制度は別制度であり、保証制度の利用だけでも受け付ける。
- ・保証制度について、最初の2年は養成校が、その後の5年は介護施設が保証料を支払うというのはあるか？
- ・その点は検討していなかった。社協の貸付契約の連帯保証人がそのように分かれていれば出来るのではないかと考えるが、保証会社に問い合わせる。
- ・法人の連帯保証人は学校も施設もなれるのか？
- ・3か所ほど確認したところでは、なれる。
- ・当県の社協が行っている貸付制度では学校は保証人になれない。隣県ではなれると聞いている。都道府県によって異なるようだ。

<今後の進め方>

- ・本日指摘があった点も踏まえて保証会社と確認を行いつつ資料を整え、理事会および内閣府の承認を得る。

(2) 外国人留学生支援事業について

事務局より、外国人留学生支援事業について、前回からの変更点について説明があった。

- ・①介養協に20万円払うメリットは何か？②施設の判定は学校としては難しい。
- ・20万円は、介養協が将来介護施設に就職してくれそうな学生を紹介するというメリットに対してである。
- ・病気になったり、妊娠したりしたケースのフォローは介養協で出来るのか。かなり人数を絞らないと介養協ではフォローしきれないのではないかと。当校では何か問題があったら、エージェントがフォローしている。エージェントは毎月面談するなどして、トラブル防止を図っている。
- ・現行の介養協の4人の事務局体制では個別のフォローは実質的にできない。その面のフォローは学校にお願いすることとなる。介養協事務局ではマッチングのノウハウ等はない状態からスタートするので、初年度はマッチングの人数を絞り、徐々に人数を増加させることとしたい。
- ・いろんな国の団体と提携して日本語学校⇒養成校⇒介護施設と繋いでいきたい。特に東北など人が集まらない地域をサポートしたいという思いが強い。
- ・養成校が信用のおける介護施設を紹介するということか。養成校でも介護施設に断りにくい事情があるので、あまり付き合いのない養成校を推薦せざるを得ないのではないかと。
- ・介養協では施設の情報を把握していない。養成校では、反社でないなど特段の問題がない介護施設を推薦いただくことになると思う。
- ・保証制度は全国区で展開して初年度から大きな人数で行うとしても、支援事業については初年度最大5人とか人数を絞って行うのがよい。

<今後の進め方>

- ・事務局で更に実施案を詰めた上で、委員会に提示する。

VI 報告事項

(1) 入学定員充足度状況調査の結果について

(2) 卒業生進路状況調査結果報告書について

事務局より、(1) (2)について、資料に基づき説明があった。

- ・東北の留学生が少ない理由わかたら教えて欲しい。
- ・日本語学校が少ないことが理由の一つかと思う。日本語学校がなくても旭川のように地域を挙げて受け入れ態勢を整えている所は違う。

VII その他

(1) 介護福祉士国家試験パート合格の導入について

- ・パート合格についての現状はどのようになっているか知りたい。
- ・厚生労働省のパート合格についての検討会が報告書を出している。この報告書のとおりほぼ実施の方向ではないかと思う。
- ・パートAにだけ合格したケースなど、国試合格に関する経過措置はどうなるのか。
- ・翌年度は、パートA以外のパートのみ受験するか、全パート受験するかを選べるようにすることが報告書に記載されている。
- ・在留資格が延長できないとなると奨学金返済の問題もあり、養成校にとっては大問題。
- ・その点については懸念している。今の制度のままでは、確保できそうな介護人材を逃すことにつながるので、この点について厚生労働省に要望していくこととしたい。

(2) 外国人留学生卒業生に向けた国家試験合格のための講習会について

- ・国試合格に向けた卒業生支援は本日現在申込者がいない。受講者を増加させる施策を行うなどのご意見を伺いたい。
- ・受講料は1,000円でなくワンコイン（100円・500円）でもよかったかもしれない。
- ・当校では、卒業生の連絡先を把握しづらいこと、卒業生について国試に合格しているかしていないかの振り分けに時間がかかった為、これから合格していない卒業生に案内を行う予定である。
- ・この際、本年度の講習会を中止するという選択肢もある。
- ・来年度に向けて、該当学生への連絡方法、料金等について検討することとして、本年度は中止するという考えもあると考える。
- ・本年度の講習会は中止することとしてよろしいか。
- ・私は既に教材作成に取り掛かっている。中止するのであれば早急に決定してほしい。
(他の委員から継続すべきという意見がなかった)
- ・本年度の講習会は中止することとする。

以上

令和6年度第3回外国人留学生支援委員会報告書

I 日 時 令和7年3月3日(月) 15:30～17:30

II 場 所 オンライン開催

III 出席者 委 員：井之上委員長、岡崎委員、八子委員、吉川委員、
梶委員、吉村委員、生方委員、石岡委員
事務局：山田事務局長

IV 議事次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 報告事項
(1) 外国人留学生支援事業の中断について
- 4 協議事項
(1) 令和7年度事業計画(案)について
- 5 閉会

V 報告事項

(1) 外国人留学生支援事業の中断について

事務局より、特定費用準備資金にかかる内閣府の指導により外国人留学生支援事業が中断していることについての経緯等の説明があった。

- ・ 昨秋以降、内閣府の担当者より、この新規事業は内閣府より事業変更認定が承認されたのち、改めて理事会及び定時総会で、支援事業資金の保有の承認を得ることという指導をいただいた。
- ・ 令和五年度に保有した外国人留学生支援事業資金は、他の既存事業であった発行物の改訂版を作るという名目での事業資金として、遡及し決算修正することとなった。
- ・ 次回の介護協総会で決算修正が承認されたのち、内閣府へマッチング事業を行う承認申請を行い認定されるまでに、最低4か月要するとみられることから、新規事業の開始は、早くても11月になると予想している。
- ・ これ自体は事実として受け止め対応するしかないが、この間準備しているなかで日本語学校や関連団体などへ事業の進捗を伝えていたと思うので、今回の経緯を含めた今後の計画を伝えていく必要がある。

- ・新規事業内容として、当初、優秀な学生を送り出した日本語学校に対する謝礼金を予定していたが、入管庁作成のガイドラインに抵触することが分かり、現在、日本語学校から学生の推薦をいただく仕組みを検討中である。事業開始までに時間があるので事業内容については今後も再検討を進めていく。
- ・国内での他業種あるいは諸外国との外国人人材の奪い合いが激しくなっている。優秀な学生を招致するにもいつか限界がくる。第3国での介護に関する啓蒙や育成などの活動を点ではなく線で引いていく必要が今後あるだろう。

<今後の進め方>

- ・日本語学校や介護施設等の団体への具体的な制度に関する紹介まではできないが、事業内容の進め方に関する打ち合わせの回数を重ね、より効果のある制度設計にしていきたい。

VI 協議事項

(1) 令和7年度事業計画（案）について

事務局より、留学生受入対応についての方針や施策の内容確認及び国による養成校への財政的支援に関する要望での追加項目について説明があった。

- ・国による養成校への財政的支援に関する要望について、十分に対応できる原資の確保および都道府県への適正な運用指導の徹底まで言及した文章への修正をしたほうがよいのではないか。
- ・令和8年度に経過措置が終了した後はどうなるのか。
- ・現在、介養協としては経過措置延長を要望しているが、厚労省からの明確な回答は得られていないのが現状である。
- ・経過措置の件は、現在、国試が不合格になった留学生は特定技能へ移行することが主流になると想定される。その際には、養成校が優良な施設を選別し、就職させる責務があるだろう。
- ・EPA 看護師の場合、四年間准看護師として就労すれば在留資格の更新が可能だと聞いている。そのため、準介護福祉士の場合にも同じような運用を期待したい。一方で、入学時に国試に合格できそうな能力の学生を見極め、確保していくことも戦略として考えている。
- ・国家試験への対応・施策について、④として卒業生に対する国家試験受験への支援を追加して記載したほうがいいのではないか。
- ・地域間における賃金格差によって、地方で受け入れた留学生も首都圏に集中してしまうことを憂慮している。

以上

令和 6 年 3 月 29 日

令和 5 年度介護福祉士養成のあり方検討委員会報告書

日本介護福祉士養成施設協会
介護福祉士養成のあり方検討委員会

1 背景と目的

現在、国内多くの介護福祉士養成施設が、存続の危機に直面している。

平成 18 年（2006 年）には 400 を超える養成校に約 1 万 9 千 3 百人が入学していたが、令和 5 年度は全 296 校の入学者数が約 6 千 2 百人にまで減少し、その結果として定員充足率の平均は約 5 割と多くの養成校が経営的に厳しい状況が続いている。そして、その事実は全国規模で進行する養成校（課程）数の減少に直結している。

一方、介護業界は変化し続けている。

令和 6 年度から始まる第 9 期介護保険計画においては「自立支援・重度化防止」「LIFE に対応した可視化・デジタル化」「介護保険制度を十分理解したマネジメント」「感染症予防や災害」などがポイントとなるなどとされている。しかしながら近年、高齢者の認知症に対する多角的な支援や増加しつつある高齢障害者に対する支援の充実、さらには地域における共生づくりの充実方策が求められているなど、介護を巡る多くの課題が山積している中、現在進められている介護福祉士養成がこれらに対応できていない状況は看過できない喫緊の課題である。このため、今後これらに対応できる人材が必要であり、これを想定して、さらにより専門性の高い介護福祉職の教育（上位資格の設置など）ができることを目指して、その仕組み等を検討することを目的として、令和 4 年 12 月 11 日から令和 5 年 5 月 12 日までに 5 回の「介護福祉士養成のあり方検討委員会」を開催し報告書を取りまとめた。

そして、別表の委員により令和 5 年 9 月 26 日、10 月 19 日及び 6 年 3 月 29 日にこの報告書について更に検討し、今後の新たな資格創設についての検討を行うための中間報告を取りまとめる。

2 （仮称）専門介護福祉士のあり方（まとめ）

検討委員会は、新たな上位資格を「（仮称）専門介護福祉士」と称する。中長期的に業務独占を目指した上位資格とする。

（1）（仮称）専門介護福祉士資格のカリキュラムに必要な内容

従来の「介護」に限定することなく、保育・看護・福祉・教育の分野を総合的に含め地域づくりに貢献できる幅広い上位資格のためのカリキュラムとする。新たな資格は固有の専門性を明らかにするとともに、多職種との連携を促進するような内容を明確にしていくことが重要である。

また、総論・概論などにおいて、人権尊重や人間の尊厳などの価値観を深める講義を行っていくためのカリキュラムのあり方を明らかにしていくことが必要である。

以上の観点に基づき、介護分野において、今後一層の深化を求められる生活支援や自立支援等における根源的かつ固有の役割を明確にしていくとともに、将来業務独占を可能とすることを視野に入れ、介護現場において新たに求められる介護福祉士資格の位置付けを具体的にしていくことが重要である。

そのため、以下の内容を含めた具体的なカリキュラムを構築していくことが必要である。

- ① 人間の尊厳や人権尊重を基底にした介護福祉士固有の理念の明確化と具体的内容
- ② 自立支援・重度化防止の介護
- ③ LIFE に対応した科学的介護
- ④ 介護保険制度及び障害者総合支援法における介護
- ⑤ 感染症予防や自然災害に対応した介護
- ⑥ 地域共生社会において介護福祉を中心的に担い得る介護福祉士の役割に関する具体的内容
- ⑦ ICT、テクノロジーの活用と人間的介護
- ⑧ 介護予防、感染症予防などの実習内容の拡充
- ⑨ 医療的ケアとフレイル予防を含めた医療との連携及び、保健医療との連携に必要な内容
- ⑩ 障害者総合支援法に添った障害者の自立支援に必要な内容
- ⑪ アセスメント力やマネジメント力の向上
- ⑫ 高度な実践性を目指すための現場研修や、介護事業所等と連携したケース研究などの学術研究の具体的内容

(2) (仮称) 専門介護福祉士の修業年限

3年課程程度（4年課程も可能）のカリキュラムとすることを想定する。

(3) (仮称) 専門介護福祉士と現行の介護福祉士養成課程の関係

現行の介護福祉士は国の量的確保に応え、新たな資格についてはより質の高い介護福祉士を育成するという関係性を明確にしていく。

- ・ 現行の介護福祉士養成課程とは別課程とする。
- ・ 現行の養成課程は継続する。
ただし介護の進化・深化に対応して、教育内容の見直しを行う。
- ・ 介護福祉士資格取得者が上位資格を取得する場合のルートについて検討する。
例) ・ 介護福祉士養成課程卒業後に、上位資格取得のための課程を修得する。
・ 介護福祉士として実務経験を有する者に上位資格取得受験資格を与える。

(4) (仮称) 専門介護福祉士の新設に関する今後の検討スケジュール

令和 5 年度以降、外部の有識者を含めてカリキュラムの詳細や養成のあり方等について本格的に精査・検討していく。

現行の 2 年課程の養成校が 3 年課程に移行するための準備期間を設ける。

(5) (仮称) 専門介護福祉士のカリキュラムの導入期間

新たな資格を創設することが養成校の強化につながるよう、学校の体制や教員の養成等に必要な準備期間を設定することなどにより、対応が困難な養成校の理解を得られるように努めるべきである。

3 今後必要な活動

(1) 具体的なカリキュラム（修学年限・教員の要件を含む内容）の案を作成するための作業部会設置

(2) 厚生労働省との折衝

- ・ 必置義務化
- ・ 資格創設

以上

【別表】

介護福祉士養成のあり方検討委員会委員名簿

役職	氏 名	現 職
顧問	澤 田 豊	北海道福祉教育専門学校 理事長
委員長	小笠原 靖 治	福岡介護福祉専門学校 学校長
委員	鈴 木 利 定	群馬医療福祉大学短期大学部 理事長
委員	下 田 肇	弘前医療福祉大学短期大学部 理事長
委員	井之上 芳 雄	和歌山 YMCA 国際福祉専門学校 理事
委員	田 中 厚 一	帯広大谷短期大学 学長
委員	吉 川 杉 生	中部学院大学短期大学部 教授
委員	小 林 達 広	鳥取社会福祉専門学校 理事長
委員	野 田 由佳里	聖隷クリストファー大学 教授
委員	塚 田 典 子	日本大学商学部 教授
委員	大 山 知 子	全国老人福祉施設協議会 会長
委員	野 村 久 夫	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 顧問
委員	栗 原 美 幸	福井県医療福祉専門学校 学校長
委員	黒 澤 貞 夫	埼玉大学 名誉教授
委員	渡 邊 忠	リリー文化学園 本部長
委員	幸 島 淳	元社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 理事
委員	白 井 幸 久	群馬医療福祉大学短期大学部 教授

「新たな資格制度 専門介護福祉士の動向について」

介護福祉士養成のあり方検討委員会

委員長 小笠原 靖治

1

介護福祉士養成のあり方検討委員会設置の背景

<社会的側面>

- ・人生100年時代における介護福祉専門性の確立
- ・医療・介護・障害関係制度の変化による対応

<教育的側面>

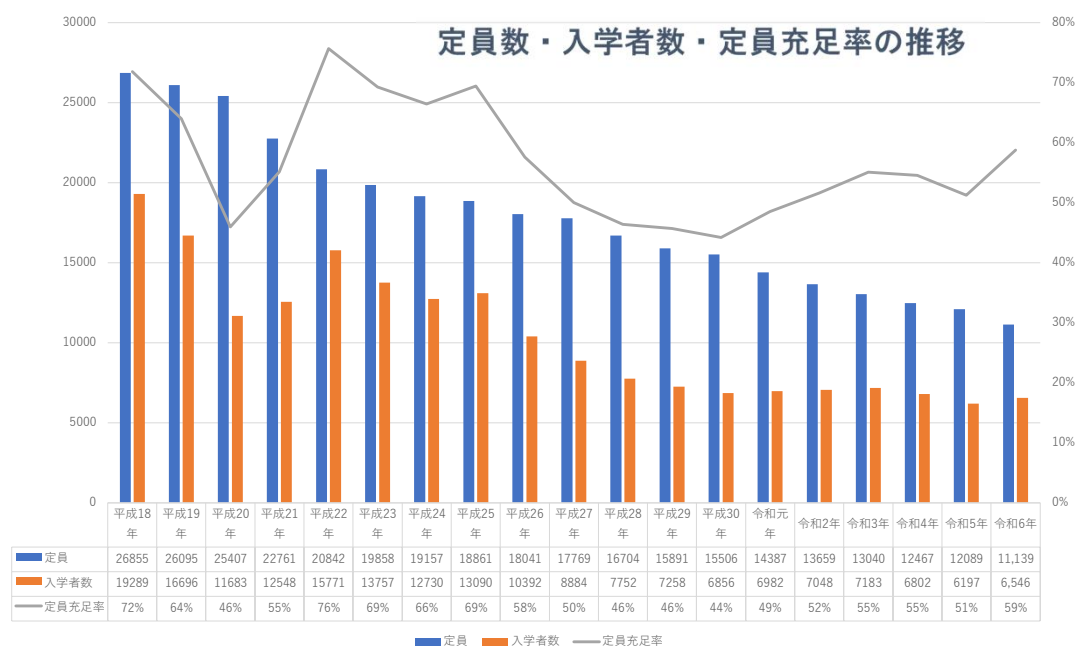
- ・高度化していく多職種との連携を促進していくために、介護福祉士の専門性をより明確化することが求められている。
- ・多様化する介護現場で、人権や人間の尊厳などの価値観を深化させるための総論を、基礎・基軸として深化させるカリキュラムが必要となっている。
- ・介護現場の多様化・高度化に対応する知識・技術が求められている。
- ・管理職としての介護運営能力を獲得させるための教育が求められている。
- ・生活の場としての地域支援のリーダーのなる人材の養成が求められている。
- ・介護福祉士取得カリキュラムの、福祉系高校ルート、実務者研修ルートとの差別化を図る必要がある。

<経営的側面>

- ・入学生の減少

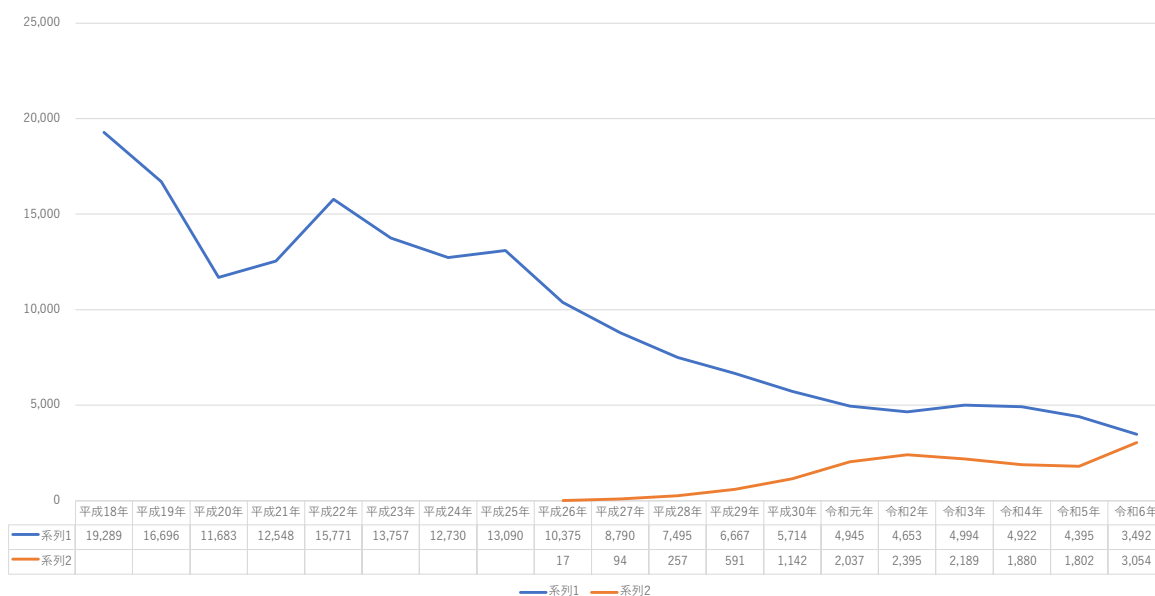
2

介護福祉士養成施設の現状



3

日本人・留学生数の推移



4

平成18年度
日本人入学生 19,289名 → 令和6年度
日本人入学生 3,492名

82%減

留学生の割合 **47%**

2年課程経過措置終了後対象の令和8年入学生は留学生が激減して、更に養成校数が大幅に減少すると思われる。

5

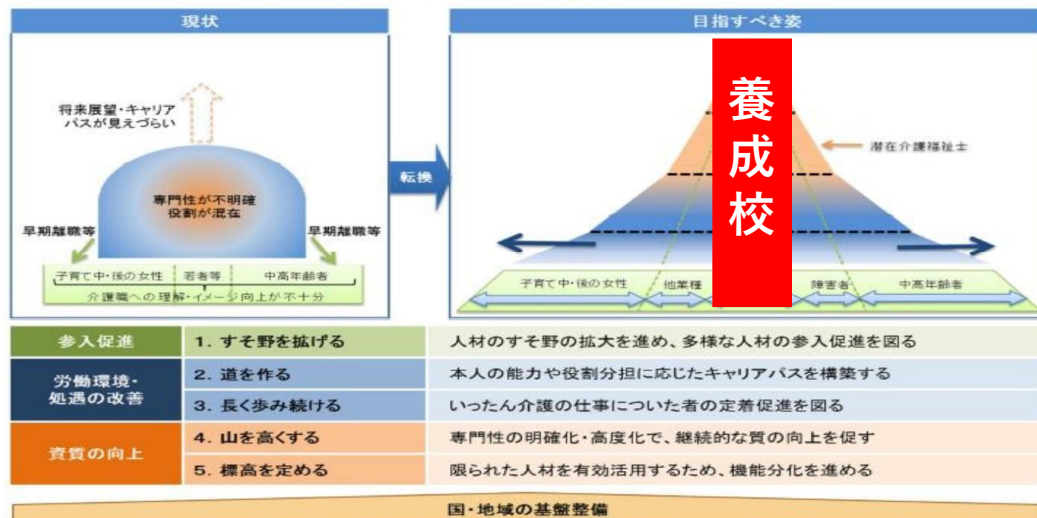
養成校に求められているものは何か？

人材確保 < 人材の質

6

図表 9. 介護人材の構造転換

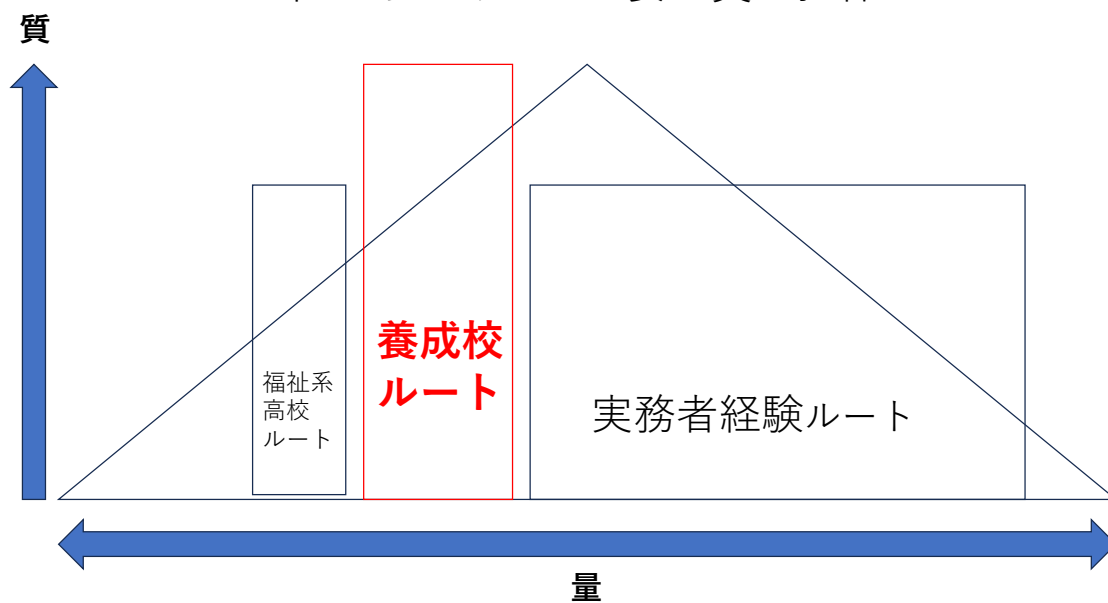
2025 年に向けた介護人材の構造転換（イメージ）



※ 「介護人材の確保について」（第 4 回社会保障審議会福祉部会、福祉人材確保専門委員会、平成 27 年 2 月 23 日）より。一部加筆

7

私たちのあるべき姿＝質の担保



8

学校種別 令和4年度介護福祉士国家試験受験率及び合格率

【養成施設ルート】

	令和4年度 卒業生数	令和4年度 介護福祉士 国家試験受験者数	令和4年度 介護福祉士 国家試験合格者数	令和4年度 受験率	令和4年度 合格率
卒業生全体	6,729	6,376	5,223	94.8%	81.9%
留學生以外	4,512	4,267	4,142	94.6%	97.1%
留學生	2,217	2,108	1,085	95.1%	51.5%

養成校の存在意義
に関わる状況

質の違いを
何により示すのか

【福祉系高校ルート】

	令和4年度 卒業生数	令和4年度 介護福祉士 国家試験受験者数	令和4年度 介護福祉士 国家試験合格者数	令和4年度 受験率	令和4年度 合格率
卒業生	2,215	2,164	2,103	97.7%	97.2%

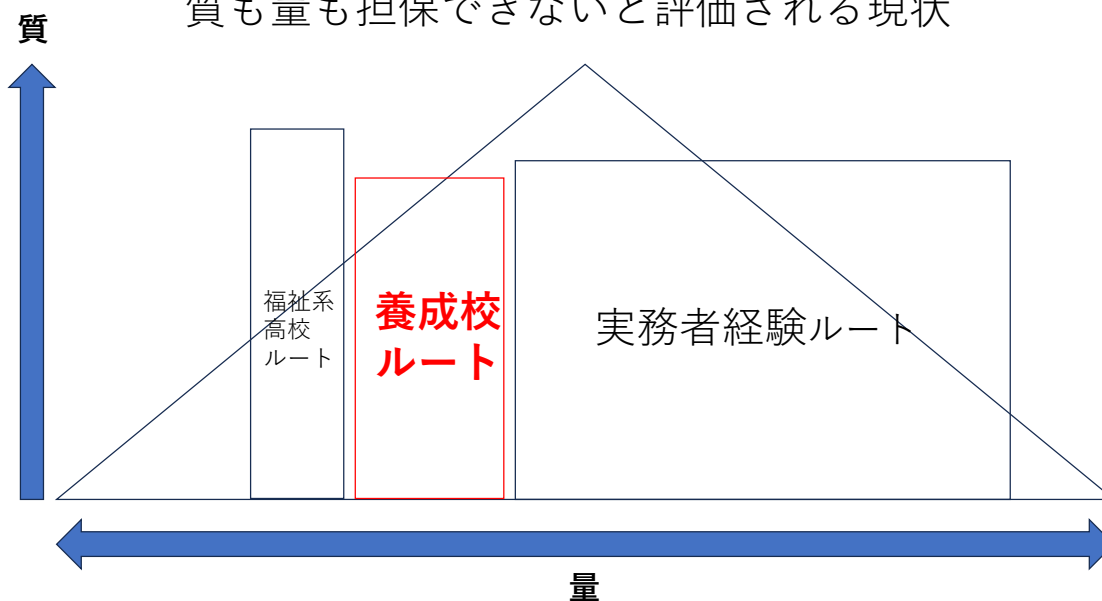
※社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告より計上している。

※試験受験後に卒業しなかった者は除く。

出典：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149346_00001.html
赤文字等加筆

9

国試合格率から見る姿（令和4年度国試）
質も量も担保できないと評価される現状



10

介護福祉士養成校未来の選択

何も変えない未来	→	養成校は減少し続ける
留学生の国試合格率を日本人同等にする未来	→	留学生合格率を是が非でも97%にする。97%に到達しても、福祉系高校と同等。
留学生が減少する未来	→	経過措置が終了すれば、留学生が減少 国試合格率は上がるが、養成校は減少
4年制大学化する未来	→	看護は高度化により4年制大学へシフト 同様のムーブメントがおこるか？
新資格制度創設の未来	→	資格と質の差別化が図れる。 どれくらいの養成校が導入するのか。
介護の魅力が理解され志願者が増加する未来	→	業界全体で取り組むべきもの 訪れるのかわからない
不確定な要素で介護ブームが起こる未来	→	恋愛要素もりもりの介護系ドラマ 一過性で終わる可能性大

11

令和4年度 あり方検討 会委員

	氏 名	当協会での役職等
顧問	澤 田 量	会長 (北海道福祉教育専門学校 理事長)
委員長	鈴 木 利 定	副会長 (群馬医療福祉大学短期大学部 理事長)
副委員長	下 田 肇	副会長、総務・政策委員会委員長 (弘前医療福祉大学短期大学部 理事長)
副委員長	井之上 芳 雄	副会長、外国人留学生支援委員会委員長 (和歌山 YMCA 国際福祉専門学校 理事)
委員	田 中 厚 一	理事 (帯広大谷短期大学 学長)
委員	吉 川 杉 生	理事 (中部学院大学短期大学部 教授)
委員	秋 山 昌 江	理事 (聖カタリナ大学 教授)
委員	小笠原 靖 治	理事 (福岡介護福祉専門学校 学校長)
委員	塚 田 典 子	理事 (日本大学 教授)
委員	小 川 勝	理事 (全国老人保健施設協会 理事)
委員	幸 島 淳	参与 (元社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 理事)
委員	川 井 太加子	桃山学院大学 教授
委員	小 平 めぐみ	国際医療福祉大学大学院 准教授
委員	白 井 幸 久	教育力向上委員会副委員長 (群馬医療福祉大学短期大学部 教授)
委員	宮 田 伸 朗	総務・政策委員会委員 (元富山短期大学 学長)

12

令和5年度 あり方検討 会委員

役職	氏 名	現 職
顧問	澤 田 豊	北海道福祉教育専門学校 理事長
委員長	小笠原 靖 治	福岡介護福祉専門学校 学校長
委員	鈴 木 利 定	群馬医療福祉大学短期大学部 理事長
委員	下 田 肇	弘前医療福祉大学短期大学部 理事長
委員	井之上 芳 雄	和歌山 YMCA 国際福祉専門学校 理事
委員	田 中 厚 一	帯広大谷短期大学 学長
委員	吉 川 杉 生	中部学院大学短期大学部 教授
委員	小 林 達 広	鳥取社会福祉専門学校 理事長
委員	野 田 由佳里	聖隷クリストファー大学 教授
委員	塚 田 典 子	日本大学商学部 教授
委員	大 山 知 子	全国老人福祉施設協議会 会長
委員	野 村 久 夫	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 顧問
委員	栗 原 美 幸	福井県医療福祉専門学校 学校長
委員	黒 澤 貞 夫	埼玉大学 名誉教授
委員	渡 邊 忠	リリー文化学園 本部長
委員	幸 島 淳	元社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 理事

13

あり方検討会の経過

令和4年度

回数	日程	場所	議事内容
第1回	令和4年12月20日（火）	オンライン開催	(1) 今後の進め方について (2) アンケート（案）について
第2回	令和5年2月14日（火）	オンライン開催	(1) アンケートの結果について (2) 新たな資格のあり方について
第3回	令和5年3月15日（水）	オンライン開催	(1) 再アンケート調査（案）について
第4回	令和5年4月17日（月）	オンライン開催	(1) 再アンケート調査の結果について (2) 上位資格の設置について
第5回	令和5年5月12日（金）	オンライン開催	(1) 新たな資格のあり方について

令和5年度

回数	日程	場所	議事内容
第1回	令和5年9月26日（火）	オンライン開催	(1) 新たな資格のありかたについて
第2回	令和5年10月19日（木）	オンライン開催	(1) あり方検討 中間のまとめについて
第3回	令和6年3月29日（金）	オンライン開催	(1) 今後の介護福祉士養成のあり方検討委員会について

14

再アンケート調査の回答結果（一部抜粋）

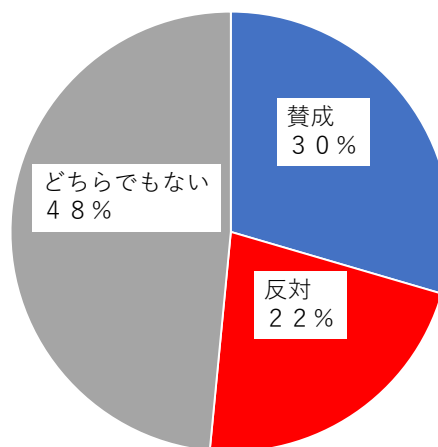
調査概要	
項目	内容
実施期間	令和5年3月20日～令和5年4月5日
実施対象	介護福祉士養成施設314課程の 理事長、学校長
依頼方法	・協会事務局から養成校宛てにメールにより依頼
調査主要項目	・上位資格設置の賛否 ・上位資格設置に賛成の理由 ・上位資格設置にあたっての課題 について、複数項目選択（選択肢が無い場合は記述）
回答方法	グーグルフォーム
備考	回答期限以後に寄せられた回答も反映
有効回答数	132名（実施対象314名の42％） （※参考 前回アンケートは120名の回答、回答率は38.2％）

※詳細は別紙を参照ください。

15

再アンケート調査の回答結果（一部抜粋）

あなたは上位資格の設置に賛成ですか。



16

上位資格設置に賛成の理由（複数回答 質問項目順）

1. より高度な専門性が必要だから	32名
2. 魅力につながるから	25名
3. 実務ルートとの差別化が図れるから	19名
4. 福祉系高校ルートとの差別化が図れるから	13名
5. 実務経験者のキャリアアップになるから	13名
6. 専門性の価値が上がるから	30名
7. 処遇改善に効果があるから	15名
8. 業務独占化に値する資格となるから	13名
9. 介護事業所にとって加算対象となれば、資格の魅力が増す	15名

17

上位資格設置に反対の理由（複数回答）

1-1 介護現場からのニーズを感じないから	49名
1-2 他の同等レベルの資格取得を促すほうが先決	12名
1-3 今のタイミングではない	21名
2-1 現行の介護福祉士についての議論が優先	75名
2-2 現行の資格制度を業務独占すべき	33名
2-3 すでにある他の民間資格などの整理が優先	18名
2-4 すでにある他の民間資格などとのすみ分けの明確化が必要	24名
3-1 資格取得一元化が優先	34名
3-2 4年制大学でのメリットにしか感じない	17名
3-3 上位資格の中身の議論が十分でない	76名
4-1 認定介護福祉士の認知度が低い	71名
4-2 認定介護福祉士とのすみ分けの明確化が必要	69名
4-3 現行の認定介護福祉士の認知度や処遇効果などによりニーズがあるか疑問	54名
4-4 認定介護福祉士があるので、必要ない	10名
5-1 養成課程が長期になれば経済的負担で募集がさらに困難	45名
5-2 若者への魅力につながるか疑問	55名
5-3 養成課程が長期になれば医療系へ進学希望者が流れることが懸念	32名

18

介護福祉士養成のあり方検討委員会の目指すもの

(仮称) 専門介護福祉士の創設



業務独占資格を目指す

19

(仮称) 専門介護福祉士のカリキュラムについて

<総論（教育の基盤）>

新たな資格は、固有の専門性を明らかにするとともに、高度化していく介護現場や多職種との連携を、生活支援・自立支援の観点から促進していく人材を養成するものとする。

人権や人間の尊厳などの価値観をカリキュラムの基盤として深化させることで、変化し続ける介護現場や、進化していく最新の技術をただ受け入れるのではなく、生活支援の中の自立支援として促進させることができる専門職を養成する。

経営力、運営力、管理力を習得することで、生活の場としての介護現場や地域支援のリーダーのなる人材を養成する。

新しい介護福祉の価値を見出し、介護福祉の進展に寄与できる人材を育成する。

20

＜各論（カリキュラムに必要な内容）＞

- ① 人間の尊厳や人権尊重を基底にした介護福祉士固有の理念の明確化と具体的内容
- ② 自立支援・重度化防止の介護
- ③ LIFEに対応した科学的介護
- ④ 介護保険制度及び障害者総合支援法における介護
- ⑤ 感染症予防や自然災害に対応した介護
- ⑥ 地域共生社会におけるいて介護福祉を中心的に担い得る介護福祉士の役割に関する具体的内容
- ⑦ ICT、テクノロジーの活用と人間的介護
- ⑧ 介護予防、感染症予防などの実習内容の拡充
- ⑨ 医療的ケアとフレイル予防を含めた医療との連携、及び保健医療との連携に必要な内容
- ⑩ 障害者総合支援法に添った障害者の自立支援に必要な内容
- ⑪ アセスメント力やマネジメント力の向上
- ⑫ 高度な実践性を目指すための現場研修や、介護事業所等と連携したケース研究などの学術研究の具体的内容

21

（仮称）専門介護福祉士と現行の介護福祉士養成課程の関係

- ・ 現行の介護福祉士養成課程とは別課程とする。
- ・ 介護福祉士資格取得者が上位資格を取得する場合のルートについて検討する。
例）介護福祉士養成課程卒業後に、上位資格取得のための課程を修得する。
- ・ 介護福祉士として実務経験を有する者に上位資格取得受験資格を与える。

22

(仮称) 専門介護福祉士創設に向けた課題

- ・ 法改正が必要になる
- ・ 介護施設・事業所の人員配置基準体制加算の対象を目指す
- ・ 2年制養成校が移行する場合の環境整備
- ・ 4年生大学の社会福祉士とのダブルライセンスの課題
- ・ 介護現場からの（仮称）専門介護福祉士のニーズ
- ・ 専門介護福祉士と認定介護福祉士の関係性
- ・ 専門介護福祉士と介護福祉士の関係性
- ・ 入学生増に波及するのか

2. ブロック活動報告

ブロック活動報告（北海道ブロック）

1. ブロック名 北海道ブロック

2. ブロック内会議報告

（1）北海道ブロック総会

①臨時総会の開催、令和6年5月21日、書面会議

議題：1. 令和6年度 会長の選任について

表決 会員校：11/11校

②定時総会の開催、令和6年9月9日、遠隔会議（zoom）

議題：1. 令和5年度 事業報告について

2. 令和6年度 決算報告及び監査報告について

3. 令和6年度 事業計画（案）

4. 令和6年度 収支予算（案）について

5. 令和6年度 役員選出について（案）

表決 会員校：7/11校出席

（2）北海道ブロック役員会

①第1回役員会、令和6年8月19日、遠隔会議(zoom)

議題：1. 令和5年度 事業報告及び決算報告並びに監査報告について

2. 令和6年度 事業計画（案）、北海道ブロック会総会日程について

3. 令和6年度 収支予算（案）

4. 令和6年度 役員選出について

3. ブロック内活動報告

（1）北海道介護福祉士会との打ち合わせ

8月7日13時～15時、かでの2・7

介護福祉士実習指導者講習会への協力依頼について

（2）北海道ブロック教職員研修会

期 日：令和7年2月20日 13:00～16:30

方 法：オンライン研修

テーマ：「災害・緊急時に備えた介護福祉士養成教育の拡充」

参加人数：24名

（3）「介護福祉士資格取得の経過措置の延長」についての要望書

北海道老人福祉施設協議会と北海道ブロック会とで協議を行っていたが、日本介護福祉士養成施設協会から要望書を厚生労働省に提出することを受け、ブロックとしての提出は控えることとした。

4. ブロック内活動の今後の課題や展望

北海道ブロック内の会員校では、今年度も退会や定員減が続いており、それに伴う教員数の減少がブロック活動に影響を及ぼしている。特に、会費などによる経済的負担や、教員研修会における当番校の負担などが課題となっている。このような状況を踏まえ、今後は研修会などの活動内容や運営方法について、新たな方策を検討していく必要がある。

ブロック教員研修会報告（北海道ブロック）

1. 日 時	令和7年2月20日 13:00～16:30
2. 場 所	オンライン開催 研修会主管校 日本医療大学
3. 研修テーマ	災害・緊急時に備えた介護福祉士 養成教育の拡充
4. 研修内容	13:00～ 開会・北海道ブロック長挨拶 13:10～ 行政説明 「介護福祉士養成をとりまく現状と福祉人材確保の動向」 厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 介護福祉専門官 鈴木 真智子 氏 14:00～ シンポジウム 「災害・緊急時に備えた介護福祉士養成教育の拡充」 シンポジスト ・行政の立場から : 北海道安平町 副町長 田中 一省 氏 ・福祉施設の立場から : 社会福祉法人ノテ福祉会 介護付有料老人ホーム「天」 施設長 新田 太一 氏 ・専門職団体の立場から : 公益社団法人 日本介護福祉士会 常任理事 酒井 賢一 氏 ・教育の立場から : 東洋大学福祉社会デザイン学部教授 八木 裕子 氏 15:45～ 質疑応答・ディスカッション 16:30 閉会
5. 参加人数	24名

ブロック活動報告（東北ブロック）

B. ブロック名 東北ブロック

2. ブロック内会議報告

1. 総会の開催

日時：令和6年5月18日（土）13：30～14：30

会場：ホテルメトロポリタン盛岡 本館

内容

第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度会計決算報告並びに監査報告

第3号議案 令和6年度事業計画（案）

（イ）令和6年度東北ブロック教員研修会開催について

（ロ）令和6年度全国教職員研修会開催について

第4号議案 令和6年度予算（案）

第5号議案 役員任期の延長及び役員改選

3. ブロック内活動報告

全国教職員研修会の開催

日時：令和6年10月24日（木）・25日（金）

会場：山形テルサ

方式：ハイフレックス開催

テーマ：介護福祉士養成施設の未来像

～介護福祉士の人間力の涵養と養成教育の価値～

内容：

○行政説明【オンライン】 「介護人材確保の現状と介護福祉士養成への期待」

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長 吉田 昌司 氏

○基調講演 「学生の多様化における学校（教員）の向き合い方」

東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授 竹之内 章代 氏

○教育力向上委員会主催 研修プログラム

A. 領域「人間と社会」の講義の進め方

B. 領域「介護」に関する教育方法の提案

○「介護福祉士養成のあり方検討委員会」報告

福岡介護福祉専門学校学校長 小笠原 靖治 氏

○分科会

第1分科会 災害介護教育

第2分科会 ICT・介護ロボット教育

第3分科会 介護福祉士養成学校存続に向けて

参加者：218名（内訳 対面：92名、オンライン：126名）

4. ブロック内活動の今後の課題や展望

東北ブロックの会員校は6県24校であるものの、志願者数の減少により学生募集停止

に至っている現状があり、これに伴い一定の活動水準が保てない現状にある。そのような中、東北6県から1名ずつ実行委員を選出して全国教職員研修会を開催した。COVID-19流行により令和5年度までオンライン方式で、1日間の開催であったところ、ハイフレックス方式にて2日間の運営を行い、教員間の交流が促進できたと思われる。

今後、ブロック内活動について県によって地域格差が生じないように、情報共有や情報発信を密にし、介護人材を取り巻く諸課題、人材育成について協働していきたい。

ブロック教員研修会報告（東北ブロック）

令和6年度全国職員研修会開催のため、ブロック教員研修会と兼ねることとした。
研修会主管校 山形県代表校（東北文教大学短期大学部）

ブロック活動報告（関東信越ブロック）

1. ブロック名 関東信越ブロック

2. ブロック内会議報告

1. 総会の開催

日 時 : 令和6年6月11日（火） 午後4時～午後4時45分

会 場 : 東京ガーデンパレス（東京都文京湯島1-7-5）

- 議 題
1. 令和6年度 新規加盟校等の紹介
 2. 令和6年度関東信越ブロック各県代表校・運営委員について
 3. 令和5年度事業報告・決算報告（案）並びに監査報告
 4. 令和6年度事業計画（案）
 5. 令和6年度予算（案）

2. 運営委員会の開催

第一回 令和6年5月14日（火）午後2時30分～（リモート会議）

- 議 題
1. 令和6年度関東信越ブロック協議会総会について
令和6年6月11日（火）介護協総会終了後
東京ガーデンパレス（東京都文京湯島1-7-5）
 2. 令和6年度関東信越ブロック総会協議会（次第）について
(1) 令和6年度関東信越ブロック各県代表校・運営委員について
(2) 令和5年度事業報告並びに決算報告（案）
(3) 令和6年度事業計画（案）
(4) 令和6年度予算（案）
 3. 令和6年度関東信越ブロック教員研修会について
 4. 令和7年度日本介護福祉教育学会について
 5. 東京都の「外国人介護従事者の受入れ促進における連携に関する協定書」締結について
 6. 能登半島地震に伴う1.5次避難所への教員派遣についての報告
 7. 各県活動報告他

第二回 令和6年7月5日（木）午後1時～2時30分（会場：日本福祉教育専門学校）

- 議 題
1. 国家試験パート合格制度導入に関する介護協の意思表示の方針について
 2. 令和7年度日本介護福祉教育学会について
 3. 令和6年度関東信越ブロック教員研修会について
 4. 令和6年度今後取り組む課題の自主研究会について
 5. 各県活動報告他

第三回 令和6年9月3日（火）午後1時～2時（リモート会議）

- 議 題
1. 令和6年度関東信越ブロック教員研修会について
 2. 関東信越ブロック自主研究会等の進捗について
 3. 令和7年度日本介護福祉教育学会について
 4. 各県活動状況他

第四回 令和6年11月12日（火）午後1時～2時（リモート会議）

- 議 題 1. 令和6年度関東信越ブロック教員研修会実施報告
2. 関東信越ブロック自主研究会等の進捗について
3. 令和7年度日本介護福祉教育学会について
4. 各県活動報告他

第五回 令和7年1月28日（火）午後1時～2時15分（リモート会議）

- 議 題 1. 令和6年度関東信越ブロック教員研修会報告書作成進捗について
2. 関東信越ブロック自主研究会等の進捗について
3. 令和7年度日本介護福祉教育学会準備進捗について
4. 介護福祉士国家試験パート合格制度導入についての厚生労働省による説明会開催について
5. 各県活動報告他

第六回 令和7年3月27日（木）午後1時～2時30分（会場：日本福祉教育専門学校）

- 議 題 1. 令和7年度関東信越ブロック協議会総会について
2. 令和7・8年度関東信越ブロック役員改選並びに各県代表校・運営委員について
3. 令和7年度日本介護福祉教育学会準備進捗について
4. 関東信越ブロック自主研究会活動報告について
5. 介護福祉士国家試験パート合格制度導入について
6. 各県活動報告他

3. ブロック内活動報告

関東甲信越ブロック活動としては、運営委員会の会議を年に6回開催し、各都県区部会と連携を図るとともに、地域ごとの特色のある取り組みを行ってきた。また、ブロック教員研修会は年に1度各都県の持ち回りで担当し、社会状況に応じたテーマで開催しているが、令和6年度は栃木県が担当し、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で、長くオンデマンド方式での実施を余儀なくされてきたが、今年度は対面方式で開催し、テーマを「介護福祉士養成の魅力～今、私たちにできること、そしてこれから～」として実施した。本研修会では、これまで関東信越ブロックで取り組んできた、課題研究会の活動（「教学マネジメントと介護福祉士教育」、「教員への教育」、「外国人・留学生委員会」）の報告の場にもなり、有意義な議論が取り交わされた。

また、定例の関東信越ブロック運営委員会の中で、厚生労働省の「介護福祉士国家試験パート合格制度導入」に関する諸課題について意見交換を行い、具体的な課題をまとめて、日本介護福祉士養成施設協会に報告した。

4. ブロック内活動の今後の課題や展望

関東信越ブロックでは、学生数の減少、外国人留学生の受け入とその教育、新型コロナウイルス感染症対策における教育活動の見直しなど、社会の変化に応じた諸課題に直面しながらも、介護現場で活躍できる、「より高い専門性を持つ介護福祉士の養成」を目指して、優先的に取り組んできた。

各都県の養成校では、地域の行政や地元の社会福祉施設、職能団体などとの連携と強化を図っていくとともに、存続に関わる重要な課題である「学生募集の問題」と「介護福祉士の魅力と専門性」を高校や日本語学校等を始めとする各機関に伝えていくことが課題であると認識している。

また、外国人留学生に関しては、近年新型コロナウイルス感染対策の影響で入学者数の減少がみられたが、令和5年度からは増加する傾向を示している。令和6年度の入学者全体に占める外国人留学生の割合は49.7%で、外国人留学者数は3,054人にまで増加している。しかしながら、我が国の社会状況を鑑みると、この増加傾向が続く保証はないと推察されるので、留学生の介護福祉士資格取得に向けた教育力を向上させ、学生募集につなげていく必要があると考えている。

これらの諸課題を解決するために、関東信越ブロック運営委員会では、積極的な協議や密な情報交換及び独自の課題研究会などの取り組みを通して解決策を模索していくことを重要課題として設定している。

また、厚生労働省の「介護福祉士国家試験パート合格制度導入」に関する諸課題についても、関東信越ブロック運営委員会として、令和7年度も継続的に意見交換を行うとともに、日本介護福祉士養成施設協会に上申していくことが求められる。

ブロック教員研修会報告（関東信越ブロック）

1. 日 時	令和6年9月24日（火） 10：00～16：30
2. 場 所	コンセーレ 栃木県宇都宮市駒生 1 丁目 1 番 6 号 研修会主管校 栃木県
3. 研修テーマ	介護福祉士養成施設の魅力 ～今、私たちにできること、そしてこれから～
4. 研修内容	10：00～10：30 開会式 10：30～12：00 基調講演 「介護福祉士のキャリアアップ等の在り方に関する調査研究より」 講演者：神奈川県立保健福祉大学名誉教授 太 田 貞 司 氏 13：00～14：30 シンポジウム 「新しい時代の介護福祉士の専門性に基づく教育体系の在り方とは」 コーディネーター：黒澤貞夫氏（群馬医療福祉大学大学院） シンポジスト 白井幸久氏（群馬医療福祉大学短期大学部） ：丸山順子氏（松本短期大学） ：八子久美子氏（日本福祉教育専門学校） 14：40～16：00 分科会① 「教学マネジメントと介護福祉士教育」 司会：飯塚洋一氏（埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校） 発表者：福田明氏（松本短期大学） ：長山圭子氏（中央福祉医療専門学校） ：福田智久氏（群馬医療福祉大学短期大学部） 分科会② 「教員への教育」 司会：大熊信成氏（佐野日本大学短期大学） 発表者：石岡周平氏（町田福祉保育専門学校） ：久保由佳氏（佐野日本大学短期大学） ：岡部忍氏（大泉保育福祉専門学校） 分科会③ 「外国人・留学生教育」 司会：石川幸子氏（さくら医療福祉専門学校） 発表者：松浦富美恵氏（社会福祉法人 日光福栄会 特別養護老人ホーム ケアパレス宇都宮壺番館施設長） ：ラミチャネ マニサ氏（社会福祉法人 愛美会 特別養護老人ホーム つきみの杜） 16：10～16：30 閉会式
5. 参加人数	77名

ブロック活動報告（東海北陸ブロック）

1. ブロック名 東海北陸ブロック

2. ブロック内会議報告

(1) 定時総会

- ・開催日時：令和6年5月21日（火）15：00～16：00
- ・開催方法：オンライン開催
- ・議事：会長挨拶、役員体制、事業報告・決算案、事業計画・予算案等

(2) 正副会長会議

- ・開催日：令和6年4月26日、5月13日、7月9日、令和7年1月7日、3月4日
- ・内容：全国教職員研修会に向けた確認、日本介護協からの連絡・情報の共有・検討、次年度役員体制及び役員選挙等の検討

(3) 役員会議（各県代表校会議）

- ・第1回 令和6年4月26日（金）オンライン開催 ※ブロック総会開始前に開催
- ・第2回 令和7年3月18日（火）ハイブリッド開催

(4) 会長選挙

- ・選挙管理委員長 小林 月子（サピレージ国際医療福祉専門学校名誉学校長）
- ・公示 令和6年11月22日（金）
- ・結果報告 令和7年1月23日（木） 立候補者及び推薦立候補者なし

(5) 令和7・8年度役員について

- ・Aグループの話し合い 令和6年9月10日（火）
- ・Bグループの話し合い 令和7年1月20日（月）

3. ブロック内活動報告

(1) 令和6年度第30回介護福祉教育学会の開催

- ・テーマ「地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育」
- ・実行委員として各県より2名以上選出 13名が協力
- ・開催日時：令和7年2月15日（土）9：30～16：30
- ・開催方法：オンライン開催

(2) 各県活動報告

愛知県活動報告

- ・年3回の校長会開催（7月2日、11月12日、3月18日）
- ・愛知県介護協主催、関係団体との「介護福祉士養成に係る懇談会」を開催（11月12日）
- ・愛知県への陳情活動（陳情内容「修学資金貸付制度の拡充・強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続・恒久化等、介護福祉士養成教育に対する支援について」）
- ・愛知県「令和6年度介護の日」普及啓発事業協力（関連するチラシ作成に協力）

- ・関係諸会議に参加（愛知県介護人材確保対策連携推進協議会、愛知県福祉人材センター運営委員会、愛知県介護労働懇談会等）

岐阜県活動報告

- ・介護福祉士養成施設連絡協議会評議会を実施した。
- ・各担当者による実習調整会議を開催し、次年度以降の実習先調整を行った。
- ・令和2年度より継続している、岐阜県高齢福祉課との意見交換会を開催した。養成校の現状の報告、介護人材確保の現状と課題についての情報共有を行った。とりわけ介護福祉士等修学資金制度の利用状況の分析結果をもとに、当制度の安定的継続と適切な運用について、岐阜県と協力することを確認した。

静岡県活動報告

- ・静岡県内の養成校の情報交換や、他団体等との意見交換は、オンライン会議を活用し実施した。第1回は6月18日、第2回は3月26日に開催した。県としての活動方針や、ブロックへ活動への参画方法などの検討や、学生募集に関する意見交換を行った。
- ・静岡県介護保険課主催の「介護人材確保のワーキンググループ」には県代表として対面での会議参加を行った。県内の福祉施設や各種関連団体が協力して、令和6年度は具体的に静岡県介護人材確保として新規獲得や定着に向けた事業について報告がなされた。
- ・静岡県国際介護人材サポートセンターに対しても推進検討委員に協議会から2名の委員を選出した。

三重県活動報告

- ・介護の仕事理解促進、介護の魅力発信事業として、三重県社会福祉協議会が主催のみえ福祉
- ・介護フェア2024（介護の日）の啓発イベント協力。「介護の〇〇が聞きたい」と題して介護の仕事に興味・関心のある人々により深く介護を知っていただく座談会を実施した。啓発イベントの参加者202名、座談会約50名の参加者があった。
- ・地元新聞広告、FMラジオ（全8回シリーズ）を利用した各養成校学生や卒業生の生配信でのPR、フリーペーパーを活用した委託訓練生の紹介等介護人材確保に向けた取組を行った。
- ・三重県雇用経済部雇用対策課へ委託訓練生の定員枠の要望、各養成校の現状を伝えた。
- ・三重県介護人材確保対策連携推進協議会への出席、年3回。
- ・三重県介護福祉士会主催の介護技術コンテスト審査員、高校生介護技術コンテストへ特別審査員派遣。

石川県活動報告

- ・2024年11月9日いしかわKai-goフェスタにおいて各養成校の学校紹介及び留学生各国の民族衣装ファッションショーと出身国の紹介を行った。

- ・2025年度は、上述のフェスタが中止となる予定故、養成施設として利用者の幸せを考えるプロを養成する養成校だからできる介護の魅力発信を養成校合同で行おうということを確認した。（具体的な方法については今後の検討課題）
- ・介護福祉士修学資金の返済免除の要件緩和について県へ申し入れをすることとなった。

富山県活動報告

- ・知事への「介護福祉士養成教育の存続に関する要望書」提出、県委託事業（高校生へのPR冊子配布、出前講座：高校生、中学生）や、認知症キャンペーン、介護の日啓発イベントに参加した。
- ・「富山県福祉人材確保・介護現場革新会議」及び3つのワーキングの委員として参加。県、県社協、県老協や県介護福祉士会等の参加を得、「介護福祉士養成教育に関する連絡協議会」を2回開催した。
- ・「地域からの介護人材参入促進事業」を受託し多様な介護人材の確保に取り組むとともに、新規にスタートした市町村の魅力発信事業に共に取り組んだ。

4. ブロック内活動の今後の課題や展望

東海北陸ブロック介護福祉士養成施設協会（以下、ブロック会）の会員校は、令和6年度開始時点で31校31課程となっている。また、各県の養成校数にも差があり、年度ごとのブロック会の運営や事業を単独県（単独校）で担うことが困難になっている。その中で「継続的で安定した運営体制を築き、会員校の直面する課題に応える実質的な活動に取り組むこと」で、ブロック全体の活性化を図ることが今後の課題と考えている。

ブロック会の運営では、この間に重ねた協議を踏まえて令和7年度からブロック内を2グループに分け、グループ間で会長と事務局長を分担し輪番で担当する体制とした。また、グループ内での輪番計画や、ブロック役員経験を次期につなげるための役員選考など、各県が率直な協議を通して運営体制を整備したことはブロック会全体の財産と考えたい。令和6年1月の能登半島地震後の養成校の取り組みの中では、ブロック内での迅速な情報共有に基づく活動や施策決定の必要性が高いことも体験してきた。その実現に向けては、ブロック会だけでなく介養協事務局の協力を得ることも不可欠で、円滑な連携体制を築きたい。

その上で、会員各校が抱える教育・学校運営上の課題を相互に共有し、その解決に資する活動を通してブロック会の意義を高めることが強く求められている。小規模ブロックだからこそ、各校教員が参加しやすい活動を通して、養成校全体の力を高める取組を推進していくことが肝要と考えている。

ブロック教員研修会報告（東海北陸ブロック）

令和6年度第30回介護福祉教育学会を主管したため、東海北陸ブロック独自の研修会を実施しなかった。

ブロック活動報告（近畿ブロック）

1. ブロック名 近畿ブロック

2. ブロック内会議報告

（1）第1回近畿ブロック会会議

日 時 令和6年7月5日（金） 午後5時～6時30分

場 所 アットビジネスセンター大阪梅田（関電不動産西梅田ビル）

（議事・報告事項）

1. 定時総会開催について
2. 令和7年度全国教職員研修会について
3. 各委員会報告
4. その他

（2）令和6年度定時総会（オンライン総会）

日 時 令和6年8月8日（木） 14時～15時30分

（審議事項）

第1号議案 令和4年度事業報告について

第2号議案 令和4年度決算報告・監査報告について

第3号議案 令和5年度事業計画（案）について

第4号議案 令和5年度事業予算（案）について

（連絡・報告事項）

○令和7年度日本介護福祉士養成施設協会全国教職員研修会について

3. ブロック内活動報告

（1）令和7年度 日本介護福祉士養成施設協会全国教職員研修会 第1回実行委員会

日 時 令和6年8月30日（金） 午後2時～4時

場 所 オンライン開催

（協議事項）

1. 開催時期について
2. 開催場所について
3. テーマについて
4. その他

（2）令和7年度 日本介護福祉士養成施設協会全国教職員研修会 第2回実行委員会

日 時 令和6年9月26日（木） 午後2時～4時

場 所 オンライン開催

（協議事項）

1. 開催場所と開催方法について

<京都府私学会館>

日時：2025年10月31日（金）午後

11月 1日（土）午前

会場：地階大会議室

2. テーマについて
3. 介護創造力コンテストについて
4. その他

（3）令和7年度 日本介護福祉士養成施設協会

全国教職員研修会 第3回実行委員会

日 時 令和6年12月16日(月) 午後5時～6時30分

場 所 オンライン開催

(協議事項)

1. 会場等について
2. テーマについて
「未来を見据えた介護福祉の魅力～原点からの問い～」
3. 基調講演について
4. 介護創造力コンテストについて
5. 分科会の内容について

4. ブロック内活動の今後の課題や展望

介護福祉士養成の30年以上の歴史を振り返ると勢いがあったのは前半の15年ほどで、後半は坂道を転げ落ちるような歩みであったと思う。どの養成校においてもここ15年の毎年、毎月の並々ならぬ日々の努力に心から敬意を表したいと思う。これは我々養成校に限った話ではなく日本全体の少子化という大きな世の流れに起因するもので、少ない青少年の取り合い合戦となっているためだ。であるにも関わらず、ここ数十年でどれだけ多くの高等教育機関が新たに作られ、合戦の拍車をかけてきたことか。法に則りとはいえ、行政の怠慢、政治家の無定見を感じざるにはおれない。ただその中でも確実に生き残っている養成校があることも事実だ。そこには各校それぞれの運営方針があり、直接学生に向き合う現場の教職員の努力に負うところ大であるが、それを生かすも殺すも理事長・校長の経営方針とリーダーシップである。その兼ね合い如何によって学校の運命は決まる。学校とは異なるとはいえ今年度非常に参考になる介護施設の見学の機会を得た。長年の赤字運営を脱却し、素晴らしい職場環境を作り、利用者とその家族から絶賛された施設である。そのひとつ一つの努力は、運営形態が異なるとはいえ大いに参考となるもので、やはり経営者の方針ひとつであり、どれほどスタッフを信頼し良き関係を作るかに尽きるかと感じた。すべては学生のため、彼らの人生の進路を決め、社会に貢献する人材を送り出す以上、その職責は非常に重い。分野が異なるとはいえ、これら良き運営例を分かち合う機会を作り、自校の運営を考えることはもとより、我々にとって必要な就職先、送り出す施設を見る目を養う一助となればと思う。次年度の全国研修会は近畿ブロックの担当。また先生方が一丸となっていていいものを作っていただくことを心から願い支えたい。

ブロック教員研修会報告（近畿ブロック）

1. 日 時	2025年 3月 1日（土） 13:00～17:00
2. 場 所	オンライン（ ZOOMオンラインによるリモート研修 ） 研修会主管校 近畿社会福祉専門学校
3. 研修テーマ	『2025年を迎えた介護福祉教育の展望』
4. 研修内容	開 会 式 開会の挨拶 井之上 芳雄 （日本介護福祉士養成施設協会 近畿ブロック代表理事） （日本介護福祉士養成施設協会 副会長） 担当校挨拶 榊 豪司 （近畿社会福祉専門学校 奈良介護福祉中央学院学校長） （大阪介護福祉士養成施設連絡協議会 会長） 【 第一部 】 講 演 演題 『 介護の価値を高める生産性向上の鍵 』 川井 太加子 氏 （桃山学院大学 教授） 講 演 演題 『 ICTが拓く介護教育の未来 ～福祉系高校生が取り組むDXの実践～ 』 高木 諒 氏（愛知県立古知野高校福祉科教員） （マイスターハイスクール普及促進事業 実践高校） 【 第二部 】 テーマ別グループディスカッション ① 国家試験対策 ～あらゆる人の合格率を上げるための工夫～ 発題 ① 小林 彩能 氏 （大阪キリスト教短期大学） 発題 ② 嶋田 直美 氏 （和歌山 YMCA 国際福祉専門学校） 司 会 北山 毅 氏 （北大阪福祉専門学校）

	② 留学生教育指導のヒント ～養成校留学生５０％時代を乗り切るために～ 発題 ① 大久保 弘枝氏 (宝塚医療大学) 発題 ② 榊 豪司 氏 (近畿社会福祉専門学校) 司 会 福井 武史 氏 (奈良介護福祉中央学院) ③ LIFEの視点と介護過程教育 ～LIFEの視点から介護過程を再認識する～ 発題 ① 柊崎 京子 氏 (元 帝京科学大学) 発題 ② 松岡 拓志 氏 (特別養護老人ホーム 高槻荘) 司 会 鴻上 圭太 氏 (大阪健康福祉短期大学) まとめ 各グループ司会(実行委員及び座長)より報告。 閉会式 次回開催担当府県の紹介 京都府・福井県・滋賀県 ※ 次回 2026 年度 閉会の挨拶 吉岡 健一 氏 (大阪コミュニティワーカー専門学校) (大阪介護福祉士養成施設連絡協議会 副会長)
5. 参加人数	28校 3法人 1団体 計 75名

ブロック活動報告（中国四国ブロック）

1. ブロック名 中国四国ブロック

2. ブロック内会議報告

（1）ブロック総会

第1回中国四国ブロック会総会

開催日：令和6年6月29日（土） 13:00～

会 場：Zoom 会議

議 事：令和5年度事業報告（案）等

第2回中国四国ブロック会総会

開催日：令和6年11月28日（木） 16:30～

会 場：Zoom 会議

議 事：ブロック内活動報告等

（2）ブロック各県代表校会議

第1回中国四国ブロック会総会

開催日：令和6年6月29日（土） 10:00～

会 場：Zoom 会議

第2回中国四国ブロック会総会

開催日：令和6年11月25日（月） 16:30～

会 場：Zoom 会議

第3回中国四国ブロック会各県代表校会議

開催日：令和7年3月28日（金） 15:00～

会 場：Zoom 会議

（3）研修会の開催

令和6年度中国四国ブロック会研修会

開催日：令和7年2月11日（火）

会 場：オンライン

研修会テーマ『介護福祉士養成施設の役割と可能性』

担 当：高知県

3. ブロック内活動報告【県単位の活動の報告】

●愛媛県…実習指導者講習会に講師派遣協力

令和6年度第1回愛媛県介護福祉士養成校連絡会議

愛媛県介護実習・普及センター開設30周年記念「介護デザインEXPO」学生ボランティア派遣

介護実習指導者フォローアップ研修

愛媛県外国人介護人材支援センター第2回運営連携会議

- 愛媛県福祉サービス第三者評価委員会
第2回愛媛県福祉人材確保事業連携会議
愛媛県福祉人材支援センター運営委員会
- 岡山県…岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会委員会会議に県代表校参加
okayama福祉・介護フェス2024
実習指導者講習会に講師派遣協力
Smile Festa2024参加
岡山県養成校実習調整会議
岡山県議会議長に介護福祉養成教育に関する要望を提出
潜在介護福祉士のための安心セミナー
岡山県介護福祉士養成施設第2回代表者会議
- 広島県…令和6年度広島県地域医療介護総合確保事業
ICT・介護ロボット導入支援研修
広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会
第20回広島県介護労働懇談会
公益社団法人認定10周年記念事業 式典・第7回ひろしまケアコンテスト
広島県介護福祉士養成施設協会 総会
- 香川県…香川県介護福祉士養成校連絡協議会会議
令和6年度香川県福祉人材センター運営委員会
令和6年度介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及
広報のプラットフォーム事業
介護労働懇談会
令和6年度香川県介護人材確保対策等検討協議会
令和6年度香川県委託事業「介護に関する入門的研修」
令和6年度香川県介護人材確保補助事業「福祉のとびら」
- 高知県…ふくしフェア2024 第4回実行委員会
中国四国ブロック研修会打ち合わせ
中国四国ブロック研修会
子どもの福祉職理解促進ワーキング会
ふくし就職フェアFebruary
高知県福祉人材センター・高知県福祉研修センター運営委員会
- 山口県…介護に関する入門的研修
山口県福祉人材センター運営委員会
福祉・介護のしごと魅力発信フェア2024
- 鳥取県…鳥取県主催「介護人材確保に関する緊急対策検討会」
鳥取県社会福祉協議会主催介護福祉士等養成校連絡会
鳥取県社会福祉協議会主催の「夏休み介護のお仕事親子見学体験バスツアー」
- 島根県…島根県福祉・介護人材確保推進会議
介護の日イベント
- 徳島県…介護福祉講演会「ケアする人の心の支援」講師派遣
外国人介護人材日本語教育研修会
介護の日 イベント

介護実習指導者講習会講師派遣

4. ブロック内活動の今後の課題や展望

- ・ブロック内の会員校が年々減少し、県によっては会員校が1校というところも出てきている状況の中で、ブロック研修会を従来通り各県で回していくことが困難になっており、今後の研修会の進め方を検討する必要がある。

ブロック教員研修会報告（中国四国ブロック）

1. 日 時	令和7年2月11日（火）13：30～16：10
2. 場 所	オンライン開催 研修会主管校 平成福祉専門学校
3. 研修テーマ	『介護福祉士養成施設の役割と可能性』
4. 研修内容	◎開催趣旨 2025年を迎え、我が国のおよそ5人に1人が後期高齢者となり、ますます医療や介護における課題が拡大しています。今後さらに増加すると見込まれる認知症高齢者への適切な対応をすべく、昨年1月には『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』が施行され、認知症の有無にかかわらず、相互に支えあいながら共生する活力ある社会の実現が求められています。 介護福祉士養成教育においても、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる人材育成が必要とされており、求められる介護福祉士像を目標に取り組んでいるところです。 本研修会では、地域に根ざした介護教育実践として、認知症カフェやミーティングセンターの活動報告を行い、介護福祉士が創造力と想像力を持って利用者の生活の質を向上させる方法について共有します。地域特有の課題や成功事例を通じて、新たな介護福祉教育の未来を共に築き上げる場としたいと考えています。 ◎開会行事 開会挨拶 中国四国ブロック会 会長 小林 達広 主幹校挨拶平成福祉専門学校 校長 福井 毅 ◎基調講演

	テーマ「地域、当事者、学生、教員による地域ケアへの取り組み」 高知県立大学 社会福祉学部 教授 矢吹 知之 氏 ①共生社会を創る認知症カフェ、家族関係の再構築を図るミーティングセンターの概要と取り組み 高知県立大学 社会福祉学部 教授 矢吹 知之 氏 (30 分) ②新しい認知症カフェの立ち上げに携わった経験 (20 分) 高知県立大学 社会福祉学部 学生 ③ミーティングセンターの立ち上げに携わった経験 (20 分) 高知県立大学 社会福祉学部 学生 ◎質疑応答・意見交換会 ◎意見交換会報告 ◎閉会行事 開催県挨拶 高知福祉専門学校
5. 参加人数	37 名

ブロック活動報告（九州ブロック）

1 ブロック名 九州ブロック

2 ブロック内会議報告

1) 九州ブロック協議会

(1) 令和6年5月23日(木) オンライン開催

- ①令和5年度収支決算報告
- ②令和5年度活動報告
- ③令和6年度予算
- ④令和6年度活動計画
- ④ 介護福祉士国家資格あり方検討会について

2) 運営委員会

(1) 第1回運営委員会 令和6年 8月27日(火) オンライン開催

- ①九州ブロック運営担当県のあり方について
- ②介護福祉士国家資格経過措置について
- ③パート受験について

(2) 第2回運営委員会 令和6年11月 1日(金) オンライン開催

- ①九州ブロック教員研修会・全国研修会・介護教育学会のあり方
- ②県担当輪番制について

3 ブロック内活動報告

九州ブロック教員研修会 佐賀大会

令和6年9月7日(土) 開催

- (1) 大会テーマ「介護福祉士養成の現在地と未来への展望～養成校の使命と挑戦～」
- (2) 基調講演Ⅰ「今後の介護福祉士養成の方向性について」
岩本 博 氏(厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室長補佐)
- (3) 基調講演Ⅱ「まざるから始まる心の輪～心つながる介護福祉士を目指して～」
内田勝也氏 佐賀市役所職員 学校法人旭学園佐賀女子短期大学客員教授
「〇〇な障害者の会」会長 「佐賀の障害福祉を考える会」共同代表

4 ブロック内活動の今後の課題や展望

九州では養成校の閉鎖が続いており、日本人入学生の減少は共通課題である。介護福祉士の志願者を増やすには、養成校の募集活動では限界があり、介護現場や行政と連携して介護の魅力を発信する必要がある。また、留学生の受け入れにも都市部との偏りがあり、各県で安定的に受け入れる仕組みが求められる。

養成校数は県によって偏りがあり、福岡県には11校ある一方で、2校しかない県が3県存在する。このような校数の格差は、全国教職員研修会の開催や九州ブロック教員研修会の運営に影響を与える。県を超えた連携体制を確立し、研修体制の維持および教育の質の向上のための組織体制が必要である。

ブロック教員研修会報告（九州ブロック）

1 開催日	令和6年9月7日（土）
2 開催場所	西九州大学短期大学部（西九州大学 佐賀キャンパス）
3 研修テーマ	「介護福祉士養成の現在地と未来への展望～養成校の使命と挑戦～」
4 研修内容	1 基調講演Ⅰ 演題：「今後の介護福祉士養成の方向性について」 講 師：岩本 博 氏 （厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室長補佐） 2 基調講演Ⅱ 演題：「まざるから始まる心の輪～心つながる介護福祉士を目指して～」 講 師：内田勝也氏 （佐賀市役所職員 学校法人旭学園佐賀女子短期大学客員教授 「〇〇な障害者の会」会長「佐賀の障害福祉を考える会」共同代表他） 3 分科会 第1分科会 テーマ「外国人介護福祉士のキャリア形成」 1）外国人介護福祉士の現状報告：佐賀県の養成校2校 2）養成校を卒業した外国人介護福祉士の発表：2名 3）質疑応答・情報交換 4）まとめ 第2分科会 テーマ「卒業生（実習指導者）との協働」 1）佐賀県の養成校卒業生（実習指導者）からの現状報告 2）質疑応答、各大学・短期大学・専門学校との情報交換 3）まとめ 4 情報交換会
5 参加人数	51名

3. 日本介護福祉教育学会 会員数

令和7年5月14日現在

	正会員	賛助会員	購読会員	計
北海道	14	0	0	14
東北	48	0	0	48
関東信越	115	1	4	120
東海北陸	66	0	1	67
近畿	49	1	2	52
中国四国	51	0	0	51
九州	34	1	2	37
計	377	3	9	389

4. 学生事故補償制度

学生事故補償制度加入状況（令和7年5月12日現在）

賠償補償プラン		総合補償プラン (賠償補償+傷害補償)		計	
校	学生数	校	学生数	校	学生数
28	2,173	25	1,530	53	3,703

令和6年度「学生事故補償制度」事故状況

(傷害事故)

<登下校中>

- ・下校中、傘を持って自転車に乗っていたところ前輪に傘が引っ掛かって転倒した
- ・横断歩道で信号を渡ろうとしたところ、車が右側からぶつかってきて怪我をした
- ・実習施設からの帰宅途中バイクで直進していたところ、脇道から出てきた車と衝突し救急搬送され、そのまま入院となった

<授業中・実習中>

- ・介護実習中、利用者をベッドから車いすへ移乗するため利用者を抱きかかえた際、左膝に痛みが出て通院した

<運動中>

- ・学校行事のスポーツ大会でむかで競走に参加し、走り終わった後にバランスを崩して右足首をねんざした
- ・学校行事のスポーツ大会の競技中、他の学生と接触し後方に右膝より倒れ、その際に右膝に痛みが出て通院した

(賠償事故)

- ・実習先施設から借りたロッカーの鍵を紛失した

■加入手続き

加入申込みは、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会まで。

保険開始期(1)4月1日、(2)4月15日、(3)5月1日の3パターンで、保険期間は1年間となります。

保険開始期に間に合うように申し込みと保険料振込を行って下さい。

(保険料振込口座) 三井住友銀行霞が関支店(639)(普)6557978

(名 義) 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

(取扱代理店) 株式会社福祉保険サービス

5. 都道府県代表校名簿

(令和7年5月現在)

ブロック	都道府県	会員番号	養成施設名(学科名)	〒	住所	電話
北海道	北海道	1133	北海道医療大学(看護福祉学部福祉マネジメント学科)	061-0293	石狩郡当別町金沢1757	0133-23-1211
東北	青森県	2109	青森明の星短期大学(子ども福祉未来学科)	030-0961	青森市浪打2-6-32	017-741-0123
	岩手県	2202	専修大学北上福祉教育専門学校(福祉介護科)	024-8513	北上市鍛冶町1-3-1	0197-61-2131
	宮城県	2305	仙台大学(体育学部健康福祉学科)	989-1693	柴田郡柴田町船岡南2-2-18	0224-55-1121
	秋田県	2405	秋田看護福祉大学(看護福祉学部医療福祉学科)	017-0046	大館市清水2-3-4	0186-45-1718
	山形県	2504	新庄コアカレッジ(介護福祉科)	996-0091	新庄市十日町6162-11	0233-29-2121
	福島県	2610	東日本国際大学(健康福祉学部社会福祉学科)	970-8023	いわき市平鎌田字寿金沢37	0246-35-0001
関東信越	茨城県	3106	いばらき中央福祉専門学校(介護福祉科)	319-0323	水戸市鯉淵町2222-2	029-259-9292
	栃木県	3202	中央福祉医療専門学校(介護福祉科)	323-0812	小山市大字土塔字東谷234-2	0285-28-2941
	群馬県	3306	群馬医療福祉大学短期大学部(医療福祉学科)	371-0823	前橋市川曲町191-1	027-253-0294
	埼玉県	3417	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校(介護福祉士科)	330-0866	さいたま市大宮区仲町3-88-2	048-649-2331
	千葉県	3510	中央介護福祉専門学校(介護福祉科)	263-0023	千葉市稲毛区緑町1-5-17	043-242-0201
	東京都	3602	日本福祉教育専門学校(介護福祉学科)	171-0033	豊島区高田3-6-15	03-3982-2511
	神奈川県	3706	YMCA健康福祉専門学校(介護福祉科)	243-0018	厚木市中町4-16-19	0462-23-1441
	新潟県	3812	新潟医療福祉カレッジ(介護福祉科)	950-0911	新潟市中央区笹口2-9-41	025-242-3133
	山梨県	3902	山梨県立大学(人間福祉学部福祉コミュニティ学科)	400-0035	甲府市飯田5-11-1	055-224-5261
東海北陸	長野県	3002	松本短期大学(介護福祉学科)	399-0033	松本市笹賀3118	0263-58-4417
	富山県	4101	富山短期大学(健康福祉学科)	930-0193	富山市願海寺水口444	076-436-5182
	石川県	4204	金城大学(人間社会科学部社会福祉学科生活支援コース)	924-8511	白山市笠間町1200	076-276-4400
	岐阜県	4611	東海学院大学(健康福祉学部総合福祉学科介護福祉コース)	504-8511	各務原市那加桐野町5-68	058-389-2200
	静岡県	4705	静岡県立大学短期大学部(社会福祉学科介護福祉専攻)	422-8021	静岡市駿河区小鹿2-2-1	054-202-2600
	愛知県	4821	あいち福祉医療専門学校(介護福祉学科)	456-0002	名古屋市熱田区金山町1-7-13	052-678-8101
近畿	三重県	4902	四日市福祉専門学校(介護福祉学科)	512-1111	四日市市山田町5491	059-328-2906
	福井県	5002	福井県医療福祉専門学校(こども・介護学科)	910-0804	福井市高木中央3-2018	0776-52-5530
	滋賀県	5102	華頂社会福祉専門学校(介護福祉科)	520-2144	大津市大萱6-4-10	077-544-5171
	京都府	5207	京都YMCA国際福祉専門学校(介護福祉学科)	604-8083	京都市中京区三条通柳馬場東入中之町2	075-255-3287
	大阪府	5312	近畿社会福祉専門学校(介護福祉科)	534-0025	大阪市都島区片町1-5-13 大手前センチュリービル3階	06-6136-1117
	兵庫県	5407	姫路福祉保育専門学校(介護福祉学科)	670-0972	姫路市手柄1-22-1	0792-81-0555
	奈良県	5507	奈良介護福祉中央学院(介護福祉学科)	632-0231	奈良市都祁吐山町3939	0743-61-5772
中国四国	和歌山県	5602	和歌山社会福祉専門学校(介護福祉科)	643-0051	有田郡広川町下津木1105	0737-67-2270
	鳥取県	6103	鳥取社会福祉専門学校(介護福祉科)	689-0222	鳥取市気高町日光969-1	0857-82-3776
	島根県	6204	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校(介護福祉学科)	693-0037	出雲市西新町3-23-1	0853-22-9110
	岡山県	6309	川崎医療短期大学(医療介護福祉学科)	700-0821	岡山市北区中山下2-1-70	086-201-5333
	広島県	6424	広島文教大学(人間科学部人間福祉学科介護福祉コース)	731-0295	広島市安佐北区可部東1-2-1	082-814-3191
	山口県	6506	下関福祉専門学校(介護福祉学科)	750-1144	下関市小月茶屋3-4-26	083-283-0294
	徳島県	6601	四国大学短期大学部(人間健康科介護福祉専攻)	771-1192	徳島市応神町古川字戎子野123-1	0886-65-1300
	香川県	6703	さぬき福祉専門学校(介護福祉学科)	763-0085	丸亀市飯野町東分2700	0877-21-8500
	愛媛県	6805	今治明德短期大学(ライフデザイン学科介護福祉コース)	794-0073	今治市矢田甲688	0898-22-7279
	高知県	6901	高知福祉専門学校(介護福祉学科)	780-0833	高知市南はりまや町2-16-6	088-884-8484
九州	福岡県	7128	大川看護福祉専門学校(介護福祉学科)	831-0016	大川市大字酒見字上城内391-5	0944-88-3433
	佐賀県	7203	佐賀女子短期大学(地域みらい学科福祉とソーシャルケアコース)	840-8550	佐賀市本庄町大字本庄1313	0952-23-5145
	長崎県	7305	長崎国際大学(人間社会学部社会福祉学科介護福祉クラス)	859-3298	佐世保市ハウスンボス町2825-7	0956-39-2020
	熊本県	7407	九州中央リハビリテーション学院(介護福祉学科)	860-0821	熊本市中央区本山3-3-84	096-322-2200
	大分県	7501	智泉福祉製菓専門学校(介護福祉士学科)	870-0889	大分市荏隈字中島1135	097-549-4551
	宮崎県	7608	宮崎福祉医療カレッジ(介護福祉学科)	887-0013	日南市木山2-4-50	0987-21-1510
	鹿児島県	7704	鹿児島医療技術専門学校(介護福祉学科)	891-0113	鹿児島市東谷山3-31-27	099-260-4151
	沖縄県	7802	沖縄福祉保育専門学校(ヒューマン介護福祉科)	900-0033	那覇市久米1-5-17	098-868-5796

6. 全国都道府県介護福祉士会一覧

No.	都道府県	郵便番号	事務局所在地	電話
01	北海道	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西7丁目1-10かてる2・7 4階	011-222-5200
02	青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階	017-731-2006
03	岩手	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
04	宮城	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目6-10EARTH BLUE 仙台勾当台 9階	022-398-5767
05	秋田	010-1414	秋田県秋田市御所野元町二丁目12番5号	090-2027-0294
06	山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31山形県総合社会福祉センター内	023-687-1516
07	福島	963-0108	福島県郡山市笹川1丁目184-29クレストハイツ184 102号室	024-983-1848
08	茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918番地セキショウ・ウエルビーイング福祉会館5階	029-353-7244
09	栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ3F	028-600-1725
10	群馬	371-8525	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉協議会 地域福祉課内	027-255-6226
11	埼玉	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目266-3シンワKビル	048-658-8869
12	千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-5千葉県社会福祉センター5階	043-248-1451
13	東京	135-0003	東京都江東区猿江1-3-7-102パーク・ノヴァ猿江恩賜公園・1階	03-5624-2821
14	神奈川	221-0825	神奈川県横浜市神奈川区反町3丁目17-2神奈川県社会福祉センター内 5階	045-319-6687
15	新潟	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2-2-2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5531
16	富山	939-8084	富山県富山市西中野町1-1-18オフィス西中野ビル1階102号	076-422-2442
17	石川	920-0964	石川県金沢市本多町3-1-10石川県社会福祉会館3階	076-255-2572
18	福井	918-8238	福井県福井市和田2-2115コーシン I 103号	0776-63-5868
19	山梨	400-0306	山梨県南アルプス市小笠原1368-10向山事務所2階	055-282-7433
20	長野	380-0936	長野県長野市中御所岡田98-1長野保健福祉事務所庁舎2階	026-223-6670
21	岐阜	501-0234	岐阜県瑞穂市牛牧913-10	058-322-3971
22	静岡	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70静岡県総合社会福祉会館4階	054-253-0818
23	愛知	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館南館	052-202-8260
24	三重	511-0523	三重県いなべ市藤原町本郷836	070-8368-6909
25	滋賀	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-569-5133
26	京都	604-0874	京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地ハートピア京都(府立総合社会福祉会館)6階	075-708-6461
27	大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内	06-6766-3633
28	兵庫	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター5階	078-242-7011
29	奈良	634-0063	奈良県橿原市久米町567-2信和ビル1F南東号室	070-2287-2940
30	和歌山	640-8325	和歌山県和歌山市新生町8番13	073-423-5615
31	鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部	0857-59-6336
32	島根	699-0202	島根県松江市玉湯町湯町334-3シンジコーレ松江	0852-33-7294
33	岡山	700-0807	岡山県岡山市北区南方2-13-1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」7階	086-222-3125
34	広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2広島県社会福祉会館内	082-254-3016
35	山口	754-0893	山口県山口市秋穂二島1062山口県セミナーパーク内	083-987-0122
36	徳島	779-3105	徳島県徳島市国府町東高輪宇天満369-1専門学校 健祥会学園内	088-642-7522
37	香川	762-0083	香川県丸亀市飯山町下法軍寺581-1丸亀市飯山総合保健福祉センター2F	0877-85-9560
38	愛媛	790-0804	愛媛県松山市中一万町7-8株式会社フェローシステム	089-987-8123
39	高知	780-8567	高知県高知市朝倉戊375-1高知県社会福祉協議会内	088-844-4611
40	福岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東1-1-16第2高田ビル2階	092-474-7015
41	佐賀	846-0002	佐賀県多久市北多久町大字小侍5863	0952-75-3292
42	長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟4階	095-842-1237
43	熊本	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-41-5千代田レジデンス県庁東504号	096-384-7125
44	大分	870-0921	大分県大分市萩原4-8-58大分県整骨会館3階	097-551-6555
45	宮崎	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター 人材研修館内	0985-22-3710
46	鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7県社会福祉センター4階	099-206-3050
47	沖縄	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1沖縄県総合福祉センター 西棟4階	098-887-3344

介護福祉士登録者数集計表（令和7年3月末日現在）

（名）

(旧法第39条 第1号該当) 養成施設2年	(旧法第39条 第2号該当) 養成施設1年	(旧法第39条 第3号該当) 保育士と養成 施設1年	(旧法第39条 第4号該当) 国家試験合格者 (1,225,575名)	(改正法附則 第6条の2該当)	(新法第39条該 当) 国家試験合格者 (501,579名)	合計
314,954	2,328	24,893	1,218,400	8,033	435,419	2,004,027

学生事故補償制度のご案内

(賠償責任保険＋学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償) 特約セット普通傷害保険)

この制度では

- ①学校管理下における学生のさまざまな事故を補償します。
- ②団体制度なので、保険料は割安となっております。
- ③総合補償プランと賠償補償プランをご用意しております。

※詳細は専用のパンフレットをご覧ください。パンフレットのご請求は、介護協または損保ジャパンまでお問い合わせください。

総合補償プラン(ケガの補償＋賠償責任の補償)

賠償補償プランの補償に加え、学生が学校の管理下において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

賠償補償プラン(賠償責任の補償)

偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物をこわしたことに
よる法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。



実習中に入所者をベッドから降ろそうとした
際に、床に落ちてしまいケガをさせてしまった。



行事中、第三者から預かったカメラ
をこわしてしまった。

年間保険料

(学生1名あたり・保険期間中)

200 円

保険金額

専用のパンフレットをご覧ください。



学校から実習先に向かう途中、交通
事故にあいケガをして入院した。



学校行事に参加中、転倒してケガをし
て通院した。

年間保険料

(学生1名あたり・保険期間中)

Aタイプ **2,000** 円

Bタイプ **3,000** 円

Cタイプ **4,000** 円

保険金額

専用のパンフレットをご覧ください。
(3つのタイプをご用意しています。)

【加入申込先(団体契約者)】

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-3-10 藤和シティコープ御茶ノ水 2 階
TEL.03-3830-0471 / FAX.03-3830-0472

【取 扱 代 理 店】

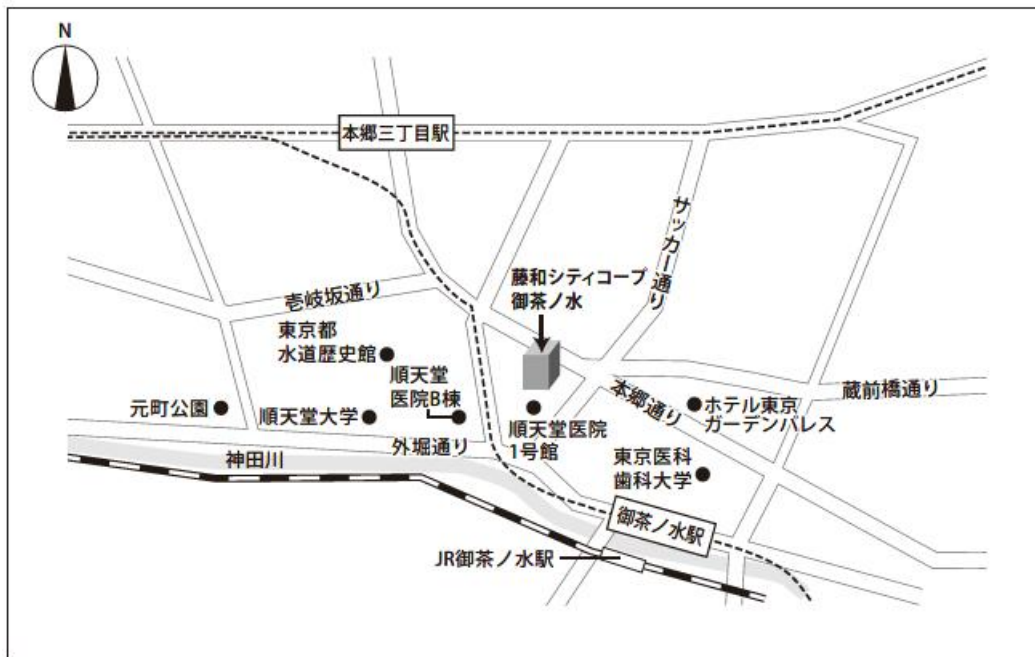
株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2
TEL.03-3581-4667 / FAX.03-3581-4763

【引 受 保 険 会 社】

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL.03-3349-5137



公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 事務局

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-3-10 藤和シティコープ御茶ノ水 2階

TEL. 03-3830-0471 FAX. 03-3830-0472

ホームページ : <https://kaiyokyo.net/>